

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

1. PatentIsland 株式会社	1
2. GROOVE X 株式会社	2
3. 公益財団法人日本関税協会 知的財産情報センター	4
4. (一社) 大阪発明協会	5
5. 日本行政書士会連合会	5
6. 日本放送協会 知財センター	6
7. セイコーホームズ株式会社	7
8. 日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会	7
9. 弁護士知財ネット	8
10. 一般社団法人日本音楽著作権協会	11
11. 一般社団法人日本映像ソフト協会	13
12. 一般財団法人 知的財産研究教育財団	14
13. 一般社団法人日本民間放送連盟	15
14. 日本美術著作権協会	16
15. YKK 株式会社	17
16. 一般社団法人日本レコード協会	19
17. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)	20
18. 日本製薬工業協会 知的財産委員会	21
19. 一般社団法人 日本美術家連盟	22
20. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	23
21. 一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産運営委員会	24
22. パナソニック株式会社	25
23. (一社) 日本映画製作者連盟	26
24. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	26
25. 日本弁護士連合会	28
26. 株式会社日本国際映画著作権協会	29
27. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン	35
28. 日本弁理士会	44
29. ファッションローインスティテュートジャパン	54
30. 日本製薬団体連合会	55
31. 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	57
32. 株式会社KADOKAWA	57
33. ヤフー株式会社	58
34. 一般社団法人 日本知的財産協会	60
35. 中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志 (代表会社: 東京ブラインド工業株式会社)	70
36. 知的財産人材育成推進協議会	75

法人・団体名	
1. PatentIsland 株式会社	
意見の分野	
(E) その他	
意見	
<p>昨年からの米中冷戦を見ても判るように、最先端技術は国力の源です。特に軍事技術に関連する分野の最先端技術の流出は、企業や個人のレベルの損失をはるかに超えて、国家の盛衰を支配します。しかしながら、日本国の知的財産推進計画には、国家の盛衰に直結する最先端技術の流出を知財制度を拡充して、是が非でも防止しようという政策がありません。不正競争防止法によって、営業秘密への不正アクセスや不正入手した情報の利用の禁止という防御力の弱い方法しか設定していません。</p> <p>まずは、国家の盛衰に直結する最先端技術分野を具体的に特定することが必要です。先端的な武器の実現の要となる技術がそれに該当します。例えば、電磁兵器に活用できるスーパーキャパシタがありますし、超小型原子炉も該当すると思います。さらには、未来投資戦略で指定している戦略分野も該当しますし、米国が注目している 5G 通信技術、AI もあります。</p> <p>このようにして特定された最先端技術分野の技術の敵対国（中国、韓国等）への流出防止の具体的な措置を規定した法制度の拡充が必要です。</p>	

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

そのためには、「国家戦略知財制度」の制定を知的財産推進計画 2019 で開始する事が必要だと思います。

国家戦略知財制度の概要は次のとおりです。

1. 国家戦略知財とは、国家の盛衰に直結する最先端技術分野の知的財産である。
2. 国家戦略知財との認定は政府が行なう。
3. 国家戦略知財との認定を受けた知的財産を保有する企業では、敵対国の国籍を現在または過去に有した者の雇用を禁止する。

法人・団体名
2. GROOVE X 株式会社
意見の分野
(b) ベンチャー支援
意見

《要旨》

日本発の新産業として、新世代家庭用コミュニケーションロボットの知的財産保護強化に関する施策を加えるべきと考えます。新世代家庭用コミュニケーションロボットは、既存の工業製品と異なり高いキャラクター性、多機能性、拡張性を有しています。そのため、ロボット製品を軸にしたコンテンツ展開を促進するためのデザイン保護施策の強化、既存の産業分野にあてはまらない製品の商標出願に対する支援策等が必要と考えられます。

《意見の内容》

- (A) 主として産業財産権分野に関するもの
 - (b) デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進
- (B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
 - (b) 模倣品・海賊版対策
- (C) 主としてクールジャパン分野に関するもの
 - (c) クールジャパン戦略の持続的強化
- (D) 各分野に共通するもの
 - (b) ベンチャー支援
- (E) その他

《全文》

1. 新世代の家庭用コミュニケーションロボットの特徴

昨今のAIやセンサ、クラウド等の技術の発展・普及を背景に、国内外を問わず様々な家庭用コミュニケーションロボットがここ数年で多数市場に投入されておりますが、その中でも、人や動物の形を模し、四肢や関節を稼働させて生物的な挙動を行い、家庭内をロボット自身の意思で動き回ることができる自律行動型ロボットが登場しています。このような新世代のロボットには、既存のロボットと比較し2つの特徴があると言えます。

(1) キャラクター性

既存のロボットは、人間の労働を代替する存在であり、機能性を中心にデザインが考えられてきました。それはつまり、ロボットに存在感は不要ということです。

一方、新世代の家庭用コミュニケーションロボットは、家族の一員として人と共に生活する存在として位置づけられ始めています。そのため、ロボットのデザインも、いわゆる産業デザイン（機能性中心のデザイン）から、より存在感のある生物的なデザイン、人から「カワイイ」と言われるデザインにシフトしています。

ビジネスとして見た場合、このようなデザインのロボットは単なる電気製品にとどまらず、独立したキャラ

ラクターとして多様なコンテンツ展開が可能になります。既存のロボットとコンテンツの関係は、漫画やアニメのコンテンツが先に存在し、これらを基にしたロボットはグッズ展開の一部、いわば従たる存在として位置づけられていました。しかし、今後はロボット製品がまず先に投入され、これを軸に漫画やアニメのコンテンツ、各種グッズが制作されるようになります。言い換えれば、これからはドラえもんの漫画より先に本物のドラえもんが登場するような世界になると言えます。

（2）多機能性・拡張性

昨今の技術革新により、小型動物程度の大きさのロボットにおいてもパーソナルコンピュータ並みのCPUと、カメラ・マイク・サーモグラフィ等の各種センサ、駆動機構等を搭載することができるようになりました。このようなロボットは、単なるおもちゃや特定の機能に特化した家電製品と異なり、様々な機能を持ち、さらにはソフトウェアアップデートやクラウドを利用して機能を拡張していくことができます。具体的には、ディスプレイやスピーカーを利用してユーザ間の通信、遠隔地の居住者の見守りなどのサービス提供、健康状態の診断器具、楽器としての利用などが考えられます。

このように、新世代のロボットは、各産業分野に分散し専門特化したこれまでの工業製品と異なり、多種多様な機能を統合して1体で実現できる存在になります。

2. 新世代の家庭用コミュニケーションロボット産業における日本の優位性

このような新世代の家庭用コミュニケーションロボット、特に自律行動のための複雑な駆動機構を有するものは、日本が今後グローバル市場において高い優位性を築くことができる産業となることができると言えられます。

AIなどのソフトウェア技術においては、世界中で熾烈な開発競争が繰り広げられておりましたが、日本がこの競争を勝ち抜くためには、日本にしかできない付加価値が必要になると考えられます。

そこで、ソフトウェアだけではなく複雑な駆動機構を有する自律行動型ロボットの場合、これまで日本が積み重ねてきた精密機械の設計・生産技術を活かすことができます。いくら賢いソフトウェアを作ったとしても、地道なものづくりの技術無く、高度な挙動のできるロボットを市場に出すことはできません。

また、家族の一員としての存在感を持つ家庭用ロボットのデザイン、すなわち「カワイイロボット」のデザインや、ロボットのコンテンツ化によるビジネス展開、という側面においても、日本にはクールジャパンコンテンツとしての漫画・アニメーション産業における蓄積があります。

このように、新世代の家庭用コミュニケーションロボットは、日本が蓄積してきた技術・知見・人財を総動員することにより、グローバル市場において高い優位性を築くことができる産業になると考えられます。従って、このようなロボット産業の知的財産保護施策を重点的に実施することが、日本全体の国益に資すると考えられます。

3. 現在の知的財産制度の問題点

これまで述べてきたような新世代の家庭用コミュニケーションロボット特有の知的財産制度の問題点については、いまだに議論の俎上に上ったことすらないのではないか、と考えられます。少なくとも当社が気付いている問題点については、具体的に次のようなものがあります。

（1）ロボットのコンテンツ展開に対する保護の不足

現在の知的財産制度は、ロボットのコンテンツ展開に対する保護が極めて脆弱と言わざるを得ません。

まず、いわゆるコンテンツを保護する法制度として真っ先に挙げられるのが著作権法ですが、ファービー人形事件（仙台高裁 H14.7.9 平成 12 年（う）63・177 事件）にみられるように、現行の著作権法においては著作権の成立自体が不透明です。

一方、意匠権については出願書類に記載した物品が対象となってしまうため、ロボットとしての意匠を出願したとしても、アニメーションなどのコンテンツには権利が及びません。また、グッズの展開についても、各物品毎に意匠出願が必要になってしまいます。

この問題は、従前からミニカー、モデルガンなど工業製品のグッズ化において既に存在していました。一部の大企業では、この点を意識して例えば車両の出願とは別にミニチュア玩具を意匠出願するケース（例：意匠登録第 1239533 号）もあるようですが、資金力のないベンチャーにとって過剰な負担となりますし、ありとあらゆるグッズについて意匠出願をするのも非現実的です。（そもそも小さなベンチャーではそのような論点に気づきすらせず、メインの製品についての意匠権を出願して、これでデザインが守られると安心してしまう可能性が高いでしょう。）

(2) 商標分類

新世代の家庭用コミュニケーションロボットは、明確に当てはまる商標の商品・サービス区分が存在せず、その機能に応じて複数の区分に出願せざるを得ないのが現状です。最低限必要と考えられるのが、第9類(電子通信機械器具等)と第28類(玩具等)ですが、その機能に応じて、第10類(医療機器等)や第15類(楽器等)など複数の区分に対する登録が必要となります。さらに、上記の通りロボットをコンテンツやグッズとして展開する場合は、さらなる指定商品・指定役務の出願が必要になります。

このように多数の区分への登録が必要となることは、区分数に応じて印紙代や事務所費用が加算される現行商標制度下においては、資金力のないベンチャーにとって過剰な負担となります。(これについても、そもそも小さなベンチャーではそのような論点に気づきすらせし、少数の区分だけの出願で安心してしまう可能性が高いでしょう。)

4. 必要な施策

まず、新世代の家庭用コミュニケーションロボットを重点的な検討分野として指定し、現行の知的財産制度の問題点の洗い出しと総合的な施策の検討を実施すべきと考えます。

そのうえで、個々の施策として下記を提案致します。

(1) ロボットのコンテンツ展開に対する保護

ロボット製品を含む工業製品であっても、アニメーション等のコンテンツ展開やミニチュア等のグッズ化の権利を直接的に保護する制度の制定が必要と考えられます。現行の知的財産法の権利保護範囲を拡充するほか、不正競争防止法による特別な手当でも考えられます。

また、法改正を伴わざとも実施可能な施策として、下記のものが考えられます。

- ・ベンチャー支援策の中に、コンテンツ化・グッズ化も見越した権利出願に関するアドバイスを追加する
- ・コンテンツ化・グッズ化も見越した権利出願の方法に関するガイドラインを制定する

(2) ロボットの商標区分の明確化と複数区分登録に対する支援

理想としては、1つの商標区分にのみ出願すれば保護されるような制度に商標制度を改正すべきと考えます。

しかしながら、国際調和等の観点から短期的に商標区分を改定することは難しい可能性もあるため、当面の対策としては下記のような施策を実施すべきと考えます。

- ・ロボットの商標出願の商品区分に関するガイドラインを制定する
- ・ベンチャー支援策の中に、ロボットの多機能性・拡張性を想定した商標区分の指定方法に関するアドバイスを追加する
- ・1製品が複数の商標区分に該当する場合の助成金または費用軽減制度を創設する

以上

法人・団体名
3. 公益財団法人日本関税協会 知的財産情報センター
意見の分野
(b) 模倣品・海賊版対策
意見
公益財団法人日本関税協会は、事業活動の一環として、権利者を会員とする知的財産情報センター(CIPIC)を設け、知的財産侵害物品に関する調査研究、税関職員に対する研修、水際取締りの支援等を行っております。近年、越境電子商取引の発展により、消費者がネットを通じて直接海外から商品を輸入するケースが増加し、模倣品・海賊版(以下「模倣品等」という。)の輸入も多数散見されております。税関による輸入差止件数の大多数は、商標権侵害物品です。商標法で保護対象とされる商標は、「業として・・・使用するもの」と規定されており、個人使用目的で輸入される模倣品等については商標権侵害に該当せず、関税法69条の11に規定する「輸入してはならない貨物」に該当しません。

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

平成 29 年の税関による知的財産侵害物品の認定開始件数は 36,431 件、差止実績は 30,627 件となっており、その差 5,804 件が非該当と認定され、輸入が許可されております。その大多数は輸入者が個人使用と主張し輸入が許可されたものと思われます。非該当の件数は年々増加しており、平成 25 年には認定開始件数の約 6.7% でしたが、平成 29 年には約 16% に増加しています。平成 30 年には 20% を超えた CIPIC 会員もあります。

近年、この点を悪用して模倣品等を輸入し、国内でネットを通じて販売する者が増加していると推測しております。フリマアプリや SNS を利用した模倣品等の国内流通事例が増加しているとの報告があり (『パテント』2016 年 9 月号)、権利者としてもその動向を注視しています。

従来国内で模倣品等を販売していた業者が、規制を逃れるために海外にビジネス拠点を移転し、日本語で販売サイトを運営し、模倣品等を販売する事例が会員から報告されています。これらの販売サイトでは、税関で差止めされた場合、「個人使用目的である」旨回答するよう指南しているものもあります。この様な販売行為は、国内法では違法性を問えず、輸入行為についても個人使用目的を理由に差止めできなければ、模倣品等が国内に流入し、権利者の社会的信用を棄損し、経済的損害を与えるのみならず、消費者の安全を害する危険性もあります。

このような個人使用目的を悪用した模倣品等の輸入を規制するためには、「業としての輸入」に、『業として販売する海外の事業者から輸入する行為』(いわゆる BtoC 取引) を含めるよう、解釈の変更を含む抜本的な対策を図っていただきたいと要望いたします。

(参考：模倣品ウェブサイト)

<http://www.yabuy.jp88.com/index-2.html>

法人・団体名	
4. (一社) 大阪発明協会	
意見の分野	
(c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援	
意見	
「知的財産推進計画 2018」は、2013 年以来 5 年ぶりにまとめられた「知的財産戦略ビジョン」と同時に、2018 年 6 月 12 日に発表されましたが、これら発信の中においては「価値デザイン社会」、「デザイン経営」といったキーワードを用いて、「新たな価値を生みだす経営の仕組をデザインしていくこと」の重要性が説かれ、そのためのツールとして「経営デザインシート」が提案されております。	
AI 等新規技術の活用、コト消費、シェアリング等のビジネス潮流変化のスピードに鑑み、「デザイン経営」、「経営デザインシート」といった新たな仕組は、地方創生の施策としても導入検討の必要性を感じざるを得ない思います。地方・中小企業がこれらの仕組について総論を理解しつつ、実際の産業界でどう展開すべきかの具体論に関し、行政機関による地方・中小企業へのさらなる周知化・啓発のための施策を期待いたします。	
なお、上記施策を推進するためのパートナー機関として、(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) の知財総合支援窓口事業などを展開する弊法人をはじめとする地方発明協会、業界団体の地方部会、弁理士会の地方会(旧支部)を活用するのが良いと思われます。地域産業振興を主たる事業目的とする弊法人としても、喜んでご協力させていただく所存ですので、その折にはお声がけをいただければ幸いです。	

法人・団体名	
5. 日本行政書士会連合会	
意見の分野	
(d) 知財創造教育・知財人材育成の推進	
(e) デジタルアーカイブ社会の実現	
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの	
意見	
地域において知財創造教育を推進する体制 (地域コンソーシアム) が継続して効果的に機能するよう、コアとなる組織の在り方、継続実施するための財源など、検討をお願いします。	
また、知財創造教育を根付かせるために、知財創造教育推進コンソーシアム及び地域コンソーシアムにおいて、シンポジウム等の開催を検討していただきたい。	

経営デザインシートの利用について、伴走型支援を推進するべく、積極的に知的資産経営を導入している行政書士活用の検討をお願いします。

本施策の更なる普及のため、関係省庁と行政書士会等の支援機関との連携についても、推進していただきたい。また、金融庁、経産省におかれでは、金融機関連携施策に本制度の活用を促す取組みづくりを進めていただきたい。

知財総合支援窓口について、行政書士の活用を検討していただきたい。

多種多様な業種の中小企業、小規模事業者等のサポートに携わる行政書士は、知的財産に関しても専門分野としている。その業務の幅が広さから、様々な気付きをクライアントに提供することができ、クライアントの新たな価値創造に寄与することができます。

デジタルアーカイブ関連人材の育成に関して、司書養成課程においては「図書館情報技術論」が、学芸員養成課程では「博物館情報・メディア論」が必修科目として措置されておりますが、より一層、デジタルアーカイブ専門人材の育成を進めていただきたい。

コンテンツのデジタルアーカイブ化の後、その利活用が重要となるが、オーファン（孤児著作物）について裁判制度をより利用者目線に立った使いやすい制度に改良すべきと思料する。

特により本制度を活用しやすくする環境作りとして、文化庁長官への裁判申請手続に関して代理申請を行う行政書士に当該手続に限っての供託手続代理申請権限を新たに認めることを検討していただきたい。専門的な知見が必要となる本制度において、円滑に手続きを進めるためにも専門家が必要不可欠であり、専門家が間に入ることによって、窓口の負担も軽減するものと思われる。また、専門家のワンストップ化を進めることで、複数の専門家に依頼する手間が省くことができ、国民の利便性の向上にも資するものと考える。

法人・団体名	
6. 日本放送協会 知財センター	
意見の分野	
(c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築	
意見	
<p>現在の著作権法では、放送コンテンツを放送と同時にインターネットで配信(サイマルキャスティング)する場合、放送とは異なる支分権が働くため権利者から別々に許諾を得なければならず、迅速なコンテンツの提供の支障となっている。</p> <p>特に、放送は報酬請求権で、サイマルキャスティングは許諾権である規定や、権利制限規定において放送のみがその対象となっている規定などは、国際条約から見ても日本独特の取り決めとなっているのではないかと思われる。</p> <p>例えば、放送コンテンツのリピート放送には、実演家に働く権利は報酬請求権で許諾は不要だが、当該リピート放送をサイマルキャスティングする場合は許諾権が働くため別途の許諾が必要となる。商業用レコードの二次使用でも同様である。許諾権になることで、不明権利者やレコードの権利処理の負担が増えるなどの課題が生じる恐れがある。</p> <p>サイマルキャスティングは、視聴者やユーザーから見ても、放送と同じ時間帯に同じコンテンツを別の伝送路で見ているに過ぎず、権利者の利益を不当に害するとは考えにくい。</p> <p>放送と通信の融合と言われて久しいが、「放送」と「サイマルキャスティング」で著作権法上の権利が異なることにより、迅速なコンテンツ提供の支障となっている状況は早期に解消されることが望ましい。そのため、日本においてもサイマルキャスティングが諸外国と同様に実施されるよう、著作権法の改正を要望する。</p>	

(要旨)

現在の著作権法制において、放送とインターネットによる同時配信の権利が異なる規定について、より円滑な権利処理を進めていくために、多くの国と同様、同時配信の権利を放送と同じ扱いとするよう、著作権法の改正を要望

法人・団体名	
7. セイコーエプソン株式会社	
意見の分野	
(b) デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進	
意見	
<p>デザイン経営および関連する意匠権の保護について意見を提出致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> IoT の進展によるビジネスの多様化と共に、商品形態の多様化も進展しており、制度ユーザーとしてはこれらに対応したユーザーに過度な負担を強いることのない、先行者利益が保護される適切な商品形態保護の制度拡充を期待する。ここでいう商品は製品・物品のみならず、画面・UI や店舗外観や陳列方法などを含む (=Merchandise not only product)。 一方で、デザインによる各社の付加価値向上施策を概観すると、大きなトレンドの変化が見られる。それは、新たな特徴を追加する加飾化からむしろ特徴を削除するシンプル化に向かう方向性である。現行の意匠法は加飾化による創作の保護に重きを置くため、今後大きなトレンドとなるデザインのシンプル化に対応して適切に商品形態保護の役割を果たすことにそもそも課題がある。 また、意匠権については、登録された権利範囲が後願となる意匠の出現により出願当初よりも狭くなり、出願時に想定していた保護が出来ない場合があるため、権利化可能な領域を増やすことのみならず、製品保護の観点から実態に見合った実効性がある法整備を継続的に検討すべきである。 制度ユーザーがデザイン経営を実現し、ひいては産業の発展に貢献するためには、大きなデザイントレンドに適合し、広範な商品形態を保護する知的財産権法全体の制度設計の議論が不可欠である。議論の際にはグローバルハーモナイゼーションの観点からの検討も忘れてはならない。 そして、経営資源としてデザインを活用するためには、権利側面での活用しやすい仕組みも必要だと考える。例えば、現行の判定制度では、登録意匠やこれに類似する意匠の範囲について判定対象の権利侵害の可能性を示すもので、権利侵害の疑義があるものが市場に流通したのを待って活用する制度であり、創作の早い段階でデザインが投資に資するものであるかの判断の助けにはならないため、公的な新しい類否判断制度の導入などの検討もお願いしたい。 上記を鑑みて、引き続き複数の法域を視野に入れた適切な商品形態保護を検討いただくことを望む。 <p>以上、よろしくお願ひ致します。</p>	

法人・団体名	
8. 日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会	
意見の分野	
(b) 模倣品・海賊版対策	
(d) 知財創造教育・知財人材育成の推進	
意見	
<ul style="list-style-type: none"> 個人輸入による模倣品・海賊版の拡散を防ぐ法的整備が必要であると思われる。 リーチサイトに限らず一般的な SNS 等のリンクを介して模倣品や海賊版等の違法物品が拡散していることから、これらをテイクダウンできるようにする法的整備が必要である。例えば、不正競争防止法での立法を検討されたい。 海賊版サイトの実態、資金の流れ、実効性のある対策に関する調査が必要であると思われる。 	

- ・海賊版サイトに対する広告出稿を停止・予防できる法的整備が必要である。
- ・海賊版の被害で最も重要なのは正規版のリリース後から数日の期間であることから、高速かつ自動で発見し削除できるシステム開発が必要である。例えば、電気通信大学(株式会社 PSS-Photonic System Solutions)等が現在開発中のシステムのようなものを想定している。
- ・ECサイトにおいて、模倣品を自動的に発見し通知できるシステムの開発が必要であると思われる(海賊版を発見するシステムが応用できるように思われる)。
- ・海賊版サイトにどのコンテンツが掲載され、閲覧されているかなどについて検証できるシステム開発が必要である。
- ・インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(TF)で議論されたすべての海賊版対策について効果を調査・検証する必要がある。
- ・海賊版対策において、憲法上の「通信の秘密」を侵す場合がどのようなものであるか調査を行う必要がある。我が国の専門家による議論においても見解の一致を見ておらず、海外と比較しても我が国独自の特殊な状況であるように思われるため、偏りのない多様な専門家による議論が必要である。
- ・海賊版対策において、フィルタリングあるいは東京大学宍戸常寿教授が提唱する「アクセス警告方式」(「フィルタリング等」という)は、海賊版対策において有効な手段であると思われることから、その法的課題及び効果、導入の方法について調査・検討を行う必要がある。
- ・フィルタリング等を実施するに当たっての技術開発を進める必要がある。
- ・海賊版を拡散するサイトが、google等の検索結果に表示されないようにする仕組みが必要である。

1. コンテンツにおける法的分野の人材育成

- ・AI、VR、AR等の新規の技術分野をめぐる著作権の専門家の育成が急務。
- ・効果的な海賊版対策について整理し、海賊版対策の専門家(弁護士)の育成が必要。

2. ファッションローラー分野の人材育成

- ・ファッションローラーの分野に関する研究者・教育者の育成が急務。
- ・ファッションローラーにかかる教育手法に関し体系的なプログラムを検討し作成する必要がある。

法人・団体名	
9. 弁護士知財ネット	意見の分野
(A) 主として産業財産権分野に関するもの	
	意見

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集に対する意見書

弁護士知財ネット理事長 弁護士 末吉瓦

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集に対し、弁護士知財ネットは、主に「(A) (c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」、「(A) (e) 知財システム基盤の強化」及び「その他」に該当するものと思料される事柄に対して、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨(要旨)

- 育成者権の権利範囲の明確化等を含む種苗法の改正に向けた議論を加速すべきである。
- 国際競争力のある和牛等の遺伝資源の不正な国外流出対策として、品種改良の成果としての保護の可否を早急に検討すべきである。
- 知的財産関係訴訟手続のIT化の取組みを早急に進めるべきである。
- 医薬品の特許について、その存続期間が延長された場合の効力範囲を明確化すべきである。

第2 意見の理由

- 育成者権の権利範囲の明確化等

高品質で競争力のある収穫物が得られるわが国の開発品種が国外へ流出し、農産品の重要なマーケットとし

て位置づけられている海外市場が浸食されている問題に対処することは喫緊の課題である（先般も農研機構の開発した新品種のみかんの木が韓国へ持ち出されて栽培されている旨の報道がなされていた。）。

そのために、まずは不断の見直しがなされている特許制度等と比較して、整備に遅れがみられる品種登録制度を規定する種苗法を早急に整備することにより、植物新品種の保護を十全ならしめる必要がある。

とりわけ、種苗法に基づく育成者権については、品種登録された植物新品種の利用についての独占権でありながら、その権利の範囲を画するものが法律上、明確に定められておらず、下級審の裁判例や一部の学説では、品種登録されたが植物体の現物が育成者権の権利の範囲を画するものであると説かれたりしている（いわゆる、権利行使時における「現物主義」）。

しかしながら、品種登録された植物体は生物体であり、育成者権の存続期間中、常に一定の状態（特性）を保持し続けるものではないので、育成者権の権利の範囲を把握するため基礎資料として捉えることには無理があり、そもそも「現物」とはどの固体を指すのかという点からして明瞭ではないため、権利行使上も現物であることを証明することなどにおいて、育成者権者に困難を強いる面がある。このようなことでは、品種登録をしても適時・的確に植物新品種の保護が受けられないことにもなりかねない。

したがって、早急に育成者権の権利範囲の明確化すべく、現在検討されている種苗法改正作業をさらに加速させるべきである。

なお、先頃、ミャンマー連邦共和国では、わが国の法務省と特許庁とが連携して実施している知的財産法制度整備支援活動の成果として、商標法と意匠法が成立した。特許法と著作権法も、同国の連邦議会に法案が上程されており、引き続き整備される予定である。

そして、ミャンマー連邦共和国においては、上記に先だって、農林水産省のバックアップもあり、植物新品種保護法制（わが国の種苗法制に相当）が整備されている。

わが国の農林産品が主要な海外マーケットにおいて、適切に保護されるには、当該国にも適切な植物新品種保護法制が存在していかなければならない。例えば未だ植物新品種保護法制の未整備のASEAN諸国においても、わが国の輸出産品としての適切な保護を求めるのであれば、まずはわが国がASEAN諸国に対し、手本となるような種苗法制を提示できなければならない。そういう面からも、わが国において、時代に適合した、ユーザフレンドリーな種苗法制を早急に整備する必要性がある。

2 和牛の遺伝資源の保護について

GI登録もされている神戸ビーフ等にみられるように、上質の牛肉を提供し得る、いわゆる和牛についての肉製品は、わが国の貴重な戦略的輸出産品である。

これについて、先頃、生殖細胞（和牛の受精卵と精液〔遺伝資源〕）が国外へ持ち出されそうになったという事件報道に接した（注1）。

国際競争力のある高品質な牛肉を供給できる和牛は、長年にわたる我が国の畜産家による品種改良に向けた研究開発努力の結晶であり、その遺伝資源は、かかる品種改良成果の化体した媒体（マテリアル）に他ならない。

同事件では、たまたま中国当局が持ち込みを拒否して日本に返送され、平成31年1月29日付で農林水産省は、家畜伝染病予防法違反の疑いで持ち出そうとした人物を刑事告発したことであるが、植物新品種の種苗と同様、和牛の生殖細胞（遺伝資源）も海外で繁殖の用に供されれば、外国産の「和牛」（WAGYU）が海外マーケットのみならず、日本のマーケットをも浸食することは、1990年代にアメリカを経由してオーストラリアに渡った“WAGYU”的からも明らかである。

しかし、こうした過去の教訓にもかかわらず、我が国の現行制度では、いったん不正に流通した遺伝資源の利用行為を差し止める方策がない。トレーサビリティや契約による管理だけでは、遺伝資源の不正利用品の流通を止めることはできないのである。

したがって、我が国の畜産家の品種改良努力を適切に保護するためには、品種改良の成果である和牛の遺伝資源の不正利用に対する制度整備を早急に検討すべきである。

3 知財システム基盤の強化について

（1）わが国の司法手続は、依然として紙媒体により行われているところ、特許出願等を例に挙げるまでもなく、行政手の手続においては、既にIT化が推し進められている（注2）。また、ビジネスがグローバル化している昨今においては、知的財産関係訴訟も含むビジネス関連紛争の解決手段の一つとして、国際訴訟が位置づけられることも少なくない。そして、こういったグローバルニーズに着目して、紛争解決サービスの拠点となることを目標にして司法制度を整備している国もある。わが国の知的財産司法制度が、国際紛争の信頼のおける解決手段として評価され、その地位を確立するためには、訴訟手続のIT化は最低限の制度整備であろう。

（2）司法手続IT化の国際的なベンチマークは、書面提出・手数料納付等の電子化（ペーパレス化）や案

件管理電子ツールの導入である（注3）が、この点において、韓国、台湾など、逐一指摘するまでもなく、わが国の司法手続は国際的なIT化において周回遅れの状況にある。すみやかに必要な予算措置を講じ、訴訟手続のペーパレス化を、早急に実現するべきである。

4 医薬品等についての延長特許の効力範囲に明確化について

（1）医薬品等は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）等の法律による規制を受けるため、特許発明を実施する（製造販売等をする）については、個別に行政処分（製造販売承認等）を受けなければならない仕組みとなっている。そのため、特許法では、かかる法制度により実施が妨げられた期間分は、これを回復せしめるべく、特許の存続期間を、5年を限度に延長できることとされている（特許法67条4項〔TPP11対応改正前の同条2項〕）。

（2）もっとも、延長された特許の効力範囲については、当該特許発明の技術的範囲（特許法第70条参照）の全範囲にわたるものではなく、延長登録の理由となった行政処分の対象となった物についての特許発明の実施以外の行為には及ばないとされている（特許法68条の2）。

つまり、延長特許は、行政処分の対象となった物の製造販売等を禁止するにとどまり、それ以外の物（医薬品）についての製造販売行為等は妨げられないと読むことも可能である（特許法67条4項と特許法68条の2とを相互に関連づけて解釈をするということである。）。

そのように理解するのであれば、延長特許の効力は、行政処分で特定される医薬品と同一の範囲でのみ及ぶということになる。

（3）しかしながら、現在の裁判例をみれば、特許法67条4項と特許法68条の2とを相互に関連づけて解釈しておらず、延長登録の可否と、延長された特許の効力範囲は別々に議論されている。

そして、同一の特許発明の実施となる別々の医薬品（行政処分の対象となる医薬品は、その「名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項」によって特定されるので〔医薬品医療機器等法14条2項3号柱書き〕、同一の用途、同一の有効成分を含有するものであっても、剤形や分量等で異なる製造販売するには、別の承認を得ることになる。）については、それぞれ行政処分を得る必要があることから、同一の特許発明にかかる物についても、先行する行政処分（たとえば「錠剤」と、後行の行政処分（たとえば「カプセル錠」）が存在することは珍しいことではなく、さらにいえば、含有量が違うというだけで、別の行政処分を得る必要がある。

（4）このような同一の特許発明の実施にかかる場合であって、実施態様ごとに別々に行政処分を得る必要があった場合には、それについて延長登録が可能であると解するのが最高裁判例であるが（最高裁27年1月17日〔アバスチン事件〕判決）、そうすると、延長登録は医薬品単位に細かい延長が可能となる反面、延長特許の効力範囲の解釈については、少し実施態様を異にするだけで、延長特許の効力範囲を脱するということでは、特許の存続期間を延長した意味がないので、均等あるいは実質同一の範囲に及ぶと捉える立場が有力である（知財高裁平成29年1月20日〔オキサリプラティヌム事件〕大合議判決等参照）。

（5）このように、特許の延長登録については、医薬品ごとに（いわば品目単位で細かく）延長登録が認めら、他方、それにより延長された特許の効力範囲については、医薬品の枠を超えた広がり（実質同一や均等範囲）で及ぶとなれば、併存する二つの医薬品についての延長特許の効力範囲が、互いに重複するということも起こる（これについては、上記知財高裁大合議判決でも少なくとも分量のみが異なる医薬品について、効力範囲が重複することはあるとの認識を示している。）。

このような場合において、たとえば一方の延長特許が延長された存続期間の満了をもって終了したのに、他方の延長特許がいまだに存続しているような場合は、存続期間が終了している医薬品についても存続している延長特許の効力が及ぶとされることにもなりかねない。

このように、特許が延長登録される要件としての医薬品の単位よりも、延長特許の効力範囲の範囲が広く解釈されているために、延長された特許の外延が不明瞭となり、安定供給が図られるべき医薬行政や製薬業界において無用の混乱や後発医薬品の製造自粛といった事態を招来せしめることとなりかねない。

これに限らず、延長登録の可否と延長された特許の効力範囲の解釈問題は、条文の適用関係（特許法67条4項と特許法68条の2との関係）も、解釈論も誠に不明瞭な状況にあるといわざるを得ない。

特許権者による医薬品開発のインセンティブを損なうことなく、後発医薬品の市場参入機会も適正に確保される形で延長された特許の効力範囲の一層の明確化により関係者・関係省庁の予見可能性を高め、国民生活において重要な医薬品について、無用の特許紛争が惹起しないよう検討するのが肝要である。

本件は、その法領域が医薬品の製造販売承認という医薬行政（薬機法上の製造販売承認）と特許行政（延長登録の可否）とにまたがり、さらに特許発明の司法的保護範囲が問題となるところであるから、省庁横断的な検討が可能な知的財産戦略推進本部で整合的に調整するのが相応しい事柄であると思料される。

（注1）動物検疫所が発表した広報資料の写真によると、受精卵を入れていた「ドライシッパー」と呼ばれ

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

る冷蔵容器は、高さ 40cm 程度の小型のドラム缶のような大きさがあるうえ、内部には受精卵を入れたストローが数百本詰まっていた。

(注 2) 規制制度改革との連携による 行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン（「デジタルファースト・アクションプラン（仮称）」）中間整理

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/detakatsuyokiban/pdf/action_plan_honbun.pdf

(注 3) 世界銀行 Doing Business 2019 (Japan の P84 参照)

<http://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/country/japan/JPN.pdf>

以上

法人・団体名
10. 一般社団法人日本音楽著作権協会
意見の分野
意見
意見内容の分野
(B) (a) コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立
意見 1 アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準向上に向けた取組をより積極的に推進すべきです。
(1) コンテンツの海外展開を促進するためには、海外における知財保護の実効性を高め、創作者への適正な収益の還元を実現する必要があり、音楽については、各国の著作権管理団体が権利の保護と利用の円滑とを両立させるインフラとして機能することが重要です。
(2) アジア・太平洋地域においては、音楽著作権管理団体の使用料徴収規模が大幅に拡大している国もあります（インドネシアではここ 5 年で 10 倍になっています（「CISAC GLOBAL COLLECTIONS REPORT 2018」52 頁。），著作権保護の水準はいまだ十分とはいえない（域内の音楽著作権管理団体の使用料徴収総額の 9 割以上を日韓豪の 3 か国で占めている状況です（「CISAC GLOBAL COLLECTIONS REPORT 2018」49 頁。）。
(3) 当協会は、CISAC（著作権協会国際連合）アジア太平洋委員会の活動を通じて域内の著作権管理団体を支援するとともに、講師の派遣、研修生の受入れ等の地道な取組を続けてきましたが、この地域の著作権保護水準を高め、日本の音楽コンテンツの適正な利用と対価の還元を促進するためには、政府による積極的な取組も必要です。
(4) 文化庁がアジア・太平洋地域における著作権法整備や海賊版対策の支援を実施されていますが、各区政府との連携を強化し、これらの取組をより積極的に推進すべきです。
意見内容の分野
(B) (a) コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立
意見 2 音楽作品の海外展開促進のために必要となるメタデータの整備等を推進すべきです。
(1) コンテンツの海外展開を促進し、その対価を確実に創作者に還元させるためには、外国語のメタデータの整備等が必要です。
(2) 音楽の分野では、作品の制作時に外国語タイトル等のデータが付されないことも多く、その場合には、弥縫策として日本語読みをローマ字で表記したタイトル等を各国の著作権管理団体等と共有することとなります。しかしながら、海外展開の過程で独自の外国語タイトルが付されたり、著作権管理団体間で共有しているものとは異なる方式のローマ字表記が付されたりすることが少なくないため、対価還元の前提となる利用の捕捉がままなりません。
(3) この状況を改善するには、作品制作段階で海外展開用メタデータを付すインセンティブを高める施策（どの地域でどのような作品がどれくらい利用されているかの傾向を明らかにする調査等）を実施するほか、国際的に用いられている各種識別コード（ISWC, ISRC, ISBN 等）の活用の促進、日本の音楽作品のフィンガープリント・データの生成・提供の促進等を総合的に進めることが必要であり、政府による積極的な取組が期待されます。
意見内容の分野

(B) (b) 模倣品・海賊版対策

意見3 インターネット上の著作権侵害行為及び侵害助長行為について、より実効性が高い対策を講じるべきです。

(1) インターネット上の著作権侵害行為及び侵害助長行為（以下「著作権侵害行為等」といいます。）は、巧妙化・悪質化の一途をたどっており、個々の権利者の自助努力で事態を開拓することは望むべくもありません。

(2) このため、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（座長）検討状況報告（別添）中間とりまとめ（案）（第9回会合修正反映版）（2018年10月30日開催 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第1回）資料1-2）の「インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」について、官民一体でその効果を検証し、検討を進めるべきです。

(3) 特に、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応については、早急な立法措置が望まれます。その際、適法なコンテンツへのリンク情報等を一定数掲載する（リーチサイト等を「グレー」な状態にする）ことによる責任逃れを許さないようにすることが肝要です。また、サイト・アプリ全体についての差止請求を可能とすべきです。個々のリンク情報等の提供についてしか差止請求が認められないとすると、個々のリンク情報等を逐一確認して漏れなく対応することは事実上不可能なので、上記の「グレー」な状態で侵害コンテンツへのリンク情報等を巧妙に隠しながら悪質な誘導行為が継続されるおそれがあります。著作権等管理事業者においては「個々の権利者の救済ではなくて、集合的な意味での著作権者の救済」が求められていることからも、サイト・アプリ全体についての差止請求を可能とすべきです。

(4) このような立法措置が実現した場合でも、海外のリーチサイト等については十分な対策が行えない可能性があるため、「インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」の検討と並行して、実効性のある侵害対策の一つとしてサイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべきです。

意見内容の分野

(B) (c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

意見4 現行の私的録音録画補償金制度を、私的複製について適正な対価が確実に権利者に還元される制度設計とすべきです。

(1) 現行著作権法30条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものです。しかしながら、「相当の蓋然性をもって私的録音に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって私的録音の実態が認められる」（2019年2月1日開催「文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」第7回 資料1）機器ですら、補償金の対象となっていないことから、補償は有名無実化し、このバランスは完全に崩壊しています。

(2) 「平成29年度私的録音に関する実態調査-中間報告-」（平成29年12月20日みづほ情報総研株式会社）によれば、過去1年間に私的複製を行ったことがない者の割合は減少していません。

(3) このような実態の下で、権利の保護と利用の円滑とのバランスを回復するためには、少なくとも、「相当の蓋然性をもって私的録音に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって私的録音の実態が認められる」機器については、速やかに補償の対象にすべきです。その上で、それ以外の機器のうち「私的録音の実態が認められるもの」についても、その実態に応じて補償の対象とする方向で検討を進めるべきです。

意見内容の分野

(B) (c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

意見5 権利者不明著作物に係る課題の解決に向けた官民の取組を推進すべきです。

(1) 権利者又はその所在が不明である著作物（以下「権利者不明著作物」といいます。）をより簡便な手続で適正に利用したいというニーズの高まりを受けて、裁判制度（著作権法第2章第8節）の改善が図られてきました。

(2) 当協会も、文芸、写真などの権利者団体で組織された委員会において、裁判制度における利用者の負担を軽減する方策の検討及びその効果を検証するための実証事業を進めています。また、著作物の適法かつ円滑な利用を促進するための「権利情報プラットフォーム」の構築に向けて、音楽分野の権利者団体等で組織された「権利情報集約化等協議会」において、権利情報の継続的な収集・更新の方策等の諸課題を整理検討し、その負荷・効果を検証するための実証事業を継続しています。

(3) これら実証事業への支援等のほか、利用者による権利者の捜索に係る費用・労力、手続に要する時間等に関する問題に対応するため、拡大集中許諾制度等の新たな制度の導入に向け、具体的な検討を進めるべきです。

意見内容の分野

(B) (c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

意見6 柔軟な権利制限規定（著作権法30条の4、47条の4及び47条の5）の運用状況を注視し、権利者の利益が不当に害されることがないようにすべきです。

(1) 「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定」として整備された著作権法30条の4、47条の4及び47条の5について、2018年11月26日の検証・評価・企画委員会産業財産権分野（第1回）・コンテンツ分野（第2回）合同会合で「今後はいかにビジネスを生み出すかが重要となってきています。民間企業の取り組みの下支えとなるよう、想定される事例を示したガイドラインの制定など、適切な運用環境整備をお願いします。」との意見が出されました（同会合議事録14頁）。

(2) この「適切な」運用環境の整備に当たっては、立法過程で各規定に「著作権者の利益が不当に害されることとなる場合は、この限りでない。」とのただし書が設けられた趣旨を踏まえ、「ビジネス」や「イノベーション」のために著作権者の利益が犠牲にされることがないよう十分に配慮すべきです。特に、関係当事者による真摯な交渉の積み重ねによって現にライセンス市場が形成されている場合は、それを尊重すべきです。

(3) また、我が国の訴訟制度及び訴訟コストの下では権利者が侵害対策に大きな負担を強いられることから、柔軟な権利制限規定がいわゆる居直り侵害を助長することがないようにすることも重要です。

法人・団体名	
11. 一般社団法人日本映像ソフト協会	
意見の分野	
(b) 模倣品・海賊版対策	意見
《全文》	
1. 「模倣品・海賊版対策」について	
わが国におけるオンライン上の著作権侵害は、全国警察によってP2P等を悪用した違法アップローダーの継続的な事件検挙が行われてきました。	
これら事件は、マスコミ等でも広く報道されてきたこともあり、日本国内でのP2Pソフトや動画共有ソフトを悪用した著作権侵害は、減少傾向にあります。	
しかし、その一方で、悪質な事犯は、海外P2Pネットワークや海外サーバーを悪用するなど国境を越えたステージとなっています。オンラインの世界では、国境や日本語（言語）といった「壁」もいまや無くなりつつあります。国境を越えた著作権の侵害は、今日のデジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォンなどの高機能端末の世界的普及に伴い、個人レベルで拡散し蔓延することから、その対策は困難を極めています。	
オンライン上における著作権侵害が世界のコンテンツホルダーにとって、脅威であり国際的に大きな課題となっていることは言うまでもありません。	
このような状況のなか権利者は、日々に渡り直接的な権利行使を行うとともに、周辺対策として、セキュリティソフト会社との連携による侵害サイトのフィルタリングや検索サービス会社との連携による検索結果表示の停止要請、広告会社に対する広告出稿の抑止要請、金融機関・カード会社に対する侵害サイトの口座凍結などを行っています。	
しかし、これら対策には、時間と人的労力そして多くの費用を必要とします。一権利者一団体レベルでは到底対応できない現状にあります。	
クールジャパン戦略を推進するわが国として、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、その一方の守り部分である国境を越えて益々複雑化し潜在化する著作権侵害の対策に、恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。	
《要旨》	
コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた著作権侵害対策への支援を要望する。	

法人・団体名	
12. 一般財団法人 知的財産研究教育財団	
意見の分野	
(d) 知財創造教育・知財人材育成の推進	
意見	
<p>(1) 現状と課題</p> <p>中小企業・スタートアップは、地方経済・イノベーション創出の担い手として期待されており、より主体的に価値創造の中での知財の位置づけとその役割を認識し、これを活用できるようになることが重要である。そのためには中小企業・スタートアップが知財への意識を高め、知財マネジメント人材を育成・確保することが不可欠である。</p> <p>「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)においても、全ての中小企業で知的財産を理解できる人材を、少なくとも一人は育成する「一社一人運動」^(※)を実施するという施策が掲げられているところであるが、知的財産を理解できる人材を有する中小企業はまだ一部に限られているのが現状であり、一層の推進が求められる。</p> <p>※ 「知的財産人材育成総合戦略」P.30 参照</p>	
<p>(2) 今後取り組むべき施策</p> <p>(ア) 中小企業・スタートアップ内の知財マネジメント人材の活用</p> <p>知財の活用があまり進んでいない中小企業・スタートアップに対して知財活用の成功事例に関するセミナーを実施するなどの知財普及啓発活動において、既に経営戦略において知財を活用している中小企業・スタートアップにいる知財マネジメント人材を積極的に活用すべきである。</p> <p>(イ) 中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成</p> <p>中小企業・スタートアップの知財意識を高めるために、全ての中小企業・スタートアップで、知的財産管理技能士等の知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進すべきである。</p> <p>これと同時に、「一社一人運動」に取り組むなど一定の基準を満たした中小企業・スタートアップを、知財人材育成・活用に関する状況が優良な企業として、経済産業大臣・特許庁長官が認定する制度等を創設し、さらに、この制度による認定を受けた企業は政府や公的機関の競争入札において追加評価点が得られたり、支援策の優先適用を受けたりすることができる等のインセンティブ制度を導入すべきである。</p> <p>(ウ) 知的財産の普及活動の継続</p> <p>「推進計画 2017」に掲げられ、「推進計画 2018」においても継続された「地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。」という施策を引き続き継続すべきである。</p>	
<p>2. IP ランドスケープ業務を担う人材の育成</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>2017年に改訂された「知財人材スキル標準」において、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン＆クローズ戦略」、「組織デザイン」の4業務が特定されたところであるが、上記の4つの項目の中でも、「IP ランドスケープ」の業務を担い得る人材が不足しており、人材育成が喫緊の課題となっている。</p> <p>(2) 今後取り組むべき施策</p> <p>IP ランドスケープに関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、IP ランドスケープ業務を担い得る人材を育成すべきである。</p>	
<p>3. 知財創造教育・知財人材育成の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>「推進計画 2018」でも指摘されているとおり、イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組み</p>	

をデザインできる人材が必要である。

小中学校における知財創造教育の体系化などの取組が行われているところではあるが、知的財産に関する国民一人ひとりの理解の更なる向上を図るために、啓発活動を推進することが求められる。

（2）今後取り組むべき施策

「推進計画 2017」に掲げられ、「推進計画 2018」においても継続された「知的財産に関する国民の理解の向上を図るために、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。」という施策を継続すべきである。

以上

法人・団体名	
13. 一般社団法人日本民間放送連盟	
意見の分野	
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの	
意見	
1. コンテンツの海外展開の推進について	
<p>放送コンテンツの海外展開については、近年、政府成長戦略の一環として、コンテンツ海外展開の促進が打ち出され、そのための予算が措置されるようになり、輸出額が大きく増加している。こうした状況を維持・拡大させるためには、継続的な財政的支援とそれを担保する中長期的なビジョンの構築が必要である。</p> <p>他方、コンテンツの海外展開に関する予算は、補正予算としてスポット的に措置されるケースが多いため、継続性が見込めず計画が立てにくいという欠点がある。また、各省庁が独自の施策のもとで予算計上しており非効率な面もあることから、こうした状況を改善し、将来を見据えた取り組みを、より効率的・合理的に推進できるような予算上の工夫をお願いしたい。</p> <p>「知的財産推進計画 2018」では、コンテンツ海外展開に関する施策の方向性として、政府組織あるいは政府が主導する組織との連携を掲げているが、海外市場において実際に効果的な活動を展開している「国際ドラマフェスティバル in Tokyo」等の民間組織との連携や支援についても、次期計画に記載されるよう要望する。</p>	
2. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進について	
<p>権利処理の円滑化に向けては、コンテンツの権利情報の集約や不明権利者の権利処理に関する手続きの負担軽減が必要であることが長年にわたり指摘され、現在、音楽著作物、レコード、レコード実演分野を中心に、データベースの構築に係る実証実験など、官民の取り組みが進んでいる。放送コンテンツに限らず、音楽・レコード分野の権利処理の円滑化と不明権利者の権利処理の効率化は喫緊かつ不可欠であり、政府においては、問題解決に向けて資源を集中的に投下し、拡大集中許諾制度の導入や新たな技術の活用の検討も含め、時限を切った具体的な施策を策定されたい。</p>	
3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について	
<p>放送コンテンツに限らず、コンテンツの違法配信対策を実効的に進めるうえでは、▽プロバイダを中心とするインターネット事業者等を含む関係者の積極的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽コンテンツの利用者や国民の理解の醸成が欠かせない。また、違法配信対策の対象とするコンテンツについては、有償、無償の別で保護の要否を判断すべきではない。こうした考え方のもと、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応については、表現の自由に十分留意しつつ、適切な法整備を推進されたい。</p> <p>併せて、海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、発信国との間で検査機関や外交ルートの連携を進め、国家間レベルでの解決を推進されたい。</p>	
4. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について	
<p>世界知的所有権機関（WIPO）が所掌する著作権分野の条約における放送事業者の保護は、1950年代の水準に据え置かれ、著作者、レコード製作者、実演家の劣後にある。WIPOが現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は国際的な放送コンテンツの違法配信への対応に不可欠であり、早期の成立に向けて、国は加盟国間のコンセンサスが見込める現実的な範囲を見極め、積極的な意見調整に尽力されたい。</p>	

5. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

デジタル・インターネット技術の進展・普及下においても、現行著作権法の私的使用のための複製の考え方を維持することが議論の前提であることからすれば、権利者としては制度化の遅れにより権利者の不利益・経済的な損失の蓄積と拡大が進行していることは極めて遺憾である。については、文化審議会著作権分科会におけるクリエーターへの適切な対価還元についての議論を早期に収束させ、私的録音録画補償金制度の建て直し、または新たな制度の創設などを実現されたい。

6. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定について

本年1月1日施行の改正著作権法に導入された「柔軟な権利制限規定」については、放送事業者が人権やプライバシーなどに特段の配慮を行って制作・放送している放送番組が、その意図に反する形で利用されることが懸念されている。権利者の利益はもとより、著作権以外の人権やプライバシーなどについても不当に害するがないよう、関係権利者の意見を十分に踏まえた運用ガイドラインの策定など、予見性を高める方策を講じられたい。

7. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

利用許諾を受けた著作物について、ライセンサーの破産や対象著作権の譲渡などにより、利用の継続が妨げられる恐れがある。著作権の譲受人に対するライセンサーの対抗力を付与する制度について適切に法制化されることを要望する。

8. アーカイブの利活用について

放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

9. 知財マネジメント人材等の育成・確保について

知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野においても重要である。教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を一層推進するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成を支援する制度を要望する。

以上

法人・団体名	
14. 日本美術著作権協会	
意見の分野	
(d) 知財創造教育・知財人材育成の推進	
(e) 知財システム基盤の強化	
(b) 模倣品・海賊版対策	
(c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築	
意見	
近年は著作権に関する意識が徐々に高まってきていることを感じております。他方、著作権管理の仕事上で気付くことは、美術の分野に於いてはまだ著作権に関する意識の低さが目立ちます。美術関連のメディアや学芸員の方々でさえ基本的なことを理解していないケースがあります。著作権に関する教育がより広範になされること、特に学芸員資格や教員資格等に於いては著作権の知識を必須科目として頂きたい。	
この項目に該当する内容となるか判りませんが、美術著作権に含まれる追及権に関しより深い議論を続けていただきたい。昨年12月19日、著作権分科会国際小委員会に於いて「追及権」に関する議事が取り上げられましたが、今後も引き続き小委員会に於いて積極的な調査と議論を続けて下さる様お願い致します。	

インターネット上には美術作品画像が氾濫しています。不法に著作権を使用しているサイトに公衆送信権等を知らせて削除をお願いしても、弊協会のような小規模の組織では是正するには限度が有ります。インターネット・メディアが責任をもって管理するような法的制度を整えて頂きたい。

本年1月1日より47条が改正され、原作品展示者は出展されている作品画像を公衆送信できるようになりました。弊協会は主に海外の美術家の権利を保護・管理しておりますが、海外の著作権管理団体は今回の47条改訂に関してかなり不安を感じています。ネット上で既に美術作品画像が不法に氾濫している現状がさらに悪化することを危惧しています。

今回の改正法制定にあたっては、議論の中で『著作物に表現された思想や感情の享受を目的としない範囲でサムネイル画像とする』とありました。そのことを考慮し弊協会では、海外著作権管理団体と急ぎ協議し、画像の解像度を20,000ピクセルとするガイドラインを策定しました。47条の2に関わる政令では32,400ピクセルですが、これは作品売買のために必要とみなされた解像度であり、作品の所在を知らせる目的に対しては必用限度を超えた解像度と考えます。

法人・団体名	
15. YKK 株式会社	
意見の分野	
(E) その他	
意見	
《要旨》	
<ul style="list-style-type: none"> ・模倣品の個人使用目的の輸入について、多くの権利者等が速やかな制度改定を望んでいる。 ・模倣品の個人使用目的の輸入については次年度以降も、対応を継続して頂きたい。 ・権利者を中心に制度改定のため関係省庁等に協力することができる。 	
《意見の内容》	
(E) その他	
《全文》	
【模倣品の個人使用目的の輸入状況】	
Electronic Commerce（以下「EC」という。）市場の拡大と、消費者間取引（以下、「CtoC」という。）スマートフォン・アプリケーション（以下「アプリ」という。）やSocial Networking Service（以下、「SNS」という。）の急速な普及に伴い、越境電子商取引が急速に拡大し、税関で差止めされない個人使用目的として模倣品が輸入され、その中の一部がCtoCのマーケットへ流入するという懸念が高まり、一部連絡等では実際の被害が確認されている。	
このような模倣品の個人使用目的の輸入は、例えば以下の様な多くの弊害が生じている。	
【模倣品による弊害の例】	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 模倣品は粗悪品が多く、破損等で権利者のブランドイメージが低下する。 2. 模倣品は所定の性能を満たさず使用者に健康被害等が生じる可能性がある。 3. 権利者による真正品の販売機会が喪失し、健全な取引市場環境に悪影響を及ぼす。 4. 個人使用目的を装う転売等で、模倣品の売上が反社会的勢力等の資金源になる可能性がある。 5. 税関において、模倣品の認定手続を開始しても、現行制度では多くの税関、権利者等にとって、無駄な労力となる。 6. 模倣品の個人使用目的の輸入が許容されるのは国際調和に反する。 	
【権利者等の対応】	
権利者、インターネットサービスプロバイダ事業者、士業関係者等と本問題について意見交換を行い、対応を模索している。	
意見交換は、模倣品対策に关心、関連のある権利者、団体、関係省庁が集まる、B.P.P. (Brand Protection	

Partnership) ワークショップで行い、2018 年度は年 5 回開催予定となっている。

※B. P. P. (Brand Protection Partnership) = YKK 株式会社が推進している、模倣品に対して各事業者がブランド保護活動を協働して対応する活動。

「B. P. P. の 2018 年度の主な取組」

(2018 年 4 月)

・関係省庁から「模倣品の個人使用目的の輸入について」の問題提起をきっかけに、B. P. P. ワークショップとしてもこの問題への取組みを開始

(2018 年 5 月)

・B. P. P. ワークショップに参加している権利者を中心に被害状況についてのアンケートを実施

(2018 年 6 月)

・関西で開催した B. P. P. ワークショップで参加者にアンケート結果の共有

・関係省庁へアンケート結果の報告 (8 月にも報告)

(2018 年 9 月)

・東京で開催した B. P. P. ワークショップにて、士業関係者から諸外国における法制度と制度改革案の選択肢が提案され、関係省庁とも情報を共有

・関係省庁が主催するアンケートに協力

(2018 年 11 月)

・関係省庁に協力した被害状況についてのアンケート結果 (B. P. P. 参加メンバー分) を共有

【今後の対応等について】

模倣品の個人使用目的の輸入について、前述の通り、多くの権利者等が速やかな制度改定を望んでいる。

知的財産推進計画 2018 に「模倣品の個人使用目的の輸入について」が明示されたが、次年度以降も、具体的な対応を継続して頂きたい。

EC 市場の拡大と、CtoC アプリや SNS が急速に普及し、越境電子商取引が普及している状況から、制度の具体的改定を早急に行わなければ年々模倣品被害が増加することは明らかである。

このような状況下、権利者の業務上の信用と、需要者の利益の両方が損なわれてしまうと想定している。産業の発達と言う点を鑑みると一定の個人的な使用等は許容したとしても、前述のような模倣品の個人使用目的の輸入を許容することは知的財産制度の趣旨に反すると考える。

権利者をはじめ、B. P. P. ワークショップに参加している模倣品の個人使用目的の輸入について改定を求める団体は、この問題を速やかに改善するため関係省庁等に協力することができる。

法律の改正など形態は問わないので、「模倣品の個人使用目的の輸入について」引き続き検討して頂くことを強く要望する。

＜模倣品の個人使用目的の輸入について改定を求める団体＞

全 60 団体

(五十音、アルファベット順)

【団体名開示可の団体】33 団体

アディダス ジャパン株式会社、株式会社上野商会、株式会社エイ・ネット、

エルメスジャポン株式会社、株式会社 協和、グンゼ株式会社、

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド、サーモス株式会社、

株式会社ジャパンイメージネーション、シャネル合同会社、株式会社タマス、株式会社デサント、

株式会社トウミジャパン、日本ダム株式会社、バーバリー・ジャパン株式会社、ピップ株式会社、株式会社

フェリシモ、株式会社 三宅デザイン事務所、株式会社メルカリ、株式会社吉田、

ヨネックス株式会社、楽天株式会社、ラルフローレン株式会社、株式会社良品計画、

ルイ・ヴィトン ジャパン株式会社、株式会社ワコール、BBS ジャパン株式会社、JUKI 株式会社、MARK STYLER

株式会社、株式会社MTG、株式会社 SHOEI、株式会社T S I ホールディングス、

YKK 株式会社

【内閣府 知的財産戦略推進事務局（関係省庁）にのみ団体名開示可の団体】9 団体

【団体名開示不可の団体数（「模倣品の個人使用目的の輸入についての要望」には賛同）】18 団体

以上

法人・団体名
16. 一般社団法人日本レコード協会
意見の分野
意見
<p>「要旨」</p> <ol style="list-style-type: none"> クリエイターへの適切な対価還元制度の整備 「レコード演奏・伝達権」の創設 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し 放送番組のインターネット同時送信に関する方策検討の在り方 権利侵害を助長するリーチサイト、リーチアプリの規制 <p>「全文」</p> <ol style="list-style-type: none"> クリエイターへの適切な対価還元制度の整備 ユーザーは、デジタル複製機能を有する多種の機器・手段を用いて高品質の録音録画物を容易に作成し、その録音録画物により自分の好きな時に自分の好きな場所で著作物を享受できる環境にある。一方、クリエイターである権利者は、著作物が利用されているにもかかわらず現行の私的録音録画補償金制度の空洞化により、長期に亘って適切な対価還元を受けられておらず、その不利益は拡大する一方であり、制度見直しは一刻の猶予も許されない。2018年度の文化審議会著作権分科会下の小委員会では、既存の論点は議論され尽くされているにも関わらず、「審議のまとめ」に至らなかった。我が国では私的使用目的の複製について広範な権利制限が認められている中、政府は、私的録音録画の実態に応じて柔軟にクリエイターへの対価還元策を講じができる実効的な制度づくりに向けて、来年度中に結論を得ることを前提に具体的検討を進めるべきである。 「レコード演奏・伝達権」の創設 レストラン、クラブ、店舗等でCDを再生したり、音楽ラジオ放送を受信して伝達する等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聴かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達によって生み出される経済的利益に与ることができていない。 「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界145カ国（OECD加盟35カ国中33カ国）において導入されている。また、本年2月1日に発効した日EU経済連携協定においても、国際的な基準の重要性を十分考慮しながら、レコードの演奏・伝達に関する十分な保護について継続的に協議することが義務づけられている。政府は、新たなレコード製作の経済的基盤を確保するための権利として、レコード演奏・伝達権を導入に向けた検討を進めるべきである。 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し 動画投稿サイトにおけるUGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。しかし、電気通信設備・役務の単なる提供を超えて、権利侵害コンテンツを含む大量のUGC公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時には想定されておらず、侵害通知の負担を抱える権利者と、UGC公開により利益を得る動画投稿サイト運営事業者との間に不均衡が生じている。 EUでは、2018年9月、大量のUGCを公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める新指令案（デジタル単一市場における著作権指令案）が欧州議会で可決され、現在、理事会・欧州議会・欧州委員会の三者間で条文協議が行われている。 集中管理の充実による放送番組インターネット同時送信の円滑実施

放送番組のインターネット送信について、当協会は、平成 18 年にレコード送信可能化権の集中管理を開始し、その枠組みの下で NHK・民放等の放送番組配信は安定的に実施されている。

当協会は、従来より放送事業者のビジネスモデルに応じて包括許諾の契約条件を柔軟に調整し、レコードの利用円滑化を図ってきた。放送番組のインターネット同時送信に関しても、許諾権の切下げは不要であり、現行法制度の下、引き続き、集中管理を促進して包括許諾契約の活用を進めていくことが権利者・利用者双方の利益に適うものと考える。

5. 権利侵害コンテンツに誘導するリーチサイト、リーチアプリの規制

インターネット上の著作権等侵害は依然として深刻であり、複合的に対応方策を講じる必要があるが、その一つとして、リーチサイト、リーチアプリによる侵害コンテンツへの誘導を実効的に規制する必要がある。

2018 年度の文化審議会著作権分科会下の小委員会では、差し当たりの制度的対応として、特に悪質なリーチサイト、リーチアプリに対象を絞り込んで民事・刑事上の責任を著作権法に明記する方向性が示されているが、侵害コンテンツへの誘導態様の変化にも対応できるような制度づくりに努めるべきである。

以上

法人・団体名	
17. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)	
意見の分野	
(b) 模倣品・海賊版対策	
意見	
「海賊版サイトへのブロッキングに関する法制度整備」を含めた、総合的な海賊版サイト対策に関する議論の継続を要望する。	
<p>平成 30 年度、「検証・評価・企画委員会 コンテンツ分野会合」に設置された「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」(以下「同会議」という)において、特に権利侵害が深刻である悪質かつ大規模な海賊版サイトへの対策について議論が行われた。同会議では最終的なまとめに達することはできなかったが、海外発の悪質な海賊版サイト対策については、議論を継続し、早急に効果的な措置が実現されるよう要望する。</p> <p>同会議で「尽くすべき対策」として挙げられたサイトへの刑事手続、違法コンテンツの削除要請、CDNへの要請、広告への対策、ドメイン停止要請、検索エンジンにおける検索結果表示抑止、フィルタリング、啓発活動は CODA や会員社すでに実施しているものである。</p> <p>そして、特に悪質なサイトとして名指しされた「MioMio」については、今もなお運営を継続している。報道等で大きく取り上げられ、社会問題になった後の現在においても、サイトへのアクセスが増加しており、そのアクセスの過半数は日本から行われている。</p> <p>また、今回の対象となった 3 サイト以外にも、権利行使を行ったにも関わらず、運営を継続する海賊版サイトは存在する。そして、インターネット上では、秘匿性・匿名性を売りにした海外発のホスティングサービスやドメイン代行サービスが存在するとともに、新たに 5G 時代を迎えるにあたり、海賊版サイト問題は今後さらに深刻な状況となることは明らかである。問題は解決しておらず、ここで議論を止めるべきではない。</p> <p>サイトブロッキングについては、濫用の恐れを指摘する意見もあるが、司法によるサイトブロッキングであれば権利者や行政機関が独断できるものではなく、その指摘は当たらないと考える。</p> <p>なお、海賊版サイト対策としてサイトブロッキングを行うことは世界的潮流である。欧州を始めとした世界各国でサイトブロッキングはすでに導入されており、海賊版サイト対策に一定の効果が認められている一方、インターネットの自由が奪われた国など存在していない。さらに本年、2011 年の SOPA の廃案によってサイトブロッキングが導入されていない米国においても（「ドメイン差し止め」という代替の制度は存在）、MPAA・RIAA ら権利者団体が「サイトブロッキングを実施すべき」という声を再び上げ始めている。</p> <p>日本においても、海賊版サイトへの有効な対策の 1 つとして、サイトブロッキングの法制度整備についてぜひ前向きな検討の継続を要望する。</p>	

18. 日本製薬工業協会 知的財産委員会	意見の分野
(A) 主として産業財産権分野に関するもの	意見
《要旨》	
わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、研究成果が適切に知的財産として保護される環境が必要である。掲題「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望する。	
<ol style="list-style-type: none"> 1. ライフサイエンス産業のイノベーション創出を加速するルール作り 2. 人工知能（AI）等の新しい技術を活用したグローバルな審査体制作り 3. 知的財産外交の強化について 4. 生物多様性条約に関する体制整備 	
《全文》	
1. ライフサイエンス産業のイノベーション創出を加速するルール作り	
<p>（1）通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化</p> <p>昨年末に TPP11 が発効したが、米国離脱により、医薬品データ保護を含めた知財項目の大部分が凍結されている。TPP 協定への復帰を米国に働きかけ、早期に加盟国における医薬品の知財保護を確実なものにしていただきたい。</p> <p>また、RCEP の議論においても、影響力が強いと思われる中国の動向を注視して、加盟国を医薬品等の特許権存続期間延長制度の導入等に導くなど、ハイレベルの国際協定を規律強化の基礎として有効に活用できる状態を確保していただきたい。</p> <p>様々な多国間・二国間の通商関連協定を通して医薬品等の特許権存続期間延長制度等の知財保護制度を広めていくとともに、同制度が実際に適切に運用されていくよう要望する。</p>	
<p>（2）産官学・产学・産産の協創について</p> <p>先端技術の発達により、AI やビッグデータを活用した医療の提供等、ライフサイエンス分野でも業種を越えたコラボレーションが活発になっており、その発展には、産官学・产学・産産（特に異業種間）の協創が不可欠である。ライフサイエンス分野のイノベーションを推進するために、エコシステムの形成強化等、産官学間、異業種間の連携による新たなビジネスモデルによる価値創出を最大化するという文化の醸成・浸透を図っていただきたい。</p> <p>たとえば、データ所有機関（病院や行政機関等）と研究開発機関（IT 系企業、製薬・医療機器企業等）などの新たな連携を進め、医療データや健康データ等のビッグデータの共有化・利活用を促進することにより、社会的コストを抑制することができると予想される。昨年 5 月には次世代医療基盤法も施行されており、このような法制度に基づくデータ利活用を迅速に進めて国民への最適医療の提供等を早期に実現していただきたい。</p> <p>また、ライフサイエンス分野における標準化、パテントプール、コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられる。</p>	
2. 人工知能（AI）等の新しい技術を活用したグローバルな審査体制作り	
<p>現在、特許出願の審査の迅速化や質の向上を目的として、早期審査、優先審査、特許審査ハイウェイ、各国特許庁間の審査官交流といったプロセスの改善やグローバルドシエの構築といった IT 環境の改善などが行われてきており、大きな成果が出ていると感じている。しかしながら、審査官の人員や各国で異なる言語の問題もあり、審査期間の短縮には限界があり、また、出願人にとっては各国における権利化のための費用負担増という問題もある。そこで、世界中の特許庁が協力して、早期かつより均一な質を期待できる審査体制が望まれる。</p> <p>しかるところ、特許庁では、AI 技術の活用に向けたアクション・プランの平成 30 年度改定版（https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/ai_action_plan-fy30.html）が作成されている。日本特許庁にてこの取り組みを一層積極的に進めたうえで、他国の特許庁にも展開し協働していただきたい。それにより、各国特許庁における審査負担が軽減され、審査の質のさらなる均一化および審査期間の短縮が期待で</p>	

きる。特にライフサイエンス分野の発明は、化学構造式、配列、細胞、製剤といった構造、対象疾患、用法・用量といった数値などによって特定されるため、比較的AI技術等を活用した審査のメリットを享受しやすい分野であると考える。

3. 知的財産外交の強化について

中国を始めとする新興国が台頭し、あるいは、グローバリゼーションについても多種多様な価値観が生まれてきているなか、日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度の整備・発展をリードしていただきたい。日本の国際競争力を維持し、さらに強化するための戦略を策定し、外国の知財制度、知財行政、あるいは、司法判断に影響力を与えていただきたい。

とりわけ中国については、米中協議の重要テーマのひとつに知的財産がある。最近の特許法改正案では、医薬品の特許期間延長制度が示されているが、今後の動向を注視し、日本企業が使いにくい制度にならないよう働きかけをしていただきたい。また、臨床試験データの保護制度についても議論されているようであるが、中国国内産業・企業に偏った保護を与え、日本企業を含む海外企業による医薬品の開発を実質的に排除しないような制度の構築に向けた発信をしていただきたい。

4. 生物多様性条約に関する体制整備

生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール（特許制度を含む）については、日本企業の、国内よりも海外でのビジネス及び知的財産保護に問題が生じている、あるいは、生じる可能性が高い状況が続いている。日本政府においては、日本の名古屋議定書の締約をゴールではなくスタートとして捉え、今後も各国における生物資源（遺伝資源）の利用と保護が適切に調和されるよう、積極的に関与していただきたい。

特に、生物多様性条約の保護対象範囲及び同条約のものとの各国ルールの不明瞭さは、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発への投資に大きな影響を与えかねない。研究開発及びそれに伴う知財保護の観点からも、生物多様性条約の保護範囲や特許明細書への出所開示要件に関しては慎重に検討を重ねるとともに、各国において明確かつ安定した法制度が整備されるよう、日本政府には国際会議等において積極的に締約国としての権限と責任を果たしていただきたい。

また、関係各省庁の尽力により、生物多様性に関する各国の知的財産制度の情報収集が進められているが、国毎に制度の有無が異なり、さらに多様な法制度が存在しており、日本企業にとっては依然として分かり難い状況にあり、引き続きこれらの情報収集を進めると共に得られた情報の整備をすることをお願いしたい。

以上

法人・団体名	
19. 一般社団法人 日本美術家連盟	意見の分野
(E) その他	
意見	
〈要旨〉	
知的財産が生まれるためにには、その土台として、多種多様な創作活動を可能とし、また促進する環境が大切です。多様な創作の萌芽を育む仕組みとして、(1)追及権制度の導入、(2)「美術のためのパーセンテージ制度」の導入を「知的財産推進計画」に新たに盛り込むことを希望します。これらの制度は、継続的に、美術家の創作活動を支え、活動の場を提供し、そこから生まれる創作物が知財につながるものと考えます。	
〈全文〉	
革新的な価値変動をもたらす知的財産が生まれるためにには、その土台となる多種多様な創作活動を促進し、また可能とする環境が成立していることが大切です。また、AI社会に突入しようとする今、人間の創作性を開いていくこと、広げていくことがより重要度を増しています。	
当連盟は美術家の職能団体ですが、美術家の視点から、継続的で多様な創作活動を可能とする豊かな土壤をつくるために、下記の制度の導入を「知的財産推進計画」に新たに盛り込んでいただきたいと思います。	

一つは、追及権の導入です。作品の売買の過程でその売上げの一部を原作者にフィードバックする仕組みですが、最初の売買だけでなくその後の二次流通からも一定の収益を美術家にもたらすものです。継続的な作家活動の一助となり、創作へのモチベーションを高めるものと思われます。著作権の一つと言わながら些か位置づけの難しい権利ですが、美術家の創作活動を後押しするという意味で有効な仕組みと考えます。最近、WIPO(世界知的所有権機構)でも有力な知的財産権として各国での整備を求めるべく議論が始まっていると聞いています。WIPOでの議論に任せることではなく、日本の美術の活性化のために、国内での導入に向けた議論を深めていただきたいと希望しております。

また、もう一つは、「美術のためのパーセンテージ制度」(いわゆる1%フォーアーツ)の法制化です。公共建築物の建築費の一定割合を美術作品に充当するよう定めるこの制度は、欧米では20世紀半ばより導入され、当初は不況に伴う芸術家の支援策との位置づけでしたが、特定空間を踏まえた表現の展開、公共建築物の機能との連携、公共性の意味の問い合わせ、美術を媒介したコミュニティの再認識等、単に建築に付帯する美術作品の設置ばかりでなく、広くコミュニティと美術の関係性を捉え直す契機を提供することとなりました。日本では、一時地方公共団体を中心とした文化行政の一環として類似の方向性が示されました。美術品の設置に重点がおかれていました。しかし、現代においても美術館とはまた異なった場所で、美術家が作品を制作し、人々が美術を見、考える機会を提供するという意味で有力な制度と思えます。若手美術家は勿論、美術家が作家活動を継続するためには、人材育成ばかりではなく、実際に仕事(創作)をする場があることが肝要と考えます。継続的な創作活動の機会を提供し、その厚みを増すという意味で、この仕組みの導入を希望するものです。

知財戦略本部の主たる事業は、形成された知的財産の積極的な利活用方法を検討することと思いますが、基礎となる創作の土壤が豊かなものでなければ、知財も生まれません。独創的な創作物を生み出すために、選択と集中ではなく、多様な創作の萌芽を育むような継続的な文化インフラの整備を是非お願いしたいと思います。

法人・団体名
20. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
意見の分野
(c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築
意見
<p>＜要旨＞</p> <p>1 公衆への伝達に係る権利の見直し</p> <p>我が国の著作権制度は、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」が定める「レコードの公衆への伝達」に係る権利の在り方がアンバランスである。この弊害が、通信と放送の融合やグローバル化が進展する今日において、顕在化している。音楽文化の健全な発展のため、「レコードの公衆への伝達」に係る権利とその集中管理の在り方について、諸外国の例も参考にしながら、全体的な見直しを行うことを「知的財産推進計画2019」に盛り込むことを要望する。</p> <p>2 クリエーターへの適切な対価還元</p> <p>現在の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等について、速やかに政令指定を行い、それ以外の機器等については、具体的な制度設計について来年度中に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。また、「知的財産推進計画2019」では、政府がこの問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感を以て取り組む旨を明記するべきである。</p> <p>＜全文＞</p> <p>1 公衆への伝達に係る権利の見直し</p> <p>我が国の著作権制度は、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」が定める「公衆への伝達」に係る実演家とレコード製作者の権利の在り方が国際条約や国際水準と整合していない。具体的には、「レコードの公衆への伝達」のうち、ウェブキャスティングやサイマルキャスティングなどの放送類似のサービスについて、WPPTが報酬請求権の対象としているにもかかわらず、許諾権(送信可能化権)を適用している。一方で、店舗等で聴かせる目的でのレコード利用(いわゆるレコード演奏・伝達)については、許諾権どころか報酬請求権も付与されていない。</p>

こうしたアンバランスな制度の弊害が、通信と放送の融合やグローバル化が進展する今日において、顕在化している。

ウェブキャスティングやサイマルキャスティングなどのサービスは、放送と同様に大量かつ多様な楽曲を使用するが、放送と異なり許諾権が適用されることから、円滑な利用環境整備や制度見直しを求める声が強まっている。さらに、こうした制度の不備が、我が国においてウェブキャスティングやサイマルキャスティングなどのサービス普及が進まない一因であるとの指摘もある。また、我が国のみが許諾権を適用していることから、当団体が諸外国の集中管理団体と相互管理協定を結ぶ際の支障ともなっている。

加えて、同じ「公衆への伝達」に含まれるレコード演奏・伝達については、我が国では作詞家・作曲家に権利が与えられているにもかかわらず、未だに実演家とレコード製作者には権利がないため、適正かつ衡平な対価が還元されていない。ヨーロッパをはじめとした先進国だけでなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達権の導入が進んでおり（世界145ヶ国で導入済）、我が国は国際的な潮流から取り残されている。この問題は、EU 経済連携協定（EPA）第12条においても十分な保護に関する継続討議が盛り込まれるなど、我が国の対応に国際的な関心が高まっている。

文化の発展のためには、音楽が円滑に利用され、そこから適正かつ衡平な対価が支払われる制度を構築することが重要である。従って、「レコードの公衆への伝達」に係る権利とその集中管理の在り方について、諸外国の例も参考にしながら、全体的な見直しを行うことを「知的財産推進計画 2019」に盛り込むことを要望する。

2 クリエーターへの適切な対価還元

この問題は、私的録音録画補償金制度の見直しとして2003年7月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているが、現在に至るまで結論は得られていない。

この問題を検討する「文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」においても、今年度は具体的な制度設計に関する検討を行うこととなっていたが、実態調査等で補償金の課されていない機器等による私的録音録画が、依然として大量に行われていることが再確認されているにもかかわらず、未だ結論は得られていない。ポータブルオーディオプレイヤーやHDD内蔵型ブルーレイディスクレコーダーなど、私的複製の蓋然性が高い機器等については速やかに政令指定を行い、それ以外の機器等については、これまでに同小委員会で整理された課題をふまえ、具体的な制度設計について来年度中に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。「知的財産推進計画 2019」では、政府がこの問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感を以て取り組む旨を明記するべきである。

法人・団体名
21. 一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産運営委員会
意見の分野
(c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築 (e) 知財システム基盤の強化
意見
私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について継続的な検討が行われています。クリエーターへの対価還元が最終的に適切な形で図られることは主眼とすることは異論のないところですが、コンテンツ流通モデルの多様化、それを支えるコンテンツ保護・流通に係る各種技術の進展状況を考慮した、現実的にとりうる最適かつ透明性のある仕組みとするべきであると考えます。検討にあたっては、コンテンツ流通の当事者（クリエーター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者、機器・媒体の製造業者）が等しく参加し、連携して検討いただくことを要望いたします。
従来のハードウェアを中心とした大量生産型のビジネスモデルとともに発展してきた現行の特許制度は、我が国がそうした産業構造とあいまって、その発展に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、AI、IoT技術などの発展、普及といった第4次産業革命の進展により、我が国自身の産業構造の中核が「モノ」から「コト」へ急速に変化し、現行の特許制度が暗黙のうちに置いていた前提自体が変革しています。

こうした急速な変化に対応するべく、特許庁では「IoT 関連発明の事例集」、「AI 関連発明の事例集」等を整備するなど、特許の保護対象の事例を広くユーザーに紹介することで、産業構造の変化に機敏に対応されてきました。こうした行政での迅速なご対応につきましては、大変感謝しております。

その一方で、特許制度には、ポスト保護対象ともいべき、権利付与後の特許の価値評価、研究開発への再投資等といった機能、役割があります。保護対象論から一歩議論を進め、「コト」をベースとしたネットワーク社会において、現行の特許制度がこうした点においてもその機能、役割をなお十分に発揮しているかどうかについて、あらためて点検する必要がないでしょうか。

例えば、ネットワーク社会では、サービスの提供、データのやり取りが中心であるため、「モノ」の世界のように、有体物たる製品の販売台数、売上という形で実施行為の規模を捕捉することは困難です。また、クラウド上でサービスが実行される場合には、クラウド自体へのアクセスの困難性から実施行為の解析ができず、侵害行為の検証もままならないことが想定され、特許をもっているだけで使えない、という課題が増えてくることが懸念されます。

特許制度がネットワーク社会に順応しきれていないままでは、AI 技術、IoT 技術で具現化されるサーバ・クライアントシステムにおいて、サーバから配信されるプログラム、サーバとクライアント間で提供されるサービスについて権利化はできても、活用できるか不透明ということになりかねず、翻って、研究開発投資の回収先が権利活用が比較的容易なクライアント側のハード端末に偏重しかねません。産業構造の変化を踏まえて、サーバークライアントシステムでの研究開発投資が上位層のサービス提供者等やハード端末の製造者で公平に負担される環境になっているかを検証・議論することで、「コト」社会での研究開発投資サイクルの一層の健全化を促し、且つ我が国の産業競争力強化につながる施策の検討が可能となると考えます。

法人・団体名	
22. パナソニック株式会社	
意見の分野	
(A) 主として産業財産権分野に関するもの	
(D) 各分野に共通するもの	
意見	
【意見内容】	
◆要旨 (200 字)	
第4次産業革命が進展し産業の中心も「モノ」から「コト」に変化する中、現行の知財関連制度がその機能・役割を十分に発揮し得るかについて、あらためて検討が必要である。特に「コト」に関わる特許発明において、製造者のみではなく広く受益者が公平に対価を負担する仕組みを整備することで、研究開発投資を適切に回収して次なる研究開発につなげ、もって我が国の産業競争力を強化していくという議論に取組む必要があると考える。	
◆意見全文	
第4次産業革命が進み、AI、IoT 技術が普及し、産業の中心も「モノ」から「コト」に変化しています。従来のハードウェアを中心とした大量生産型のビジネスモデルの下では、現行の特許制度は十分に我が国の産業の発展に貢献して来たと言えます。	
一方で、「コト」をベースとしたネット社会において、我が国の産業競争力を強化するために、現行の特許制度がその機能・役割を十分に発揮し得るか、について、あらためて点検する必要があるように考えております。	
特に、特許発明の価値評価については、既存の「モノ」とは異なるアプローチにより「コト」に関わる特許発明の価値評価をする必要があるかもしれません、この点についての議論の深耕・点検が必要になると思われます。	
ここ数年特許庁では「IoT 関連発明の事例集」、「AI 関連発明の事例集」等を整備し、かかる技術分野についての技術成果を特許にできることを、事例を持って広く国民に共有する活動をしています。しかし、そのように特許にすることができたとしても、その後の権利活用の場面において、どのように価値算定が行われるのかが、不透明では、結果として、技術成果の保護にはつながらず、我が国の産業競争力の強化に特許制度が貢献できる場面が、限定的になる懸念があります。	
即ち、ネット社会となれば、「モノ」の世界のように、販売台数はどれだけで、売り上げはどれだけで、という捕捉は困難となり、また、侵害の検証もクラウドの上ですので、アクセスもできない、解析もできない、	

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

特許をもっているだけで使えない、という課題が増えて来る懸念があります。AI 技術・IoT 技術が具現化されるサーバ・クライアントシステムにおいて、「モノ」の時代の考え方依存していれば、特許制度の保護はクライアント側のハード端末に偏重しやすく、一方で、サーバから配信されるプログラム、サーバとクライアント間で提供されるサービスについては、権利化ができても、活用できるか不透明で権利活用の場面に関わる議論は未成熟であるように思われます。尚、サーバ側のサービス事業者は、インフラ系のプロバイダー、サービスプロバイダー、コンテンツホルダーを含みます。

このような現状認識の下、現行の特許制度において、我が国の産業競争力を高めるために、充足すべきところはどこなのかを明らかにして行くプロセス・議論の場が、必要であるように思われます。

例えば、サーバークライアントシステムでの研究開発投資を特許で回収する際、本来、サービス事業者（インフラ系のプロバイダー、サービスプロバイダー、コンテンツホルダーを含む）等も、特許発明の利益を享受しているのであれば、その享受に相当する対価を負担することが望ましいと考えていますが、特許法がハードベースで発展して来たため、サービス事業者等から十分に回収することができず（侵害の認定が困難、102条の推定規定が十分に使えない等）、回収先がハードの製造者に偏重し、特許発明の受益者から公平に対価を取るのではなく、取りやすいところから取るという状況になっています。

特許発明の受益者から公平に対価を取る仕組みを整備することで、サーバークライアントシステムでの研究開発投資を適切に回収し、次なる研究開発に健全につなげて行き、もってネット社会における我が国の産業競争力を強化していく、という議論を、産業界を含め日本全体の課題として取り組む必要があると考えています。

上記を踏まえると、懲罰賠償制度、利益吐き出し型賠償制度の検討も、上記の議論を経なければ、実態的には、特許発明の受益者から公平に対価を回収することにはならず、回収先がハードの製造者に偏重した状態で機能することになり、ネット社会において我が国の産業競争力を強化していく、ということには必ずしもつながらない可能性もあります。

従いまして、特許発明の受益者から公平に対価を取る仕組みを整備することで、サーバークライアントシステムでの研究開発投資を適切に回収し、次なる研究開発に健全につなげて行き、もってネット社会における我が国の産業競争力を強化していく、という議論も併せてして行くことを謹んで提言致します。

以上

法人・団体名
23. (一社) 日本映画製作者連盟
意見の分野
(b) 模倣品・海賊版対策
意見
「リーチサイト対策」としてリーチサイト規制の今通常国会での法制化を強く要望致します。 加えて、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の中間まとめ案に記載されました「国際連携・国際執行の強化」「広告出稿の抑制」「アクセス警告方式」などの諸策を実行して頂くとともに、悪質な海賊サイトに対するブロッキングに係る法制度整備についても検討して頂くことを希望致します。

法人・団体名
24. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見の分野
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
意見
「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見（全文） 2. 「知的財産推進計画 2018」重点事項 (1) これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる 4) 知財創造教育・知財人材育成の推進

国立大学法人山口大学では、全学部の1年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省平成29年度教育関係共同利用拠点として認定されており、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等の提供を進めております。このことにより、大学等における知財教育が推進されると考えますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。

また、知的財産戦略本部知財創造教育推進コンソーシアムにおいては、「知財創造教育」を推進するための取組について検討、実施されていますが、特許権等産業財産権とともに、著作権についても同様の比重を以て取り組んでいただくことを要望いたします。

(2) 挑戦・創造活動を促す

4) 模倣品・海賊版対策

(リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応について)

平成30年度文化審議会著作権分科会報告書において、リーチサイトなどにおける侵害コンテンツへの誘導行為を著作権侵害とすることが提言されました。弊協会といたしましてはこれに賛同し、早期に法改正がなされることを要望します。

なお、今回の検討結果については、緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型に限定することと承知しておりますが、今回対象とならないようなリンクについても、そもそも侵害コンテンツが拡散する、被害が拡大するという問題は同じですので、引き続き「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」についても検討いただくよう要望いたします。

(越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加への対応について)

ゲームソフトには、プログラムの著作物の無許諾複製を実質的に無効化するための技術が施されており、これを回避する機器・プログラムの流通に関しては、技術的保護手段及び技術的利用制限手段として著作権法で、また技術的制限手段として不正競争防止法によってそれぞれ規制されています。しかしながら、現在もいわゆる「マジコン」や「カスタムファームウェア」などの技術的保護・利用制限／制限手段を回避する機器・プログラムは国内で流通しており、ユーザーはこれら機器・プログラムを介して、ネットワーク上で流通する無許諾複製されたゲームソフトを利用し、その結果ゲームソフトメーカーは本来売れるべきゲームソフトの販売機会を逸する被害を受けています。これら回避機器・プログラムは、その多くが海外で生産、輸入されているため、国内の流通を防ぐためには、税関における水際取締りが最も有効な手段となります。近年では上記侵害物品の輸入に際し、小口化が進んでおり、税関における水際取締りの徹底を要望します。また、海外販売業者により販売されるゲームソフトからの派生商品等の商標権侵害物品については、「個人使用目的の輸入」を装っていることが多く、水際での取締りが有効に機能しない状況となっております。海外販売業者からの輸入については、当該業者を「業として」「輸入」の主体とするなど、水際での取締りの強化を要望します。また効果的な取締りのために権利者等団体との連携を一層強化されることを要望します。

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

3) データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化

(不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備について)

平成30年不正競争防止法改正により、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律が強化されました。ビジネスソフト、ゲームについては、ゲーム機やソフトウェアに施された技術的制限手段を無効化するプログラムへのリンク、無効化の方法を示したマニュアル提供、手順を示した動画が、海外サイト等において公開されており、これらを通じた被害が看過できないものとなっております。これら技術的制限手段の無効化に直接寄与するような情報の提供行為につきましても、不正競争行為として規制の対象とすることを、引き続き検討いただくことを要望します。

4) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

(教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について)

平成30年著作権法改正により、教育機関の授業過程における公衆送信による著作物の利用が権利制限の対象となるとともに、この公衆送信には補償金が払われることとなりました。この改正を契機として、権利者団体と教育関係者による著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが設立され、補償金の支払い、著作権法の解釈に関するガイドライン、著作物利用のライセンス環境、教育現場における著作権に関する研修・普及啓発をテーマに検討が進められています。いずれのテーマも教育機関において著作物をより円滑に利用さ

れ著作物の適正利用が促進するとともに、著作権者がその利用によって不利益とならないよう正当な対価を得るために不可欠なものであり、特にガイドライン策定や教育現場における著作権に関する研修・普及啓発は、教員が正確な著作権の知識を有するためにも、今後ますます重要となると考えておりますので、当該フォーラムの活動について支援いただくことを要望します。

「知的財産推進計画 2019」の策定について（要旨）

●知財創造教育・知財人材育成の推進

先進的な知財教育の実践に取り組む大学や、知財教育に関するノウハウを他大学に展開するなど知財教育の推進に大きく資する活動に対する継続的な支援を希望。また、知財創造教育推進コンソーシアムによる「知財創造教育」の推進にあたっては、産業財産権、著作権について同様の比重を以て取り組むことを要望。

●模倣品・海賊版対策（リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応について）

平成 30 年度文化審議会著作権分科会報告書におけるリーチサイトなどにおける侵害コンテンツへの誘導行為を著作権侵害とする提言について、早期の法改正を要望。また、「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」に関する継続的な検討を要望。

●模倣品・海賊版対策（越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加への対応について）

いわゆる「マジコン」や「カスタムファームウェア」などの技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムについて、税関における効果的な水際取締りの徹底および「個人使用目的」として輸入される商標権侵害物品に対する水際取締りの強化を要望。

●データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化（不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備について）

技術的制限手段の無効化プログラムへのリンク等を、不正競争行為となる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供の対象とすることについて、検討の継続を要望。

●デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築（教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について）

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における活動への支援を要望。

以上

法人・団体名
25. 日本弁護士連合会
意見の分野
(A) 主として産業財産権分野に関するもの
意見
「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集に対して、当連合会は、主に「(A) (c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」及び「(A) (e) 知財システム基盤の強化」に関して、以下のとおり意見を述べる。
第1 意見の趣旨
1 種苗法の改正に向けた議論を加速するとともに、法改正の方向についての情報を広く発信すべきである。また、家畜の遺伝資源の保護対策についても、改めて検討を進める必要があると考える。
2 知的財産訴訟においては、ウェブ会議による審理のみならず、書面提出・手数料納付等の電子化（ペーパレス化）や案件管理電子ツールの導入をはじめとする訴訟手続のIT化の取組について、全ての訴訟利用者の利便性に配慮しながら、検討を進めるべきである。
第2 意見の理由
1 はじめに
「知的財産推進計画 2018」においては、例えば、「オープンイノベーションの加速」、「知財システム基盤の強化」、「データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化」が重点事項に取り上げられ、これらの重点事

項に対応するように、関係省庁から、共同研究やコンソーシアムにおける成果取扱いの在り方を示すモデル契約書である「さくらツール」、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」、「A I ・データの利用に関する契約ガイドライン」、「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」、「限定提供データに関する指針」などが公表された。これらのガイドライン等は、弁護士が関わる知的財産に関する契約法務において有用性の高いものであり、当連合会が2018年2月15日付けで公表した「『知的財産推進計画2018』・『知的財産戦略ビジョン』策定に係る検討課題に関する意見書」(以下「2018年意見書」という。)において述べた契約実務を高度化させるための施策の一環とも評価できる。当連合会としても、弁護士がこれらのガイドライン等を活用し、高度な法務ニーズに対応していくため、ガイドライン等の周知活動に取り組んでいきたいと考える。

また、知財人材育成、ルールのデザインといった分野においても、弁護士が貢献できる領域は広く、当連合会としても、組織的な支援を続けていきたいと考える。

以下では、「(A) (c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」及び「(A) (e) 知財システム基盤の強化」について意見を述べる。

2 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援について

47都道府県に設置されている「知財総合支援窓口」においては、弁護士知財ネットを通じて弁護士が派遣され、中小企業等の法律相談に応じられるようになっており、地域経済の活性化のために、当連合会としても今後も協力を惜しまない所存である。

種苗法における侵害の立証の適正化、権利範囲の明確化、品種登録情報へのアクセス、職務育成品種の帰属、異議申立などの在り方についての検討に当たっては、2018年意見書において検討すべき事項を指摘したところであり、法改正に向けた議論を加速するとともに、法改正の方向についての情報を広く発信すべきである。

また、2018年12月に和牛の受精卵などを海外に持ち出した者が家畜伝染病予防法違反の容疑で刑事告発されたことが報道されたが、農林水産省に設置された家畜の遺伝資源の保護に関する検討会において、2006年8月に「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について(検討会中間取りまとめ)」が公表され、2007年8月に第6回会合が開催された後、家畜の遺伝資源を保護するための更なる検討は進んでいないと考えられる。「農林水産省知的財産戦略2020」(2015年5月28日公表)において言及されているように、家畜の遺伝資源の保護対策についても、改めて検討を進める必要が生じていると考える。

3 知財システム基盤の強化について

2019年2月6日付け「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会 報告書『実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方(案)』に対する意見書」において述べたとおり、知的財産権の実効的な保護のために証拠収集を含む訴訟手続の充実は欠かせないと考えられる。

加えて、訴訟手続をIT化する取組は、IT技術が進歩し、利便性の高い携帯端末が一般的に活用されるに至っており、諸外国において既に訴訟手続のIT化の先進的な取組が多数行われている。とりわけ知的財産訴訟においては、IT技術を活用して、争点及び証拠の整理を充実させるメリットが大きいのであり、ウェブ会議による審理のみならず、書面提出・手数料納付等の電子化(ペーパレス化)や案件管理電子ツールの導入をはじめとする先進的な取組を先行して進める素地はあると言える。

ただ、地域の実状をも踏まえ全ての人にとって利用しやすい制度及びシステムを構築することも重要である。それゆえ、全ての訴訟利用者の利便性に配慮しながら、東京高等・地方裁判所中目黒分室(仮称) 庁舎の新設にもらみつつ、知的財産訴訟において、訴訟手続のIT化の取組について検討を進め、併せて十分な予算措置も講じるべきである。

法人・団体名
26. 株式会社日本国際映画著作権協会
意見の分野
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
意見
「知的財産推進計画2019」の策定に向けた意見
《全文》
株式会社日本国際映画著作権協会(以下「JIMCA」)は、以下の国際的な映画製作・映画配給会社7社を代表

するモーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）の日本の子会社です。

ウォルト・ディズニー・スタジオ

パラマウント ピクチャーズ コーポレーション

ソニー・ピクチャーズ・エンターテイメント

20世紀フォックスインターナショナル コーポレーション

ユニバーサル シティ スタジオ エルエルシー

ワーナー ブラザース ピクチャーズ インターナショナル

ネットフリックス インク

この度は、「知的財産推進計画 2019」の策定に関連する問題について、意見を提出する貴重な機会を頂き大変感謝しております。

本書において、JIMCAは知的財産推進計画において優先的に検討すべき以下の事項について意見を述べさせていただきます。

1. JIMCAは、コンテンツ制作のための持続可能なエコシステムの確立、並びにオンライン上の違法コピー対策及びオンライン環境への対応に向けた取組みを強く支持します。

2. JIMCAは、以下の事項について、さらなる検討を求めます。

a) 近時のデジタル化やネットワーキングの発展に対応する新しい著作権システムを確立すること

b) デジタルアーカイブ社会の実現

c) データやAIなどの新しい情報・技術に関する知財戦略の強化

d) ロケ撮影の環境改善

1. コンテンツ制作のための持続可能なエコシステムの確立、並びにオンライン上の違法コピー対策及びオンライン環境への対応（意見分野（B）（b））

JIMCAは、知的財産戦略本部がアニメーション、コミック、映画、テレビ、音楽を含むクリエイティブコンテンツ産業が成長し続けていくためには、持続可能なコンテンツ制作のためのエコシステムを確立する必要があるという認識を有していることに感謝します。また、JIMCAは、オンラインの違法コピー対策やオンライン環境への対応に向けた知財戦略本部の取り組みを支持します。

また、JIMCAは、近い将来、正しい方向への一歩として、リーチサイトが民事上の差止請求や刑事罰の対象となるように日本の著作権法が改正されることを強く支持します。

創造的なエコシステムの継続的な成長を確実にするには、既に日本の著作権法において定められているように、強力な著作権保護、視聴覚作品の適切な保護期間並びに著作権侵害行為についての民事責任及び刑事责任についての制度が必要です。

さらに、クリエイティブコンテンツ業界全体を保護し成長させるためには、オンライン上に違法にアップロードされているクリエイティブコンテンツに利用者がアクセスすることで生じている重大な経済的損失を防ぐ必要があります。

オンライン上の著作権侵害に対抗し、オンライン環境の課題に積極的かつ効果的に対応するには、海外サイト又は海外に所在するサーバー等を使用することで、運営者がその身元や所在を隠して運営しているウェブサイトに違法にアップロードされているクリエイティブコンテンツに、日本の利用者がアクセスするための手段を効果的に減らすための強力なアプローチが必要です。JIMCAは、リーチサイトの責任を明確にすべきと考えています。なぜなら、利用者に対し侵害コンテンツへのリンクを提供しているサイト運営者が当該権利侵害について直接責任を負うことを明確かつ確実なものとするためです。

もっとも、サイト運営者に直接責任を問えるようになったとしても、そのようなサイト運営者について、裁判管轄権を取得し、また、裁判所の判決を執行することができるかが問題になります。

そこで、私たちは、不正に権利侵害をしているウェブサイトを対象とするサイトブロッキングの制度を著作権法に盛り込むことを求めます。そのサイトブロッキングに協力するのにベストな立場にあるインターネットサービスプロバイダ事業者は、過失なく海外で運営されているウェブサイトや海外のサーバーを利用して日本市場に提供されているウェブサイトへのアクセスを無効にすることができます。

以前にも意見を提出しましたが、日本のクリエイティブコンテンツ業界は、オンライン上の著作権侵害の問題に緊急に対処する必要があると考えています。

例えば、以下のような問題への対処が必要と考えます。

- (i) 一度、違法なファイルがインターネット上にアップロードされると、オンライン上で急激に拡散されてしまう。
- (ii) インターネットの匿名性が権利侵害者や違法なウェブサイトの識別を困難にしている。
- (iii) 著作権侵害が海外のサーバーを介して発生すると、侵害者の特定とサーバーの場所の特定が非常に困難になり、また、裁判管轄や海外における判決の執行の問題により、日本の法制度による従来の権利執行が利用できない事態が想定される。

現在、著作権侵害行為に対する民事責任及び刑事責任は日本の著作権法に規定されていますが、サイトブロッキング等の救済手段がない限り、侵害コンテンツを扱う海外のサイト運営者や海外のサイトが日本市場に入り込んでくることを阻止することはできません。

実際のところ、現在の法制度は日本のクリエイターを保護するには不十分であり、権利者を救済しないままにすることを法律は意図していないはずです。プロバイダ責任制限法による個々の措置は、限定的な救済措置に留まり、大規模なオンライン上の権利侵害は依然として深刻な問題です。匿名のサイト運営者と海外のサーバーは現在の日本の法律では対応が困難です。したがって、著作権者の権利と利益を効果的に保護するためには、細かく調整されたサイトブロッキングの制度を採用することが必要です。

日本を含むほとんどの国では、いくつかの悪質な違法行為を対象とするサイトブロッキングを実施しています（例えば児童ポルノへのアクセス禁止措置等。）。また、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、ポルトガル、スペイン、ロシアなど42カ国では現在、著作権侵害についてサイトブロッキングの制度を有しており、これらの国にはアジア太平洋地域の7か国（オーストラリア、インド、シンガポール、インドネシア、マレーシア、韓国、タイ）も含まれています。

JIMCAは、オーディオビジュアル・エンタテインメント企業を含む著作権者の権利と利益を完全に保護するために、サイトブロッキング制度の採用を検討するよう日本政府に要請します。他の国々と同様に、サイトブロッキングは、インターネットサービスプロバイダに合理的な手順により利用者が侵害ウェブサイトへアクセスすることをやめさせるよう義務付ける一方で、当該著作権侵害についてインターネットサービスプロバイダの責任を問わないとして、問題のない権利救済措置になり得ると考えます。

このアプローチは、ヨーロッパやアジア太平洋地域で採用されているアプローチと類似するもので、オンライン上の侵害を効果的に減らすために採用されているものです。Incopro（注1）の最新の調査によれば、オーストラリアにおいて、2016年10月から2017年11月までの間、サイトブロッキングにより、ブロックされたサイトにおける侵害コンテンツの流通量が50%以上減少し、すべてのサイトにおける全体の侵害コンテンツの流通量も25%以上減少したとされています。

細かく調整されたサイトブロッキング制度を法制化することに加えて、著作権者とISP間において協力体制を構築することは、そのような自主的な協力のための運用組織や具体的な運用方法を確立するために望ましいステップであると考えます。これに関連して、JIMCAは、適切かつ効果的な体制を構築するために、主管官庁や関係者と意見交換できれば有難いと考えており、またJIMCAにはそれらの意見交換をする用意があります。

2(a) 最近のデジタル化とネットワーキングの発展に対応した新しい著作権システムの確立（意見分野(B) (c)）

JIMCAは、オンライン環境での技術利用とクリエイティブコンテンツの保護の強化を支持しますが、知的財産戦略本部がこれらの事項について念頭に置いている方策についてより詳細な説明を求めます。また、これら問題については、さらなる公の議論を望みます。

2(b) デジタルアーカイブ社会の実現（意見分野(B) (e)）

JIMCAは、著作権者の著作物の利用をコントロールする権利を確保し、また、日本の著作権法の下で著作権者と利用者間のバランスをとる必要があると考えています。また、JIMCAは、このデジタル化の時代において、利用者が孤児著作物やデジタル化された作品のコピーにデジタルアーカイブを通じてアクセスし、使用できるようにすることを望んでいます。そこで、これらの問題について順番に説明します。

孤児著作物

JIMCAは、孤児著作物の問題に対する実現可能な解決策についての議論とさらなる公の協議を行うことを歓

迎します。また、実現可能な解決策を見出すために、JIMCA は以下の原則は維持されるべきであると考えます。

- i. 著作権者と利用者のバランスは維持されるべきであり、著作権者と潜在的な利用者との間の自発的なライセンス取引が今後も最も適切な著作物の利用手段であること。
- ii. ライセンスを取得したいと考えている利用者が、著作権者を特定できず又はその所在が不明であるためにライセンスを取得できないことは、市場における大きな課題であること。
- iii. 孤児著作物の問題の解決策を検討する目的は、著作権者を見つけることができない作品の数を最小限に抑えることであり、著作権者の認識又は承諾を欠く著作物の使用量を最大化することではないこと。
- iv. 潜在的な利用者は、その種類のコンテンツに対する著作権登録の有無の調査を含め、入念な調査を行う必要があること。その他、利用者には状況に応じた客観的かつ合理的な対応が求められること。

デジタルアーカイブ

JIMCA は、著作物のデジタルアーカイブの作成に関する議論とさらなる公の協議を歓迎します。公の検索やアクセスのためにデジタルアーカイブを作成するには、著作物を大量にデジタル化する必要があるという点が重要です。大量デジタル化は、著作物のデジタルコピーを作成する必要があることを意味します。

JIMCA は、大量のデジタル化とデジタルアーカイブが著作権者と利用者に利益をもたらす可能性があると考えています。しかし、著作権者が新しい作品を作り続け、世の中に提供するためには、彼らの既存作品について任意のライセンスにより金銭的な利益が得られなければなりません。

JIMCA は、著作権者と利用者間の自主的なライセンス取引を奨励する方針とそのための将来の立法を支持します。著作権者の権利を尊重しながらクリエイターに報酬を提供する、そのような合法的な市場ベースの大量デジタル化の施策は実際に存在します。例えば、JIMCA を構成するメンバーは、数千の映画を検索可能なデータベースを提供する AnyClip.com と MovieClips.com のサービスに作品をライセンスしています。利用者はこれらのサービスで映画の特定の部分を検索し、自分の個人的な調査やブログ、他のサイトへの投稿など、さまざまな目的で当該映画のクリップを使用できます。同様に、ストックフォト業界では、Getty Images および他のストックフォトエージェンシーが、著作権者の権利を尊重しつつ、クリエイターの報酬を確保するため、大量にデジタル化された作品のライセンス制度を設けています。Getty Images のウェブサイトは、利用者がメタデータに基づいて何百万もの写真を検索することが可能な強力な検索エンジンを備えています。検索結果には、様々な目的のためにライセンスを取得することができる写真が表示され、その小さいバージョンが表示されます（注 2）。Foap と呼ばれるもう 1 つのサービスは、利用者が自分のスマートフォンの写真をアップロードすることができ（注 3）、Foap は、写真がライセンスされるたびに写真の撮影者に 5 ドルを支払うことになっています。

JIMCA は、著作権者が彼らの作品に対して報酬を支払われることを確実にしながら、著作物の広範な普及を促進する Getty Images および Foap のようなビジネスモデルを生み出す著作権政策を支持します。

2(c) データや AI などの新しい情報・技術に関する知財戦略の強化（分野(D)(d)）

JIMCA は、データや AI などの新しい情報・技術に関する知的財産戦略の強化について、さらなる説明と協議を求めます。

JIMCA は、テキストマイニングやデータマイニングなど、いかなる例外も無く、著作権者の利益を不当に損なうべきではないことを繰り返し述べます。コンテンツが利用される場合、著作権者は、クリエイティブコンテンツを使用するデータマイニングに適用可能なペイパーアース方式を含むライセンスを通じてその報酬が確保されるべきと考えます。

2(d) JIMCA は、国際的な映画やテレビ番組を日本に誘致するための知的財産戦略本部の議論を支持します（意見分野(B)(d)）

映画やテレビ番組制作のインセンティブ制度は、高度な技能を要する仕事の創出、インフラストラクチャーへの支出、国家のブランディングへの貢献、映画の観光、文化的価値など、多くの経済的利益を生み出します。

国際的な傾向

各国政府は、国内産業を強化するための国際プロジェクトを誘致するためのツールとしてインセンティブ制度をますます活用するようになっています。世界中で全国および州レベルで運用されている 100 近くのインセンティブプログラムがあります。グローバルインデックス（注 4）は、積極的なインセンティブ制度の概要を提供しています。インセンティブ制度の主なものとしては以下のようものが存在する。

?現金の返戻 - 連邦/州政府は、所定の計算式に従って算出された適切な額の制作費用をプロデューサーに返金します。

?税額控除 ? 制作会社の州に対する納税義務について税額控除がなされる。

一部の地域では、ある特定の影響をもたらすプロジェクトに対して追加の優遇措置が提供されます。

制作インセンティブ制度が経済にもたらす恩恵

多くの研究が、インセンティブ制度が恩恵をもたらすことを示しています。例えば、ジョージア州（注5）では、映画とテレビ産業が、92,000 以上の雇用を創出し、およそ 46 億ドルの賃金の支払いを生じさせています。2018 年度には、455 ものプロジェクトを実施したジョージア州は、州内直接支出額が 27 億ドルにのぼり、全体で 95 億ドルの経済効果を生じさせた。 pre-incentive bump, the economic impact was just \$242 million. これは、州の税額控除が 9% から 30% に増加する前の 2007 年に比べて 4,000% 近く増加したことを示しています。インセンティブ制度創設前の経済効果はわずか 2 億 2400 万ドルでした。

2018 年 10 月の英国スクリーンビジネスレポート（注6）は、映画分野の減税が業界と英国経済全体の両方に大きな価値、すなわち、英国経済に約 80 億ポンドの経済効果を生じさせ、137,000 人の雇用を生み出したことを示しています。

オーストラリアの映画とテレビの影響に関する調査（注7）によれば、オフセットでサポートされている制作に関連する総付加価値は、2007 年～2008 年の 1 億 9,980 万豪ドルから 2016 年～2017 年の 3 億 8,600 万豪ドルにほぼ倍増したとされています。これにより、フルタイム雇用がオフセットを開始した年の 15,617 人から、直近 1 年間の 24,989 人と 60% も増加しています。加えて、オフセット支援対象の制作に従事しているオーストラリア人への直接収入は、10 億 5000 万豪ドルから 19 億 1000 万豪ドルと 82% 増加しています。

2017 年には、ゲーム・オブ・スローンズにヒントを得た観光業が最大の旅行トレンドの 1 つとなっています（注8）。いくつかの国では、観光経済を見直す強力な後押しとなっています。アイスランドの訪問者数が 2011 年は約 566,000 人だったのが 2015 年には 100 万人を超えるまで急上昇した主な要因として、その「ゲーム・オブ・スローンズ効果」が挙げられます。何十人の冒険ガイドが、ホワイトウォーカーが歩いた場所を散策したり、北の壁を訪れたり、バイキングの村を見学したりすることができる、ゲーム・オブ・スローンズ特有のツアーを提供しています。

ロード・オブ・ザ・リングの三部作がニュージーランドの経済に及ぼした影響に関する 2002 年の研究は、その三部作が観光への長期的な足跡を確立したことを示しています。現在、中つ国ツアーハウス、ニュージーランドの観光局によって推進されています（注9）。

映画やテレビの撮影を誘致するための推奨事項

1. 方針と概要

a. 撮影プロセスを合理化する方針が整理されている必要があります。プロジェクトがある場所で行われることが決まると、映画制作者は次のような事項を考慮して、撮影が過度に遅れないようにする必要があります。

i. 国内に持ち込まれる機器の関税問題

ii. 外国人キャストとクルーのビザ問題

iii. 映画撮影許可 - 適切な政府機関と強い関係性を有しつつ、地方自治体、州、及び連邦レベルでの映画撮影許可の取得プロセスを理解すること。

b. 映画コミッショナ - 映画コミッショナは国内ではプロデューサーの仲介役として機能するため、コミッショナには適切なスタッフを配置し、撮影中に発生する政府関連の問題を解決するための権限を与えておく必要があります。

c. 対象地域が候補地となり得るか否かを判断するために、「現在の」現地の労働力率、設備とスタジオのスペースの準備に要する費用、クルーのキャパシティ、及び国内外のキャストおよびクルーの課税要件を理解する必要があります。

2. 制作インセンティブ制度

映画のインセンティブ制度は国際的な作品を誘致するために不可欠です。プログラムが完成したら、プログラムの詳細に関する英語の資料を準備し、オンラインで利用できるようにする必要があります。

3. インフラストラクチャー

a. 業界として、以下に示すような観点から、どのようなインフラストラクチャーを現地で利用可能かを把握することが重要です。

i. 利用可能なステージスペース ? ステージの所在地、ステージ数、ステージの面積、天井の高さ、さらには、専用ステージか、又は倉庫スペースをステージに転用しているものか。また、水槽の有無。

- ii. 利用可能な現地のキャストとクルー。主要な制作拠点には訓練を受けたクルーが何人いるか？彼らは海外制作の経験があるか、あるいは地元での制作の経験しかないのか？英語の熟達度はどの程度か（特に現地の人）？
- iii. 機器 - カメラ、グリップ、照明、音響、輸送、ポストプロダクションなど、どのような業界固有の機器が現地で入手可能か。それが国内で利用できない場合、それを入手するためにどこまで行く必要があるか？
4. 場所？ 撮影場所となる場所の種類に関する情報の提供が必要です。場所の写真のオンラインデータベースは、その地域がスクリプトのニーズを満たしているかどうかを判断するのに役立ちます。リールスカウト（注 10）など、フィルムコミッショングロケーション写真をオンラインで公開するために使用するデータベースが多数あります。
5. ロケーションプロダクションサービス会社？海外のプロデューサーと仕事をしたことのある現地のプロダクションサービス会社のリストを提供する必要があります。
6. フィルモグラフィー - 過去 10 年間にその地域で撮影された主要な国内外の作品のリストを作成する必要があります。
7. マーケティング資料 - 必要な情報が得られたら、適切な資料（ハードコピーとオンラインの両方）を作成して、業界に提供すべき情報を知らせます。

この度は意見提出の機会を頂きありがとうございました。上記で述べた事項に関し、更なるご説明を頂き、また、それらのベストプラクティスをご共有いただけますと幸いです。

＜注＞

- 参考 URL : <https://www.incoproip.com/report/site-blocking-efficacy-report-australia>
- 参考 URL : <http://www.gettyimages.com>
- 参考 URL : https://www.foap.com/pages/what_we_do
- 参考 URL :
<https://www.o-spi.co.uk/wp-content/uploads/2018/10/01sberg-SPI-Global-Incentives-Index-2018-10-31.pdf>
- 参考 URL :
<https://variety.com/2018/film/features/georgias-production-incentives-seal-the-deal-for-hollywood-1202990450/>
- 参考 URL :
<https://www.o-spi.co.uk/wp-content/uploads/2018/10/Screen-Business-Summary-Report.pdf>
- 参考 URL :
<https://www.screenproducers.org.au/assets/Insights-images/Impact-of-Film-and-Television-Incentives-in-Australia-FINAL-2018-03-12.pdf>
- 参考 URL :
<https://nationalpost.com/travel/how-game-of-thrones-inspired-tourism-became-a-lucrative-travel-trend>
- 参考 URL :
https://www.newzealand.com/us/the-lord-of-the-rings-trilogy/?msclkid=92b5aa4821d61211af6f628d0bf5b6c&cid=p:sem:US:FY19:Pure_H2:Bing:DSA:Text:Things_To_Do&kwid=dat-2329246664016951:aud-807577831:loc-164
- 参考 URL : <https://www.reel-scout.com/>

《要旨》

- オンライン上の著作権侵害に対応するための効果的なツールとして、サイトブロッキングの導入を求める。
- 自主的なライセンス取引を奨励することを原則として、孤児著作物やデジタルアーカイブ化の問題について更なる議論を求める。
- データや AI などの新しい情報・技術に関連する知財戦略の強化を求める。
- ロケーション誘致のための施策を求める。

法人・団体名
27. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見の分野
(E) その他
意見
<p>《要旨》</p> <p>I) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制について</p> <p>II) なりすましECサイトについて</p> <p>海外サーバにホスティングする「なりすましECサイト」（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」を総称して「なりすましECサイト」という）の被害が収まらない状況を鑑み、以下の事項を検討して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> --なりすましECサイトの送信情報を違法情報とする事 --インターネット上のなりすましECサイトへのアクセスをブロッキングする事 --検索サイトの検索結果からなりすましECサイトを排除する事 --インターネット上の特定商取引法の運用を強化する事 --商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事 --中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事 --商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動をする事 <p>III) 国内取締について</p> <p>刑事事件の進展について把握しやすいようにして頂けるとありがたい。又、商標権侵害物品の販売を既に停止している事件についても摘発を積極的にして頂きたい。又、商標法に精通されていない検事に対して同法についての研修の機会を作って頂きたい。</p> <p>IV) 水際対策について</p> <p>認定手続について、以下の6項目に付き検討して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> --国際郵便貨物（EMS）以外に考えられる商標権侵害物品の輸入ルートの監視の継続をする事 --国際郵便貨物（EMS）の送り状の写真を認定手続開始通知に添付し、送り状記載の輸入者の電話番号を認定手続開始通知に記載する事 --商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすため税関で実施されている商標権侵害物品輸入者の個人情報の集積の継続をする事 --認定手続期間中の意見書提出の効率性をあげる事 --認定手続開始を、権利者に電子データで通知する事 --権利者側からの疑義貨物の真贋を判断するための機器（ハードウエア・ソフトウエア）を受け入れる事 <p>又、輸入差止申立について、添付資料である侵害疎明のさらなる簡略化と、輸入差止申立の手続及び受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する場合の手続の簡素化をご検討頂きたい。又、組織再編成等により同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合の申立の簡易な手続による承継を検討頂きたい。</p> <p>更に、犯則事件の結果の権利者への通知について検討して頂きたい。</p> <p>V) 立法</p> <p>特定商取引法の強化、損害賠償金を回収できるようにするための手当、国際郵便貨物（EMS）が違法行為に利用されないようにする法令整備等についてご一考頂きたい。</p> <p>又、類似・混同に該当するかどうかが微妙ではあるがフリーライドしている事が明らかな商標については、権利者が救済を受けられるような規定を商標法ないし不正競争防止法に設けて頂きたい。更に、商標法によって、「タイプ」、「風」等の文言を附加して登録された標章を使用する事を禁じて頂きたい。</p> <p>商標権侵害行為に対する権利行使でも銀行が個人情報を開示できるような施策についてもご考察を頂きたい。</p> <p>VI) 司法機関（裁判所）</p> <p>被害回復を円滑にするため、商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。又、被害の立証責任を推定する等として軽減して頂きたい。</p> <p>又、商標法4条1項15号の混同のおそれについての知財高裁はじめ裁判所の解釈が極端に狭いと感じるの意見としてお聞き頂きたい。</p> <p>VII) 入管</p> <p>在留許可申請の際に海外から商標権侵害物品を送らせると例え私物でも違法となる事がある旨と銀行口座を貸したり売ったりすると在留資格に影響する場合がある事を周知して頂きたい。</p>

VIII) インターネットについて

C to C サイトで、個人使用目的での模倣品輸入への対策の一環として、出品地を偽った場合に出品禁止にする等の対策を強化していただきたい。又、C to C サイトの出品者が商標権侵害物品を販売した場合、出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

又、現在までC to C サイトが任意で実施している悪質な商標権侵害物品販売者のIDの削除並びに再登録を阻止するためのID削除を受けたものの情報のリスト化を法令により義務化等できないかご検討を頂きたい。

ドメイン名登録において、他人が許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むものを登録する事ができないようにするための施策を検討して頂きたい。

《全文》

I) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制について

海外サイトや、国内サイト（オークション、フリマアプリ、ショッピング・モール）を介した商標権侵害物品販売が多く認められる。特に、後者による数量は膨大であると言わざるを得ない。

承知されているように、国外の商標権侵害物品販売者は、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事を悪用し、国外から国際郵便貨物（EMS）等で商標権侵害物品を少数・小分けにしてこれを送付してくる。

商標権侵害物品であると承知しないで購入する消費者も存在する事を否定はしないが、商標権侵害物品と承知の上で購入している消費者が多数存在するのも事実である。

従って、商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入を規制すべきと考えている。

現時点で何らの措置を執るべきであることは、税関での認定手続の際に個人使用目的での輸入等を理由として争う旨の申し出が、平成19年では0.8%に過ぎなかったものが、同29年には16.2%と急増しているとの税関資料からも、弊法人会員からの20%近い数値に至っているとの集計からも明白である。

諸外国においても、商標権侵害物品の個人使用目的での輸入が一定の範囲で許容されている事例がある事は承知しているが、その場合でも無制限に個人輸入が認められている訳ではないと理解している。

例えば、米国においては、個人輸入について厳しい条件が付されている。すなわち、合衆国法典(United States Code) タイトル19 セクション1526 及びこれを受けた連邦規則集(Code of Federal Regulations) タイトル19 セクション148.55によれば、米国において登録されている商標を侵害する物品の輸入は原則として禁止されており、以下の条件を満たす場合に限って商標権侵害物品の個人輸入が認められる。

- ・米国に到着する個人が携行している物品である事
- ・当該物品は同人が使用するためのものであり販売を意図していない事
- ・1種類につき1点までである事
- ・同人の到着前30日以内に同人が本例外の適用を受けていない事

つまり、米国においては、郵便（旅行者の別送品やエア・クーリエ等民間によるものも含む）やカーゴによる輸入貨物については、一切個人使用目的での輸入は許可されないのである。ちなみに、上記米国法においては、上記条件を充たし個人輸入として輸入が認められた物品を輸入から1年以内に販売した場合は、当該物品またはその価額を没収する旨の規定がおかれており（連邦規則集 タイトル19 セクション148.55）。

又、EUにおいても、2014年、EU 司法裁判所は、Rolex 対個人輸入者の訴訟で、ネット業者により域外から個人に販売された商標権侵害物品の税関による差し押さえを認めている。

更に、韓国においても、個人使用目的での郵便による小口・少量の商標権侵害物品輸入の増加を受け、2015年以降、個人使用目的で既に使用開始されている商標権侵害物品を除き輸入を認めていない。

このような、携行品または既に使用している品以外の商標権侵害物品の輸入は認めないと米国の法制やEU及び韓国の措置は、極めて注目に値するところであり、日本の商標法制との違いを踏まえつつ個人輸入の規制について是非検討をお願いしたいと考える。

抜本的な方策として、輸入について「業としての輸入」と推定する規定を商標法におく事、同法での「商標」定義での「業」要件について「業ではない事」を商標権侵害の例外の一事由とする規定に改める事、「業」

要件を「商標」の定義から商標権の効力（第25条）等の規定に移す事、商標権侵害物品を通関する際に所有権は未だ輸入者に移転していないとの解釈に基づき個人使用目的での輸入を認めない事、海外にいる販売者に対して商標法の域外適用を認める事、商標権侵害物品と承知の上で個人使用目的で輸入する事を「公序良俗」に反する行為として関税法で規定し規制する事、「第三者への譲渡」をしない旨の誓約書提出を義務化する事等のいずれかの手当の実現について考察して頂ければ安易な商標権侵害物品の輸入に対する抑止効果が期待できると共に、認定手続への対応における税関・権利者の負担が軽減されると思量するので、是非、ご検討を頂きたい。

II) なりすましECサイトについて

なりすましECサイトで、商標権侵害物品を購入してしまった、代金を銀行に振り込んでしまった、クレジットカード情報を盗まれてしまった等の消費者が被害を被る事例が依然として多いと認識している。なりすましECサイトは、海外レジストラーからドメイン名を取得の上で、海外サーバにホスティングしているものが殆どであるため、これへの対応は、時間と労力を要する上に、十分な結果を得るのは困難と言わざるを得ない。

このような状況に鑑み、以下の7点についてご検討をお願いしたい。

- インターネット上のなりすましECサイトの送信情報を違法情報とする事
- インターネット上のなりすましECサイトへのアクセスをブロッキングする事
- 検索サイトの検索結果からなりすましECサイトを排除する事
- インターネット上の特定商取引法の運用を強化する事
- 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結の制度化する事
- 中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事
- 商標権侵害物品が税関で差し止められる事についての周知活動をする事

A) なりすましECサイトの送信情報を違法情報とする事

なりすましECサイトに対して、商標権侵害に基づく権利者からの送信防止措置の依頼で対処する事には、以下の理由から不可能または限界がある。

- 商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱わ
れており、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これをする事は現実的に不可能である
- 詐欺サイトでは、商標権侵害を理由とした送信防止措置の依頼ができない
- 偽サイトの被害が、ブランドのホームページのコピーであるならばブランド権利者が対応できるが、そうでない業者のホームページがコピーされた場合、
権利者は何もできない（ホームページを無断盗用された業者の全てが送信防止措置依頼を出す事に精通しているわけではないので残る事になる可能性が高い）

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考える。

又、なりすましECサイトを違法情報とする事によって、社会的周知が徹底され、サイトから購入する消費者に対して注意を促し、ひいてはその保護に資する事や、他にも執られるであろう施策の後ろ盾にもなると思料する。

この件について、ご検討を頂きたい。

B) なりすましECサイトへのアクセスをブロッキングする事

現在、著作権保護のためにブロッキング実施の是非についてご検討頂いているが、商標権者及び消費者保護の観点からなりすましECサイトへのアクセスをブロッキングする事についてもご検討を頂きたい。サイト自体を削除する事は、ホスティングサーバやミラーリングサーバの所在する場所が世界各国に分散している事やサーバの変更が容易である事、ドメインの取り直しが比較的容易である事に鑑みると決定的な方策に欠けると思われる。ブロッキングは、追加する方策として不完全ながら有効であると考える。

この件についてご考察を頂きたい。

C) 検索結果からなりすましECサイトの情報を排除する事

検索エンジンサイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。

権利者が検索エンジンサイトに申し出をすれば、著作権侵害に関わるサイトの情報を削除してくれるところもある（著作権のみで、商標は削除してくれない）が、あくまで検索サイトの独自判断によるもので日本の法令による規制の結果ではない。

検索結果情報の下に利用者に対して「警告」と表示するなども一つの排除方法であろうと考えるが、いずれにしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとる事ができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思量する。

D) インターネット上で特定商取引法の運用を強化する事

インターネット上で特定商取引法が求める表示等が適正に為されているかの実態調査を実施して頂き、その結果も考慮の上で、同法の運用をより強化する方向での施策を決定し実施して頂きたい。

国内大手のプラットフォーマーが運営するショッピングモール等で、特定商取引法を遵守し、適正な表示がなされる事が強化されれば、これを行っていない商標権侵害物品販売者及びサイトが差別化され、そのような販売者の運営するサイト等へのインターネット利用者のアクセスも減少するものと思量する。

又、海外のサーバにホスティングしているなりすましECサイトであっても、日本の消費者に向けたものである以上、特定商取引法の表示要件を遵守していないものは特定商取引法違反であるとし、可能な範囲での処分もしくは対処をする事はできないのか検討して頂きたい。

E) 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事

なりすましECサイトでは、金銭の支払先として依然として銀行口座が多く使用されている。

詐欺については銀行口座を凍結する等の法律が整備されているものと理解しているが、商標法違反行為の被害については前記した法律が整備されていない。

現在、取り扱われた事件ごとに取り扱った警察署もしくは都道府県警察本部が関係する銀行に口座凍結を依頼する方法で措置して頂いているが、これでは基本として事件化された事案のみしか対処できない。

事件化された件に限らず、権利者及び消費者からの被害通報に基づき、警察もしくはその他の機関から銀行に口座凍結の要請ができる制度についてご考察を頂きたい。

F) 中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

販売される商標権侵害物品の殆どが中国から発送されている事から、発生源であるところの中国に対して、侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。

なりすましECサイトが日本語で記載されている事から、中国サイドからでは被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提で、なりすましECサイト対策としては日本の取締当局との連携を模索すべきだと思量する。

又、国際郵便貨物（EMS）が中国から発送される商標権侵害物品に利用されるが、そのほとんどは、発送者の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国に対して上記の事実を通知したうえで、国際郵便貨物（EMS）引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

G) 商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動をする事

ほとんどの商標権侵害物品は、民間のエア・クーリエ便に比してインボイス等の記載が簡易である事から商標権侵害物品販売業者に悪用されるとの背景からか、国際郵便貨物（EMS）で送付されてくる。そこで、インターネットを通じてブランド品等を購入する消費者に対して、国際郵便貨物（EMS）で商品が送られ

てくる場合は商標権侵害物品である可能性が高い事、税関では厳しく検査をしており、検査の結果で商標権侵害物品であれば差し止められる可能性が高い事について、消費者庁、国民生活センター、日本郵便、各インターネット通販サイト等のウェブサイトにおいて周知すれば、安易な購入者に対する抑止が期待できると考えるので、この件についてご検討頂きたい。

III) 国内取締について

A) 事件の結果の通知について

刑事事件において、権利者が鑑定を行った後、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるという事案が多発しかねないと懸念している。

については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的に摘発をして頂きたい。

C) 検察における商標法被疑事件の研鑽について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、併い、同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の内容に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断の内、称呼類似や部分類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断をされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を無視する事はあり得ない事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

知的財産高等裁判所の裁判官ではない検察のご担当者となられる方にとて、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えるので、何らかの形で同法についての研修の機会等を設ける事についてご一考頂きたい。

IV) 水際対策について

A) 認定手続について

以下の6項目につきご検討を頂きたい。

a) 海外の商標権侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便貨物（EMS）を多用している事は税関発表の統計からも明らかである。かかる状況下、今後、海外の商標権侵害物品販売者が取り締まりの厳しい国際郵便貨物（EMS）から他の輸送手段を用いた輸入に切り替える可能性は否定できないと考える。その意味で、他の輸入手段について必要と考えられる監視の継続をお願いしたい。

b) 国際郵便貨物（EMS）においては、ほとんどの場合、仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）は、虚偽・記載不備であったり、判読不能と記載されているが、権利者からすれば、送り状から読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知に添付する等して頂けるとありがたい。

これにより、仕出し（差出人）の住所・氏名（名称）を判読するための税関職員の負担も軽減されると考える。

又、輸入者の住所についての記載も、私書箱センター等輸入者以外のものであったり、アパートの空室や架空の住所等虚偽のものであったりして、疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するにあたり、認定手続開始通知に記載された情報が役に立たない事が多い。送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるので、認定手続開始通知に記載して頂きたい。

関係情報として送り状の写真や電話番号の記載を行う事は、他の同様の行政手続において前例のない事、また個人情報保護の観点での考察が必要な事等からハードルの高いものである事は理解しているが、是非、ご検討を頂きたい。

c) 税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。又、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。

上記の情報の集積は、「個人使用目的」との理由で商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続をする事をお願いしたい。

d) 認定手続期間中の意見書提出において、無駄ともいえる手間が発生している。輸入者に素人が多いためなのか、法律的に無意味なものや思いつきで纏めずに複数の意見書を五月雨式に提出してくる等の事がある。税関及び権利者においてこれに一々対応しているために煩雑な状況が発生するものと思われる。このような無駄を省く手続の進め方について検討して頂きたい。

例えば、単に「個人使用です」、「通関を希望します」としか書かれていない輸入者意見書が多く見受けられるが、権利者は、このような意見書について反論する事から手続対応を開始しなければならなくなっている。むしろ、このような意見書しか提出されない場合、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定がなされてもよいのではないかと思料するが、それでは素人の輸入者にとって酷だというのであれば、まず輸入者に対し、これ以上意見が無いのであれば、認定手続開始通知書（輸入者用）の裏面の記載に従って具体的に主張していないので侵害認定する旨を連絡して頂き、第一段階目のやりとり、すなわち、主張自体が失当と思われる意見書に対する反論の作業が発生しないようにして頂きたい。

e) NACCS を使用した汎用申請での意見書の提出ができるようになり、証拠・意見の提出の電子化についての措置をお執り頂いた事に感謝しているところであるが、更に一步進めて、システムの稼働安定性の向上等のために今後行われるであろうシステム改変の際に、認定手続開始そのものを権利者に電子データで通知する事について検討して頂きたい。

f) ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するための機器（ハードウェア・ソフトウェア）を税関に提供する事について、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、原則として受け入れは難しいというのが税関の立場であると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかされているようである（Trade Facilitation and Trade Enforcement Act（2015年）セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61）。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れる場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。

B) 輸入差止申立について

輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の簡素化については度々お取り組み頂いているところではあるが、引き続きより一層の簡素化を進めて頂けるとありがたい。

又、輸入差止申立及び既に受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する手続の更なる簡素化をご検討頂きたい。例えば、輸入差止申立に類似する商標を追加しようとすると、侵害疎明の資料からの提出を求められるが、申立に関わる商標と追加の商標の類似が自明な場合（なにをもって自明とするのか等線引きの難しい面もある事は理解している）、その必要はないようと思われる。より一層、輸入差止申立がなされやすく且つ申請内容の更新が適時・的確になされやすくなるよう申請手続全般的での簡素化につき今一度ご考察を頂きたい。

更に、組織改編等により同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合、包括承継に準じて、新規

に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。

C) 事件の結果の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

D) 識別研修について

年々、税関での識別研修の実施を希望する権利者が増加している。他方、税関の予定されている研修時間は限られているため、研修を希望しても実施できない例が増えている。併し、識別研修にお割り頂く時間の増加とより多数の権利者が効率良く識別研修を実施できるような方策については、かねてよりご検討をお願いしていたところであるが、昨年、複数の権利者が一堂に会するブース式研修が導入され、また研修時期を秋期に限定せず通年行う方針が採用された事により、各権利者が識別研修を行える機会が飛躍的に増加したと実感している。この点について税関関係者の多大なるご尽力に深謝すると共に、引き続き研修機会の増加を進めて頂けるとありがたい。

V) 立法

A) 特定商取引法

インターネット上のショッピングモールでの商標権侵害物品の販売が依然として多量である。上記の状況に鑑み、現行法及び現在の運用だけでは不十分であると思量する。以下のようなインターネット取引を健全化させるための改正についてご考察頂きたい。

商標権侵害物品を販売している業者は、販売業者の表記が不完全・不正確であったり、どこに表記されているのか分かりにくく多い事が多い。特に米国系B to Cサイトに於いてはこの傾向は顕著だと理解している。従って、特定商取引法の遵守を徹底し、違反している業者、サイトもしくは販売店舗を閉鎖する等の然るべき罰則を科せられるような法体制を構築して頂きたい。

又、B to Bサイトも出店者情報の開示を義務づけて頂きたい。

更に、国際郵便貨物（EMS）を利用した商標権侵害物品の販売が多い事から、特定商取引法でインターネット取引での物品送付方法の表示を罰則付きで義務づける規定を設ける事をご検討頂きたい。

更に、前記した事だが、海外のサーバにホスティングしているなりすましECサイトであっても、日本の消費者に向けたものである以上、特定商取引法の表示要件を遵守していないものは特定商取引法違反であるとし、可能な範囲での処分もしくは対処をする事はできないのか検討して頂きたい。

B) 損害の回復について

前記したとおり、凍結された口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に配当を得られる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害金を取得する道は開かれていない。仮に商標法・不正競争防止法に基づいて通常の民事手続により仮差押え・差押えしようとしても、侵害行為の特定や損害額の立証は事実上不可能と言ってよく、従って、配当を得る事はできない。権利者が凍結口座から何らかの配当を受けられる方途をご検討頂きたい。

同様に、プラットフォーマーが商品購入者から預かっている代金がある場合についても、侵害者に払い渡される前であれば差し押さえで損害賠償金を回収できるような仕組みを構築して頂きたい。

又、損害賠償請求訴訟において、これが認められても、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、回収できる見込みが低い。民事執行法196条以下の財産開示手続は、実効性がなくほとんど利用されていないと考えられるので、損害賠償の実効性が上がる仕組みを構築して頂きたい。

刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への

損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

C) 国際郵便貨物（EMS）について

国際郵便貨物（EMS）は、郵便物に分類されている。しかし、その実態は貨物を送る民間のエア・クーリエ便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められていないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便貨物（EMS）が悪用されている事は周知の事実である。実際、海外の商標権侵害物品販売業者が出鱈目な発送人情報を記載して商標権侵害物品を国内消費者に直送する事により、自らは商標権侵害物品輸出者としての責任を免れ、消費者は輸入者として税関の認定手続に対応しなければならなくなる上、海外の商標権侵害物品販売者は購入者からの問い合わせに応じないので代金の返金は受けられず、権利者は海外の商標権侵害物品販売者にアクションを取ることができず、消費者・権利者の双方が損害を蒙っている。EMSが違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

D) 商標法等

類似・混同のおそれに関する該当するか微妙ではあるが登録すると不適切な商標（例えばパロディ）は、商標法4条1項7号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、権利侵害の場面においては、類似・混同

のおそれが差止・損害賠償の要件となっているため、公序良俗に反する商標について権利者は救済を受けられない事となりやすい。類似・混同のおそれがあるかが微妙ではあっても、他人の商標に依拠しておりフリーライドしている事が明らかな商標については、権利者が救済を受けられるような規定を商標法もしくは不正競争防止法に設けて頂きたいと思量する。

更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用する事が商標の使用にあたるとの判例と特許庁見解（平成17年2月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をする事をプラットフォーマー及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じてもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法L713-2条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a)指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、…後略…」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の主旨での商標法の改正ができないかをご検討を頂きたい。

E) 銀行の対応について

商標権侵害物品販売サイトの連絡先が分からぬ場合、銀行に対して、弁護士法第23条の2に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求める事があるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。商標権侵害行為に対する権利行使でも銀行が弁護士法第23条の2の照会を尊重し個人情報を開示するように徹底して頂きたい。

VI) 司法機関（裁判所）

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。また、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあっては商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他也推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知財高裁はじめ裁判所の商標法4条1項15号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてではあるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる4条1項11号とは別に15号を規定した趣旨が没却されると思量するので意見としてお聞き頂きたい。

VII) 入管

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人のケースが多発している）。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるので、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

又、留学生が、日本で開いた銀行口座を商標権侵害物品販売業者に貸したり売ったりしている例がかなりある。用途が不明な者に対して、銀行口座を売ったり貸したりすると、違法行為を帮助したものとして自己の在留資格に影響する場合もある事を、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。例え、水際取り締まりに関する税関のポスターを入国管理局にも掲示して頂くだけでも、一定の効果があると考えるのでご検討頂きたい。

VIII) インターネットについて

C to Cサイトで出品地を国内と偽り消費者を騙し、海外から商標権侵害物品を送りつける例が多々見られる。中には出品地国内としながら国際郵便貨物（EMS）の利用と堂々と謳っている例もある。

増加する一方である税関での認定手続きの際に「個人使用目的」を申し立てるケースの主たる発生源は、前段に記述した通りにC to Cサイトでの出品・販売である。そして、多くの輸入者が、日本国内発送だと信じ購入したところ、海外から発送されてきたと述べている事実もある。出品地を偽った場合は、出品禁止にする等プラットフォーマーが対策を強化するようにすれば、プラットフォーマーの削除に割かれる労力だけでなく、税関及び権利者に無用にかかっている負担を軽減する事になるので是非検討して頂きたい。

更に、C to Cサイトにおいて、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、プラットフォーマーが権利者の指摘を受けてIDを無効にする事があるが、商標権侵害物品の出品は、大抵の場合プラットフォーマーの利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

又、今までC to Cサイトが任意に実施している悪質な商標権侵害物品販売者のIDの削除並びに再登録を阻止するためのID削除を受けたもの情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものにできないかご検討を頂きたい。

又、商標権に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わないISPがみうけられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。

更に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるレジストラーは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため（同法2条1項13号）、ブランド名が使用されているだけで直ちにレジストラーが不正競争行為であると判断する事は実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、レジストラーが自動的にチェックする事は行われていないようである。レジストラーにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当する事を商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考える。

以上

法人・団体名
28. 日本弁理士会
意見の分野
意見
<p>【要旨】 経営デザインシートの公表や「デザイン経営」宣言をはじめとし、我が国の発展に向け知財を活用した取組が進んでいることを高く評価するとともに、取組の更なる拡充及び普及啓発を行うべきであると思料する。また、第四次産業革命に代表される昨今の環境変化に、柔軟且つ迅速に対応すべく、人材育成の取組をさらに拡充し、知的財産各分野における更なる制度の見直しを、国際的調和も意識しつつ進めるべきであると思料する。</p>
<p>【全文】</p> <p>はじめに 2002年に小泉元内閣総理大臣が知財立国を宣言して以来、我が国は知的財産の創造・利活用を武器に、世界をリードし続けてきた。 2018年6月に開催された、知的財産戦略本部会合においては、安倍内閣総理大臣は、世界の劇的に変化しつつある中で、知的財産の重要性がますます大きくなること、そのあり方も大きく変化しつつあることに言及された上で、我が国がこれからも最先端の「知財立国」として世界をリードしていくとの決意のもと、様々な政策を果斷に実行に移してもらいたい旨を述べられ、あらためて、我が国が知財立国であることの意義を示された。 第四次産業革命とも言われる大きな変革期において、知財立国としての歩みをさらに加速すべく、柔軟且つ多様な取組を迅速に進める必要があることは論を俟たない。この観点から提言を行う。</p> <p>(A) 主として産業財産権分野に関するもの (a) 知財のビジネス上の価値評価</p> <p>(意見 1) 企業の価値創造のメカニズムと知財の関係を見る化し適正に評価できるようにする取り組みを、積極的に続けて頂きたい。</p> <p>(理由) 昨年5月に、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースにおいて、経営デザインシートを作成して頂き、その後もその普及や改善に取り組んで頂けていることは、高く評価したい。 我が国において知財が適切に保護、活用され、もって新たな知財の創出も促進される環境を作るためには、まず、知財を創出する、あるいは知財に投資する方々に、保護、活用のための活動に積極的になって頂く必要がある。 このためには、「企業の価値創造のメカニズムと知財の関係を見る化し適正に評価できるようにする」ことがまさに重要であると考える。自身が持つ知財がいかに（又はどの程度）自身の事業に寄与しているのかをはっきりと認識できなければ、その保護、活用のための活動に適切な投資を行うとは考えにくいためである。なお、「企業」には必ずしも営利企業だけでなく、大学や独立行政法人なども含まれてよいと考える。 また、知的財産推進計画 2018において、金融機関が行っている事業性評価の取組において知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方方が導入されるよう促すことが掲げられ、実行されている点も評価したい。</p> <p>経営デザインシートがいかに価値あるものであっても、企業にとってこれを新たに作成することには一定の負担を生じるため、何らかのインセンティブがなければ急速に広まるのは難しいと考えられるところ、金融機関との対話のツールに使えるという観点は、効果が大きいと考えられる。 また、知財のビジネス価値評価検討タスクフォース第8回の資料8-3のスライド21にあるような、作成した経営デザインシートをホームページに順次掲載する取り組みも、少ない予算で、経営デザインシートを作成することへの興味を集められると考えられるので、積極的に広報して頂きたい。 さらに、これらに留まることなく、例えば、補助金、助成金の申請時に提出する書類の一部を経営デザインシートで置き換えるようにする等、経営デザインシート作成に対するインセンティブを一層高める施策</p>

を検討して頂きたい。

(b) デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進

(意見 2)

意匠制度の啓発活動を強化すべきである。

(理由)

これまで意匠は、特許と商標の間で注目度が低く、例えば 2019 年 1 月 23 日付の日本経済新聞の「きょうのことば」で、「無形資産 特許や商標、デジタル化で重み」が取り上げられ、無形資産の代表例の知的財産については、「特許、商標などの権利」と紹介されている。

昨年の 5 月、『「デザイン経営」宣言』として報告書がまとめられ、今後、意匠法の改正等を実施して「デザイン」を強化していく方向にあり、検討項目ではあると思料するが、国がデザイン経営に力入れていくのであれば、各方面に対して「意匠」の認識や重要度をもっと積極的にアピールすべきである。

(意見 3)

デザインが経営に与えるプラスの影響について明らかにすると共に、それを示す客観的なデータを揃えて開示すべきである。

(理由)

デザイン経営が提唱されているが、デザイン経営を広く普及させるためには、日本企業の経営者がデザインの有用性について広く理解することが肝要であると考える。しかしながらそのための客観的なデータが不足しているのが現状である。例えば、『「デザイン経営」宣言』5 ページでは、デザインの投資効果に関するデータが示されているが、作成年次が古かったり、対象がマクロすぎたりして、企業活動におけるデザインの有用性を説明するのに、十分な資料が開示されているとはいえない。デザインの有用性を示す客観的なデータがなければ、企業におけるデザイン関連部署（商品企画、デザイナー、知財部など）がデザインの有用性を理解していたとしても、客観的データに即して経営者にデザインのさらなる活用を説得的に提案することができない。

デザイン経営を推進するために、まずは、デザインが経営に与えたプラスの影響を示す客観的なデータを収集し、とりまとめると共に、利用が容易な形態で公開するべきである。

(c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援

(意見 4)

特に地域に根ざした銀行や信用金庫をはじめとする金融機関に対し、知的財産の持つ価値や経営に与える効果につき、より一層の普及啓発を行うべきである。

(理由)

2015 年度より、特許庁において中小企業の知財を活用したビジネスが金融機関において適切に評価されることを目的とした「知財ビジネス評価書事業」が行われており、実際に融資につながった実績も積みあがってきている。また、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースにおいて、2018 年度には経営デザインシートが作成され、金融機関との対話ツールとしての役割や投資家による投資判断に資する役割を担うことが、期待されているところである。

このように、知的財産が融資及び投資に繋がることや、金融機関との関係構築に資することが今後益々広まることで、これまであまり知的財産に目を向けてこなかった中小企業（知的財産推進計画 2015 で言及された「知財活用途上型」の中小企業）における、知的財産の創造及び利活用に関する動機付けとなり、我が国の産業の発展に資するものと思料する。

とりわけ、各地域の中小企業との関係が深い、地域に根ざした銀行や信用金庫等に、知的財産の持つ価値や経営に与える効果につき理解を深めていただくことで、金融機関側からも知的財産の創造及び利活用を促していただくことが有効であると考える。

そこで、既に経営デザインシートに関する金融機関向けのセミナー等が行われているところではあるが、特に地域に根ざした銀行や信用金庫等を対象として、このような取組をさらに拡充し、普及啓発を行っていくべきである。

(意見 5)

第一次産業をとりまく、近年の急速な事業環境の変化及び多様化を受け、個々の状況に応じ、標準化・権利化・秘匿化等の選択肢を組み合わせた、多面的・有機的な知的財産戦略が求められることから、これらの支

援を担う人材を育成するとともに、専門家の活用を促進し、ネットワークの拡充を図るべきである。

(理由)

「農林漁業の六次産業化」や「スマート農業の推進」といったキーワードに代表されるように、第一次産業における知財活用の機運は年々高まってきており、地理的表示（GI）を活用した地域産品の生産販売振興、AI或いはICTを用いた熟練技術の伝承による生産性向上への努力、さらには育成者権侵害をはじめとする植物新品種の保護への対応など、実行すべき取り組みは多岐に亘る。そして、これらの取り組みが安定的な成果をもたらすためには、戦略性をもった知財の保護、活用が不可欠である。

しかしながら、現状、①生産者ないし生産者団体ごとに置かれている実情が異なり、個々に異なる課題を有していること、②課題解決に際しては、多数存在する制度を適切に選択・組み合わせた、多面的・有機的な知的財産戦略のもとで対応することが有益であるところ、そのような課題解決がなされていないこと、といった理由から、戦略性をもった知財の保護、活用が十分に行われているとは言い難い状況である。

例えば、昔から広く知れ渡っていた地域産品の生産者団体が抱える知財上の課題と、地方創生を目指して新たな地域ブランド品を確立していこうとする地域が抱える知財上の課題とでは自ずと異なるなど、背景事情や流通形態、商慣行等により個々に異なる課題を有している。

こうした課題に対する処方箋となり得る制度が多数存在しているが、課題解決に資する提案を行うためにはそうした多数存在する制度に精通しているとともに、実情に応じて複数の制度を適切に組み合わせる必要がある。地域ブランドであれば、商標やGIに関する複数の法的知識に加え、ブランド戦略やマネジメントに関する知見が必要となるし、植物新品種であれば、種苗法に関する法的知識に加え、出願実務・権利侵害に関する法的対応能力や植物自体の知識、育種学の知見などが必要となる等である。

従って、知財戦略の立案にあたっては、知的財産に関する専門家が関与することが最適であるし、我が国の国益に適うことである。

他方で、仮に専門家が支援を行っていた場合も、支援者たる弁理士や農業コンサルタント等の専門家は自助努力により、或いは他専門家とユニットを組むことにより課題解決に向けた取り組みを行うべきところ、各々が自らの専門領域の制度での課題解決提案を行いがちである。これは各制度の浸透定着を図る各行政主体においても同様な側面が垣間見える。

そこで、①生産者らの実情・課題を的確に認識把握するために必要な能力及び、②解決手段としての各制度についての知識装備、に焦点を当てた人材育成を主眼に置いた「農林水産知財人材スキル標準」（仮称）を策定すべく、必要なスキルの可視化ないし整備を行うことを提案する。スキル標準の可視化により、スキル向上のロードマップを個々の支援者が立て易くなり、結果生産者らに対する適切な支援を行うことが期待できる。

なお、このような多面的・有機的な戦略立案に資する人材育成に係る環境整備が求められるのは、第一次産業に限ったことではない。例えばAIの発達や自動車のEVシフトの進展などにより経営環境が急速に変化しつつある、第二次産業でも同様のことが言え、我が国全体として環境整備が進むことを期待したい。

ところで、第一次産業に関しては、知的財産に関する相談窓口や相談員は多く存在するものの、上述のようなこれら多岐にわたる知識知見を兼ね備えた知財人材や組織は現状まだごく限られており、またそのような人材・組織についての情報も現状では少ない。

そこで、第一次産業に関する専門知識を兼ね備えた知的財産人材及び組織の拡充と、専門的な側面でのレベルの底上げ、さらに、必要とするユーザーの利便性向上の観点から、専門家ネットワーク化の充実を図るべきと思料する。

(意見 6)

農業版知財アクセラレーションプログラム等の立上げにより農業分野の知財戦略構築への支援活動を拡充すべきである。

(理由)

近年、農業分野において一部では知財に対する関心が高まっており、農産品、農業技術及びブランド確立において特許、商標、地理的表示（GI）、種苗法育成者権による保護及びその活用が進んでいる。

しかしながら、我が国内にはまだ魅力ある農産品やユニークな農業技術等が数多く存在するにもかかわらず、農業分野の多くでは知財に対する認識不足や無関心等から、それらを狭い地域だけに埋もれさせていたり、他者へ不必要に隠したりするケースがまだまだある。

第二次及び第三次産業における知財戦略構築については、中小企業支援のための中小機構による経営支援アドバイザーモード、又はベンチャー企業支援のための特許庁事業の知財アクセラレーションプログラム等によって事業加速のため知財戦略構築の支援が行われている。

これに対し、提案する農業版知財アクセラレーションプログラムは、それらと同じ目的を有するが、対象が

農業分野に特化している点で大きく異なる。農業版知財アクセラレーションプログラムの実施様態としては、例えば、次の通りである。

農産品又は農業技術の研究開発、販路開拓、デザイン推進及びブランド構築を図るため、農業分野に精通した技術者・研究者、コンサルタント及び農業分野の知財を扱った経験のある弁理士を募集し、応募書類の内容から実質的に貢献できそうな者を選出し、そのデータベース化を行う。

支援者をデータベース化するのみならず、知財に関心のある又は具体的な支援を要望する農業従事者を募集してデータベース化することももちろんである。農業版知財アクセラレーションプログラムでは、農業技術者の知財啓発と知財活用促進を図ることを主な目的として、コンサルタントと弁理士を含めた複数によるキャラバン体制で、農業従事者（農業事業者を含む）に直接出向き、魅力ある農産品やユニークな農業技術の発掘を行うとともにそれらの知財化を推進する。同時に販路開拓やブランド化等についても相談に応じ、きめ細やかな対応を行う。訪問先の農業従事者としては、データベース化された応募者だけでなく、例えば、JA等の農業組合団体、地方自治体の農業試験場又は大学・農業専門学校の教育機関等からの照会又は紹介も積極的に受ける体制をとる。

(d) 知財創造教育・知財人材育成の推進

(意見 7)

知財創造教育を定着させ、持続的に発展していくための仕組みを検討すべきである。

(理由)

本年度の知財創造教育推進コンソーシアムの活動は、「知財創造教育に関する教育プログラム集」の作成や地域コンソーシアムの活動をはじめとし、今後の知財創造教育の発展に多いに寄与するものと考えるが、今後、知財創造教育を定着させ、持続的に発展していくための仕組みの検討が不足していると考える。

知財創造教育を定着させ、持続的に発展するには、知財創造教育が行える教員の育成スキームの構築と外部有識者の活用が必要になる。

「知財創造教育に関する教育プログラム集」にするとおり、現在、各団体・企業で多くの知財創造教育コンテンツを有し、その多くはプロボノ活動の一環として無償で活動しているが、継続性の観点からは、無償で活動を続けていくには限界があるため、何らかの措置を講ずるべきと考える。

(意見 8)

初等教育及び中等教育における、知的財産教育をさらに強化すべきである

(理由)

2017年1月に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」では、「新しい創造をする」こと、「創造されたものを尊重する」ことを理解させ、育むことを柱とする「知財創造教育」を推進するための取組を行っているが、我々もこの取組が非常に重要であり、さらに強化すべきであると考える。

とりわけ、初等教育及び中等教育といった早い段階から「創造されたものを尊重する」意識、すなわち「他者の創造（物）を敬い、大切にする意識」を持ってもらうことが重要であろう。我が国が実現を目指す「一億総活躍社会」は、「一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会」とされている。

このことに鑑みれば、個性と多様性の塊である創造（物）を敬い大切にする意識こそが、我が国が目指す社会の実現の根底にあると言える。

なお、知的財産は身近なものであり、その題材は周囲に溢れていることから、「他者の創造（物）を敬い、大切にする意識」を持ってもらうために、教員の方々に過度な負担を課すような、新たなカリキュラムは必要ない。

例えば、日本弁理士会がWEBサイト上で公開している「先生のための知財の引き出し」がよい例だろう。

当該コンテンツは、高校・高等専門学校をターゲットにしており、若干難度の高いものとなっているが、リンクの話と発明の話を関連付けて、歴史の授業の中で知的財産制度に触れられるようにしたコンテンツをはじめ、授業におけるちょっとしたスペースとして、知的財産教育を行うことを可能としている。

また、知的財産は遊びの中にも無限に含まれている。即興で唄を作ればそれは著作であり、自由研究の工作は発明である。そこに、創造された（した）ものを尊重する視点さえ加われば、子どもたちの日常生活そのものが知的財産教育の1つとなるのではないだろうか。よって、大人がそれを促す言葉をかけられるよう、広く知的財産制度の重要性を、国民全体に広めていくことが有効となろう。

このようなアプローチを重ねることで、創造された（した）ものを尊重する文化が我が国に育まれていくものと思料する。

また、前述の知財創造教育推進コンソーシアムが公開している、『「知財創造教育」に関する教育プログラム』

では、各組織が有する様々なコンテンツが公開されており、これらを利用することも有効である。他方、当該プログラムのWEBサイトは、検索の利便性が高いとは言えないことから、今後検索機能の強化がなされることを期待したい。

(意見 9)

デザイン関連の教育機関に知財教育の重要性を説明すると共に、デザイン教育機関における知財教育について協力を仰ぐべきである。

(理由)

将来発明者となる理系学生への知財教育と同じく、将来創作者となるデザイン学生への知財教育が急務である。しかし、デザイナーを養成するために履修すべき科目は多岐に渡り、知財教育は後手に回っている感が否めない。デザイン学生は将来の創作者であり、自ら起業すれば権利者ともなり得るから、デザイン関連の教育機関に知財教育の重要性を説明し、知財教育の場を設けることについて協力を仰ぐべきである。

(e) 知財システム基盤の強化

(意見 10)

平成30年法改正にて文書提出命令が出しやすくなるような新制度が導入され、期待するところである。しかし、第四次産業革命によってIoT, AI, ビッグデータに関連する技術革新が進めば、現状よりもさらに侵害立証の証拠収集が困難な状況になると考えられることから、新制度の導入によって文書提出命令がどのように運用されるかを検証し、第四次産業革命後の証拠収集手続きの在り方について検討することが必要と考える。

(理由)

特許権侵害訴訟、特に製造方法の発明やソフトウェア等に関する事件では、証拠が被疑侵害者側に偏在することもあり、侵害立証が困難であるといった特殊性に鑑み、証拠収集手続きを強化する策を講ずることは適正な権利行使を実効あらしめる点から重要であると考える。この点、平成30年法改正にて文書提出命令が出しやすくなるような制度の導入を図った経緯があり、新制度の運用に期待するところである。

しかし、第四次産業革命によってIoT, AI, ビッグデータに関連する技術革新が進めば、侵害立証が困難な事件が増加していくと考えられるため、新制度が第四次産業革命後にも十分に機能する証拠収集手続きとして運用できるか、あるいは運用できているかを検証することが必要であると考える。最近の技術動向を考慮すると、「データ」の価値が向上していく中、価値あるデータの生成方法に関する事件や記録されたデータによって特殊な機能を発揮する装置に関する事件も生じると考えられる。データには、複製によって同一物を容易に生成でき、ネットワークを通して容易に転送でき、容易に消去できるという特徴がある。すなわち、「場所」に縛られるものでない。さらには、実行プログラムやデータ自体を入手できても、処理内容や機能を特定することが困難な場合も多いと想定される。

現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、新たな証拠収集手続として、裁判所が、中立公正な専門家に対し、相手方当事者の工場等において必要な資料を収集して報告書を作成する旨の命令をすることができる制度について議論されているが、この制度は、従来型の大規模工場での製造に関連した内容の証拠収集については有効と考えられるとともに、上記の特性に鑑みれば、プログラムやデータに関する証拠収集についても現場で実際に文書を提出させることができる等有効に機能することが期待される。

かかる証拠収集手続きの強化のほかに、プログラムやデータに関する証拠収集には、今回議論されている制度が導入されたとしても、依然として、プログラムの設計情報やデータの生成方法などが示された文書の提出命令も有効に機能することが求められると考える。

したがって、今般の証拠収集手続の強化施策とともに、文書提出命令がどのように運用されるかを検証し、文書提出の側面からも、引き続き第四次産業革命後の証拠収集手続きの在り方について検討することが必要と考える。

(意見 11)

近年、技術の進歩により、従来の考え方では「プログラム」とは呼びがたい「データ」によって、汎用の装置に種々の機能を実質的に付加することが可能となっていることに鑑み、特許権、実用新案権及び意匠権の実効性を担保するために、侵害とみなす行為に用いる「物」にはデータも含むように特許法、実用新案法及び意匠法を改正することを検討すべきである。具体的には、特許法第101条第1号、第2号、第4号、第5

号、実用新案法第 28 条第 1 号、第 2 号、意匠法第 38 条第 1 号に示されている「用いる物」の「物」には、プログラム等に該当しないデータも含めるように特許法、実用新案法及び意匠法を改正することを検討すべきである。

(理由)

近年、3D プリンタの技術が発達すると共に市場の拡大も続いている。3D プリンタで製造できる物の発明について特許されている場合、3D プリンタを所有する個人が、その物の 3D データを購入し、私的に 3D プリンタでその物を製造することが考えられる。同様に考案に係る物品または登録意匠に係る物品の 3D データを購入し、私的に 3D プリンタでその物品を製造することも考えられる。3D データは、その物の生産にのみ用いられるが、現行法では「物」には該当しないと解されるため、電気通信回線を通じて提供する 3D データは、特許法第 101 条及び意匠法第 38 条の「用いる物」には含まれないと解される。この点に鑑み、特許権、実用新案権及び意匠権により物の発明、考案及び意匠をそれぞれ有効に保護していくには、侵害とみなす行為に用いる「物」にはプログラム等に該当しないデータも含めることを検討すべきである。

さらに特許に関して詳細に説明する。現在の特許法では、実質的に 3 種類の「物」が想定されている。第 1 は第 2 条第 3 項第 1 号の物の発明の「物」であり、第 2 は第 2 条第 3 項第 3 号の物を生産する方法により生産した「物」であり、第 3 は第 101 条の侵害とみなす行為に用いる「物」である。第 2 条第 3 項第 1 号には、「物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明・・・」と示されているので、前述の 3 種類の「物」は、どの「物」にもプログラム等が含まれるがプログラム等に該当しないデータは含まれないと解釈できる。ここで、現在は、汎用的なハードウェアに専用のプログラムを組合せることで専用の装置を構成することは一般的となっている。しかし、第四次産業革命後は、ソフトウェアも含めた汎用化が進み、専用のデータを組み合わせることで専用の装置が構成されることが考えられる。

ある物の 3D データと組み合わせることで、その物の製造装置となり得る 3D プリンタは、1 つの具体例である。その他にも、入力された動画データから特定の特徴を検出する汎用的なソフトウェアに、監視カメラの動画データから不審者の特徴的な動きを検出する AI の学習済みモデル（データ）を組み合わせると、不審者検出装置となり得る。同様の汎用的なソフトウェアに、銀行の ATM を操作する動画データから振り込め詐欺の被害者の特徴的な動きを検出する AI の学習済みモデル（データ）を組み合わせると、振り込め詐欺検出装置となり得る。そのような状況では、個人が所有する汎用的なソフトウェアに私的にデータを組み合わせることで専用の装置を製造することが可能になる。また、汎用的なプログラムを用いる方法に専用のデータを組み合わせることで方法の発明が構成されることも考えられる。

しかし、現在の特許法における「物」の定義を前提とすれば、これらのデータの生産、譲渡等を間接侵害に問うことは難しい。これらのデータは、従来のプログラムに近い機能を果たすにも関わらず、間接侵害における取り扱いについてこのような差が生じることは合理的ではない。

したがって、侵害とみなす行為に用いる「物」（特許法第 101 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号に示されている「用いる物」の「物」）にはプログラム等に該当しないデータも含めるように特許法を改正することを検討すべきである。実用新案法第 28 条第 1 号、第 2 号、意匠法第 38 条第 1 号についても同様である。

なお、データ自体の譲渡などを直接侵害とする必要性は顕在化していないので、前述の第 1 の「物」、第 2 の「物」にプログラム等に該当しないデータを含めることは、現在は必要ないと考える。

(意見 1 2)

国際的に調和した知財制度の整備の観点からも、他の多くの国と同様、商標法の保護対象の本質が文理上明確になるよう、検討すべきである。

(理由)

商標法の本質的な保護対象は、商標が持つ自他商品・役務識別機能（以下「識別性」という。）であるところ、現行法における商標の定義規定ではこの点について触れられておらず、商標の構成要素を列挙するに留まっている。そのため、裁判・取引実務において「商標的使用」という解釈を用いることによって調整・対処されているが、本来であれば、保護対象が文理上明確に定義されていることが望ましい。

諸外国の商標法では、商標の定義で「識別性」について触れられているものが大多数である。国際的に調和した知財制度の整備の観点からも、他の多くの国と同様、保護対象の本質が文理上明確になるよう検討すべきである。

(意見 1 3)

「知的財産推進計画 2018」にも新しいタイプの商標の審査について、審査基準等の改訂を視野に検討することが謳われているところであるが、「知的財産推進計画 2019」においても、新しいタイプの商標に係る出願について、適切な審査の在り方を見直すとともに、蓄積された審査事例に基づくより具体的なガイドラインを作成し、ユーザーのブランド戦略構築支援に資するようにすべきである。

(理由)

平成 27 年 4 月から出願受付が開始された「音」、「色彩」、「動き」、「位置」、「ホログラム」といった新しいタイプの商標は、言語以外によるブランドの発信手段として企業のブランド戦略に大きな役割を果たすものであるから、適切な審査を行うことで企業のブランド戦略構築を支援していくことが重要である。

これらの出願についての審査結果が蓄積されてきたところではあるが、伝統的な商標に係る出願には見られなかった、新しい商標に特有の拒絶理由（登録要件不具備の具体的な理由）がそれらの中に相当数含まれている。そして、それらの拒絶理由については、過去の事例がないため、出願人はその対応に試行錯誤しているのが現状である。特に、「音」の商標については、音商標見本に関する問題（見本と音源の微差に対する認定の厳しさ、及び、見本に対する補正許容の厳しさ）が指摘されている。

そこで、新しいタイプの商標に係る出願について、適切な審査の在り方を見直すとともに、蓄積された審査事例に基づくより具体的なガイドラインを作成し、ユーザーのブランド戦略構築支援に資するようにすべきである。

(意見 14)

普通名称化した商標等、後発的に識別力を喪失した商標を取消す制度の必要性を議論すべきである。

(理由)

普通名称化した商標等、後発的に識別力を喪失した商標が登録商標として存在していることにより、第三者がこれらの名称を使用することに躊躇せざるを得ないという実情がある。また、平成 27 年 4 月より新しいタイプの商標（新商標）の保護がスタートしたところ、新商標においては、使用により識別力を獲得し、商標法第 3 条第 2 項を適用され登録になるものが多く含まれることが想定される。このような登録商標は、その後の使用状況によっては、その識別力を喪失する可能性もあり、従来以上に後発的に識別力を喪失した商標への対応を行う必要がある。また、諸外国では、後発的に識別力を喪失した商標の取消制度を設けている国が多く、我が国においてもかかる制度を導入することが、国際ハーモナイゼーションに資すると考える。そこで、普通名称化した商標等、後発的に識別力を喪失した商標を取消す制度の必要性を議論すべきである。

(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの

(b) 模倣品・海賊版対策

(意見 15)

模倣品の輸入規制の強化のために、喫緊の対応策として、「輸入……する行為」（商標法 2 条 3 項 2 号、意匠法 2 条 3 項等）の主体を外国の販売業者等と認定判断する余地を肯定する解釈論を採用することを検討すべきである。

そしてまた、かかる解釈論を現在あるいは将来において採用・適用し難い場合を念頭に、抜本的な解決のための立法論として、模倣品を業としてではなく輸入する行為（但し、輸入者が譲受け時に模倣品であることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない場合を除く。）を商標権等侵害と見做す規定を商標法第 37 条等に新規に創設する（但し、商標法第 78 条の 2 等所定の罰則からは除外する。）ことを、上記解釈論と並行して検討すべきである。

(理由)

模倣品の輸入に関しては、「業として」行われることが商標権等侵害の要件である（商標法第 2 条 1 項 1 号等）。このため、個人使用目的での使用・輸入・購入は禁止されていないとして、業者による個人輸入の仮装や個人輸入代行の仮装が横行している。このような仮装事案は、商標権等侵害とされ得るべきものではあるものの、その性質上、精密な審理判断による裁判所の侵害訴訟での紛争解決には馴染み易い一方、簡易迅速な税関の水際取締りには馴染み難いことが多い。

かかる模倣品の輸入においては、越境電子商取引の進展に伴い、インターネット及び国際小口貨物郵便を利用した（業者介在型）個人輸入が顕著に増加している。この（業者介在型）個人輸入も「業として」行われる場合には商標権等侵害を構成するものの、実際には国際小口貨物郵便での個人輸入の態様によることが多いため、簡易迅速な税関の水際取締りの実効性が発揮されにくい。

その結果、特に、輸入品の模倣対策として一般にベストプラクティスとされる税関の水際取締りにおいて、輸入差止件数が増加ないし高止まり傾向にある反面、輸入差止点数は顕著な減少傾向にあり、その実効性の低下が懸念される。

〈解釈論について〉

一般に、商標法等の産業財産権法上、外国の販売業者等による外国での販売等の行為を侵害行為とすることは、商標権等の産業財産権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味する属地主義の原則に反し、許され難いと考えられる。

しかしながら、商標法等の産業財産権法上、「輸入……する行為」（商標法第2条3項2号等）の解釈論として、①関税法第2条1項1号 所定の「輸入」の定義規定と同様であり、「単に保税地域……内にある貨物は輸入物とは解すべきではない」とする見解（通関説）ではなく、また、②外国にあった貨物を領海・領空内に搬入することをいうと解する見解（領海・領空説）でもなく、③外国にあった貨物を国内に搬入することをいい、その既遂時は本邦への陸揚げ・荷揚げ時である解する見解（陸揚げ・荷揚げ説）によること自体は十分に可能である。

そして、かかる陸揚げ・荷揚げ説による場合に、例えば万国郵便条約第5条1項・国際郵便約款第6条やICC インコタームズ 2010 規則等に基づき、陸揚げ・荷揚げ時における外国来郵便物の帰属や模倣品の引渡しの有無・危険の移転の有無等に着目して、外国の販売業者等について、「業として」の陸揚げ・荷揚げの主体すなわち「輸入」者と認定判断することが、上記状況への喫緊の対応策として、まずは検討すべきものと考えられる。

＜法改正について＞

記解釈論による規制の強化は、例えば上記規則等の如何により類型的に上記認定判断の如何が左右され得る結果、早晚容易に潜脱されてしまうことが懸念される。また、外国の販売業者等について、「業として」の陸揚げ・荷揚げの主体すなわち「輸入」者と認定判断する場合には、税関の水際取締りにおける各種の手続保障は、当該主体すなわち外国の販売業者等に対して行われるべきことになるものと考えられるが、簡易迅速な税関の水際取締り手続きにおいて、外国の販売業者等に対し、然るべき手続保障を行うことができるか否かには、疑問が残る。

そこで、上記解釈論が採用・適用し難い場合を念頭に、上記検討と並行して、本問題に対する抜本的な解決のため、立法論も検討すべきであるものと考える。

模倣品につき、外国の販売業者等による外国における業としての販売等の行為を規制対象とするのではなく、国内に所在する個人による国内における業としてではない悪意又は有過失善意での輸入行為を規制対象することは、上記状況に鑑みると、必要かつ相当であるものと考える。

また、国内の個人の行為の規制に当たり、特に、個人所持を規制することなく、個人輸入のみを規制する点は、商標法等の産業財産権法上、輸入が「使用」行為に含められている趣旨が、「登録商標と同一・類似の標章を商品・商品の包装に付したものを輸入する行為は、国内において登録商標と同一・類似の標章を商品・商品の包装に付する行為と同等のものである（る点にある）」こと等に鑑みると、十分に許容されるものと考える。

さらに、善意無過失を輸入者の抗弁とし、税関の水際取締り手続きにおいて、輸入者の悪意又は有過失善意を権利者による輸入差止申立ての受理要件とすることなく、輸入者の善意無過失を認定手続きでの非侵害認定の要件とすれば、税関の水際取締りの実効性も確保できるものと考える。

このように輸入品の模倣対策として一般にベストプラクティスとされる税関の水際取締りの実効性を確保することは、上記のとおり被害を蒙っている日本の企業、特に中小企業にとって、侵害発生国における、汚染率の高い中国等の通販サイトやオークションサイト、中国等の模倣業者等への模倣対策が必ずしも容易ではないことからも、必要かつ合理的ということができる。

そして、このような規制の仕方としては、商標法等の産業財産権法上、商標権等侵害と見做す規定を商標法第37条等に新規に創設することが相当であるものと考える。

なぜなら、産業の発達に寄与することを目的とする商標法（商標法1条参照）等の産業財産権法上、「使用」行為が「業として」行われることは、本来的に商標権等侵害の要件とされるべきものであるため、「業として」行われることを一般的に商標権等侵害の要件（商標法第2条1項1号等）から削除するのは相当ではなく、上記規制は、商標法第37条等所定の他の侵害見做し規定と同様に商標権等の禁止権の拡大によりその保護の万全を図るものと位置付けられるべきものであるからである。このことは、著作権法第113条1項1号において、「国内において頒布する目的をもって、輸入の時において国内で作成したとしたならば … 著作権 … の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為」が「著作権を侵害する行為とみな（さ）」れていることにも整合するものと考える。

もっとも、業としてではない個人の輸入行為は、可罰的違法性が類型的に低いと考えられることから、謙抑性の原則にも鑑み、上記規制内容としては、刑事上の規制は行わないこととすべく、みなし侵害罪に係る商標法第78条の2等所定の罰則からは除外することが相当である。また、同様の理由により、輸入禁制品に係る関税法第109条所定の罰則からも除外することが相当である。

なお、意匠法や特許法等についても同様の検討の余地がある。

(d) ロケ撮影の環境改善

(意見 16)

フィルムコミッショングの情報共有を推進し情報を集約し、それらの情報を映画のみならず、他のコンテンツにおいても利用できるようにすべきである。

(理由)

フィルムコミッショングという存在はあるものの、情報がまとまっていない。行政機関や観光情報局に記載があるものと無いものがある。無いものについては自身でサーチする必要がある。

例：行政機関に情報がなかったもの

みなとみらい→横浜みなとみらい 21 公式ウェブサイト

横浜中華街→横浜中華街公式ウェブサイト

ベイブリッジ→連絡先不明。著作権法第 46 条により使用可能と判断

非営利的な立場で、一箇所に連絡先を集約したものが必要である。各施設に問い合わせが必要であればそれを明記すべきである。連絡先不明というものがなくなると良い。

また、映画や広告（CM制作）の撮影許可は、製作スタッフやコーディネーター等、経験・知識のある者が撮影許諾をとるのが通常である。一方、絵画やイラストにおいて作品内に建物や風景を描くことがあるが、一個人である作家やその作品を使用したい会社等から法律上の問題がないか問い合わせを受けるケースが増えている。

その理由の一つが、問い合わせ先に「撮影」に関する記載はあるが、「その他の使用」については記載が無く確認ができないためではないかと考える。

また、許諾承認をとったところ、「自由に描いて良いと言われた。」「行政機関に問い合わせたところ、著名な建築物は商標登録されている場合もあるので描かない方が良いと言われた。」等、問合せ先や担当者により異なる結論が錯綜しており、創作を萎縮させている可能性もある。

したがって、他のコンテンツにおいても一定の「使用基準」を示すべきである。著作権法第 46 条の制限規定により『建物を「風景として」描くことは侵害でない。』ことや、専ら美術の著作物の販売目的複製や販売は除外されるため（同条 4 号）、『建物を 1 つだけ描いたものの販売は使用不可、または要連絡』等、基準がわかると良い。

地元の風景について、映画や広告の制作者のみならず、他の創作者や地元住民、学生、地域創生を企画する人たちに、広く情報源を提供することは有用である。各地の特徴ある風景が、様々なコンテンツにおいて、ルールを守り利用されれば、地域創生の一端を担うことができるの確かだからである。

(e) デジタルアーカイブ社会の実現

(意見 17)

著作権法の権利制限規定を緩和し、要件を限定しつつ、アーカイブ制度の構築を検討すべきである。

(理由)

この度の著作権法の改正で著作権の保護期間が原則 70 年へと延長され、社会資産たる過去の著作物の滅失の可能性は上がっていると思われる所以、滅失回避の手立てを考えるべきは今である。滅失の危機にあるデータの中には多くのアナログデータがあると言われている。それは社会資産であり、早急に滅失回避策を講じるべきである。

加えて、過去の著作物は現役の創作者の糧ともなるので、アーカイブ制度の実現は、コンテンツのクリエイションのエコシステムの構築の一助ともなり得る。

しかしながら、既存の権利制限規定ではアーカイブ制度を構築することは難しいと考える。

ここで、既存の著作権法の権利制限規定について検討すると、

- ・第 30 条の 3 「著作権者の許諾を得て（中略）裁判を受けて著作物を利用」

- ・新第 30 条の 4 「他人に享受させることを目的としない場合」
- ・第 31 条 「図書館資料を用いて」
- ・第 31 条 2 項 「図書館資料の原本」
- ・第 43 条 (国立国会図書館法第 24 条、第 25 条。第 25 条「30 日」)
- ・新第 47 条の 5 「電子計算機を用いた情報処理により」

等の各要件があり、結局の所、デジタルアーカイブ化のためには権利のクリアランスが必要となるケースが多いだろう。また、コンテンツホルダーが管理する著作物であっても、費用対効果の観点で、デジタルアーカイブ化に踏み切れないコンテンツも在り得る。

そこで、一定の要件を課した上で、図書館等の公的機関にデジタルアーカイブ化を委任する制度の検討はできないだろうか (例えば、第 31 条を拡張したり、あるいは国立国会図書館法第 25 条の「30 日」を緩めたり等)、また、著作物の公開を前提とするならば補償金を支払う等、図書館等による公開／非公開の条件に応じて、前記委任についての費用負担を変動させる考え方も在り得る。

- (D) 各分野に共通するもの
(a) オープンイノベーションの加速

(意見 18)

いわゆる革新的中小企業や研究開発型ベンチャー企業などの特に経営層に対し、先進的な知的財産戦略や知的財産マネージメント (例えば、オープンイノベーション、オープン＆クローズ、知的財産権ミックス) を更により一層普及・啓発すべきである。

(理由)

全企業数の 99.7%以上を占め、イノベーション促進に果たすべき役割が大きい中小企業・ベンチャー企業にも、グローバル市場において、企業の規模・ステージにかかわらず、プレーヤー企業一般に必要とされる、オープンイノベーション、オープン＆クローズ、知的財産権ミックスその他の先進的な知的財産戦略や知的財産マネージメントが、基本的には妥当し得る。特に、大企業と比較して、かかる戦略・マネージメントに不慣れな中小企業・ベンチャー企業では、失敗例が多いことに加えて、自前の技術・知的財産・製品等が少なく、企業規模も小さいことから、かかる失敗により、より深刻な損害を被り易い。また、特に、技術・知的財産権が事業の競争力の源泉となり得る革新的中小企業・研究開発型ベンチャー企業の場合には、かかる戦略・マネージメントの優劣が事業の成否をより大きく左右し得る。しかるに、かかる企業においては、資金・情報及び人材の不足、パートナーの不足、グローバル化の不足等の諸問題があり、かかる戦略・マネージメントの理解・採用・遂行が実際上阻害され易い。この点、公的費用助成制度・公的機関の支援制度は、従前のものは勿論、最近のスタートアップ向けのものも、依然として、産業財産の権利化や知的財産戦術を中心とし、必ずしも十分には先進的な知的財産戦略や知的財産マネージメントを対象としていない場合が多いことから、企業の基本理念・戦略の策定、組織・体制の構築、人材の育成・確保等のために経営層からのトップダウンが可能である、という、特に大企業との比較における、中小企業・ベンチャー企業の強みが、未だ必ずしも十分には生かし切れていない。

(意見 19)

知財戦略ビジョンにて提案され、知的財産推進計画 2018 の重点事項 26 にも掲げられている知的資産プラットフォームを、市中のニーズを実名で募集して匿名で公表し、シーズを持つ企業等とニーズを持つ者とをマッチングする方向性で構築してはどうか。

(理由)

世の中のニーズを広く見えるようにすることで、企業における技術やサービスの開発の方向性や、国や地方自治体等が用意すべき各種支援施策の方向性を見えやすくできるのではないか。

一般的に、ニーズを公表してシーズを持つ側からニーズを持つ側に提案する機会を設ける方が、シーズを公表してニーズを持つ側からのコンタクトを待つよりも、より積極的に取引成立に向けた動きが生じると考えられる。取引の成立は、シーズを持つ側により直接的な利益をもたらすと考えられるためである。

一方で、ニーズは、自分の弱点ともいえ、実名で広く公表することには抵抗があることも考えられる。

これらのことから、今まで広く行われてきた、シーズの公表や、商談会出展等に関する支援には、ニーズを

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

持つ側が、積極的に、かつ実名でニーズを公表しないと話が進まない点で、構造的な弱点があると考えられる。

そこで、ニーズを匿名で公表しつつ、シーズを持つ企業からの提案を受け取って、興味を持った案件のみ話を進めるができるようなシステムを構築し、政府や関係機関が連携して国内外に対してニーズの登録を促進すれば、ニーズを持つ側に積極的にニーズを公表してもらい、これをトリガにニーズに応じた新たな製品やサービスの開発を促進できるのではないか。

例えば、プラットフォームにニーズを登録する際に、公的機関が登録者の連絡先を保管しておき、そのニーズに対してシーズを持つ側からの提案（アクセス）があった場合に、そのアクセスに関する情報をニーズの登録者にフィードバックして、後のコミュニケーションは両者に任せる等である。

知財戦略ビジョンの p. 47においては、「・・・知的資産を、サプライ・サイド及びディマンド・サイドの双方から結集した知的資産のプラットフォームを構築する」ことが掲げられているが、まずは、上記のようにディマンド・サイドを中心に知的資産を集めたプラットフォームの構築を先に進めてはどうか。

以上

法人・団体名	
29. ファッションローインスティテュートジャパン	
意見の分野	
(E) その他	
意見	
(要旨)	模倣品の個人使用目的の輸入に関し、「知的財産推進計画 2019」においても継続して対応をご検討いただきたい。
(本文)	<p>ファッションローインスティテュートジャパンは、ファッション産業に関連する業務を専門として行う弁理士及び弁護士複数名が立ち上げた任意団体で、現在当団体の会員として、国内外を含む10数社のファッションブランドが参加しております、隔月でファッション産業における法的問題に関する意見交換や裁判・審決例などの勉強会を実施したり、講演等を実施しております。また、ファッション産業に関する他の諸団体とも法的問題を中心に意見交換を積極的に行っております。</p> <p>知的財産推進計画 2018において明記された、模倣品の個人使用目的の輸入にかかる対応につき、「知的財産推進計画 2019」においても継続して権利者団体との連携を深め意見交換及び今後の対応を検討していただきたくご意見申し上げます。</p> <p>知的財産侵害物品の差止実績（平成30年1～9月）速報（平成30年11月財務省関税局 http://www.customs.go.jp/mizugiwa/content/h30dai3shihanki.pdf）によると97.1%が商標権侵害に基づくものであり、ファッション関連の商品が件数ベースにおいて品目の7割超を占めており、本問題における主たる当事者はファッション関連の権利者であるといえます。</p> <p>同計画2018（20ページ）にも記載の通り、Eコマースおよび消費者間取引の急速な普及による越境電子商取引の進展に伴い、近年における個人使用目的を仮装した模倣品（主に商標権侵害品）の輸入急増への対応は権利者における喫緊の課題となっております。当団体における関係者との意見交換を通じて把握している実態として、税関において模倣品が止められたとしても、輸入者が「個人使用目的での輸入である」との反論（いわゆる個人使用の抗弁）を申し出ることにより税関としても通関せざるを得ない状況があり、かつ、中には、個人使用目的か否か疑わしい者が、個人使用の抗弁を離形のように用いることによって容易に通関を達成している状況であると聞いております。さらに、そもそも日本国内での個人間の売買（C2C取引）の急増を踏まえると、たとえ真に個人使用目的での輸入であったとしても、明らかな模倣品が日本国内市場に流入してしまうこと自体、ブランド保護のみならず消費者保護等の観点からも看過しがたい状況となっております。</p> <p>このように、個人使用の抗弁が、真に目的とするケースとは異なるケースに利用されてしまっている状況や、真に個人使用目的での輸入であっても、それがその後の国内での模倣品売買の急増に寄与してしまっている現状においては、なんらかの法改正または解釈による実務運用の変更が必要であると考えます。</p> <p>特に昨今、欧州や韓国その他の諸外国においては、同様の問題に対応するために法改正や解釈の変更が行われており、個人使用の抗弁をある程度制限することによって、模倣品の自国内での流通を防ぎ、ファッション産業及び消費者の保護を図る国が増加しております。このような国際的な状況下において、日本では未だ</p>

に個人使用の抗弁を主張することで容易に模倣品の通関が可能であることから、模倣品の販売業者にとっては、日本が格好の標的となり、被害状況は今後さらに深刻になると考えられます。

このような実情を踏まえ、当団体においても被害実体を把握するために意見交換を多く行っておりますが、ファッションブランドの中には国際的なグループ企業も多く、被害実態を外部に伝えるような場合には、企業内での手続きを経る必要があり、また、秘密保持の覚書を締結する必要があるなど、短期間での対応が難しいこともご承知おきいただき、短期ではなく、中長期的な行政との意見交換の機会を設けていただきたく考えております。

また、模倣品の輸入による被害として、直接的な金銭的被害のみならず、模倣品の国内市場への流入によるブランド価値や信用の毀損、さらには真正品だと欺かれて海外のECサイトから模倣品を購入（輸入）してしまう個人消費者の保護が非常に重要な問題となっております。加えて、粗悪品や不良品による消費者の健康被害への懸念も問題となっております。

近時、中国やヨーロッパ、最近では日本でも悪意の商標権先取りが大きな社会問題となっているように、合法的であるならば何をしても許されるというのは先進国である日本のモラルの問題として許されないと社会認識が醸成されているといえます。個人使用目的という建前であれば模倣品であっても商標の輸入等が可能であるという問題も、これと同列にモラルに反するものとして対応が検討されてしかるべき問題と思われます。

以上を踏まえ、当団体としても、多数のファッションブランドからの意見を集約しておりますので、継続的な意見交換に加え、諸外国における法制度の整備状況などについても状況共有を継続致したく思います。

法人・団体名

30. 日本製薬団体連合会

意見の分野

(E) その他

(a) オープンイノベーションの加速

意見

《要旨》

医療関係者の要請に応え製薬企業が行う情報提供にかかる文献の複製について、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、著作権法の権利制限規定の対象とすべき必要性が高まっており、早急に権利制限に向けた審議再開が必要である。また、このような国民の権利を保障するために権利制限すべき課題は他にもあり、より柔軟性の高い権利制限の導入により、それらの解決を図るべきである。

<全文>

医療関係者は、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける事が出来るように、最適な医薬品情報を迅速に取得し検討する必要がある。その際に必要な情報源は、主に学術文献である。これらの学術文献については、最適な情報を迅速に取得するために、医療関係者が自ら調査収集する以外に、製薬企業にその提供を求めることが多い。

製薬企業は、この要請に応えるため、製薬企業の立場からも患者が最善の治療を受けることが出来るよう、薬物治療に関する最適な学術文献を選択し、その複製物を迅速に提供する必要がある。

学術文献（著作物）については、著作権管理団体が複製権の管理を進めているが、いまだに管理されていない著作物も多い（現実問題として、全ての学術文献が管理団体によって管理されることになる可能性は極めて低いと思料する。）。管理されていない著作物については、複製にあたって事前に著作権者の許諾を得なければならない。管理著作物については、著作権管理団体と契約を締結することによって、複製の都度の許諾手続を不要とするものもあるが、紙での利用（複写）のみしか許諾されていないものや複製の態様等によっては複製の都度の許諾手続を要するものもある。

このような現況（“非管理著作物の存在”・“一部の利用態様しか対象とならない許諾形態の存在”）であるから、利用者（製薬企業）は、医療関係者の求めに応えるため、選択した学術文献の複製にあたっては、著作権管理団体の管理著作物であって複製の都度の許諾手続を要するものか否か、あるいは、いずれの著作権管理団体にも管理されていない非管理著作物なのか等の、権利関係や契約関係の確認を行わなければならない。さらに、より迅速に適切な文献情報を電子的に管理・提供できるようにすることが求められているが、電子的な利用については許諾を受けられないものが多く利用することができない。

このように利用方法の制限や、その確認を要する現状は、最適な情報の迅速な提供の障害となり、投薬を含

めた治療を検討する医療関係者に必要な情報が適時に届かず、ひいては患者の治療に支障をきたす恐れも否定できない。このような状況は患者が投薬を含めた最善の治療を受けることが出来ない可能性があることを意味しており、患者の生命安全が危機にさらされかねない。

さらに著作権が管理されているとされる著作物の中に権利関係で問題があるものが含まれている事例が国会でも問題提起されている。つまり、著作権管理団体が管理する著作物の中には出版社や学会が社告や投稿規程で著作権を有していない著作物までも著作権を有しているとして管理すると一方的に宣言している著作物も多く含まれている。このような場合、管理団体・出版社と真の権利者との間の問題は解決されていない可能性があり、利用者における複製及び、最適な情報の迅速な提供に支障をきたしかねない状況であるといわざるを得ない。

そこで、上記のような医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものである。

薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたもの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章—I-3-?-(2)利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II-3-?-(3)利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。

しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。

前記のとおり、医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が投薬も含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものであるので、一日も早くその審議の再開を要望するものである。なお、医療関係者による学術文献の利用は、（著作権法の保護対象としての）思想・感情の創意的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることからも、権利制限の検討がなされるべきと考える。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「医療関係者の求めに応じて提供される情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」との指摘もなされているところである。前述したとおり、医療関係者が投薬を含めた最善の治療を検討する際に、薬物治療に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によっては、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。

以上のとおり、当連合会の要望の対象となる「医療関係者の求めに応じて提供される情報にかかる複製等」は公益性の高いものであり、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする審議が再開され法改正がなされるべきことを要望し、知財推進計画 2019

に盛り込むべきと考える。

オープンイノベーションの加速にあたっては、イノベーションの創出が重要であり、そのイノベーションを起こすには、他者の研究成果、とりわけ学術文献情報が重要であり、容易にアクセス可能であることが肝要である。この点については、平成28年の第5期科学技術基本計画においても、「オープンアクセスが進むことにより、学界、産業界、市民等あらゆるユーザーが研究成果を広く利用可能となり、その結果、研究者の所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出を加速し、新たな価値を生み出していくことが可能となる。」とされている。これらの計画に基づきJ-STAGEにおける学会誌のオープンアクセス化は増加したものの、まだ欧米と比べ、学術文献の電子化が遅れており、学術情報（研究成果）へのアクセスは容易でない状況が続いている。他方で、オープンアクセスではない学術雑誌に掲載された学術文献では、毎年高騰する高額な購読料を支払わないと、他者の研究成果にアクセスできないという情報格差も生じかねない状況が続いている。ベンチャーや中小企業にとっては深刻な問題であり、イノベーションの創出の阻害要因ともなっている。この解決にあたっては、研究成果に関する学術文献については、著作権の権利制限の対象として、その複製物を入手しやすくすることが考えられる。つまり、そもそも研究者による学術文献の利用は、（著作権法の保護対象としての）思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであり、ひいては文化の発展への寄与よりもイノベーションにより科学技術の発展に寄与することから、著作権の権利制限の対象、例えば、オプトアウトできないデジタル利用も含めた拡大集中許諾制度の対象としても、一定の著作権者の利益を確保しつつ研究や発表を阻害することではなく、むしろイノベーションの創出に寄与するものである。以上のように、オープンイノベーションに必須であるイノベーションの創出のために必要な他者の研究成果へのアクセスの自由を確保するために、研究成果のオープンアクセスへの投稿の義務化や学術文献に関する著作権の権利制限（オプトアウトできないデジタル利用も含めた拡大集中許諾制度）を検討し推進する必要があると考え、知財推進計画2019へ盛り込むべきと考える。

法人・団体名
31. 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
意見の分野
意見
これまでの知的財産推進計画において、人材育成、知財システム、法制度、イノベーション施策、プロモーション等の多岐にわたる施策が展開されていると理解している。しかしながら、個別施策間の有機的な連携が図られているとはい難く、クールジャパンをはじめとした知財戦略のエコシステムが機能していないのではないかと危惧されます。つきましては、知財戦略に大きな影響を与えるグローバル化、デジタル化、インターネット環境という観点を横軸として、個別施策を網羅的に再評価した上で、知的財産推進計画2019を策定すべきであると考える。

法人・団体名
32. 株式会社KADOKAWA
意見の分野
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
意見
昨年4月に「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」が犯罪対策閣僚会議で決定されたことについて、二つの大きな意義がございました。 一つは、大規模海賊版サイト「漫画村」が事実上の閉鎖に追い込まれたことです。このことにより海賊版サイトから正規版配信サイトにユーザーが回帰し、特に出版業界は危機的状況を免れることができました。コンテンツ企業の一社として心より感謝申し上げます。 もう一つは、世の中がインターネット上の海賊版と真剣に向き合うきっかけになったことです。日本の社会全体において、海賊版サイトを利用することの是非や正規版配信サービスの在り方、海賊版対策の効果につ

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

いて、初めて真剣に議論された年になりました。これは画期的なことであり、このような動きになったことを高く評価しております。

さて、知的財産推進計画の策定にあたり、以下のとおり意見を提出いたします。

1. 知的財産推進計画 2018（以下「2018」といいます）の重点事項において示された、「(2) 挑戦・創造活動を促す 3. コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立」の施策の方向性のひとつとして「2. 海賊版に対抗する世界同時展開の取組に対して支援を実施する。」があります。当社はぜひこのような日本が主導する海賊版対策の世界同時展開を実施していただきたいと考えます。2018 の工程表第 36 項では抽象的な記載でしたが、今回の推進計画では具体的な行動目標をお示しいただきたいと思います。

2. 上記に続く「4. 模倣品・海賊版対策」の項では施策の方向性としてリーチサイトへの対策とサイトブロッキングの導入検討を表明いただきました。リーチサイト対策は今国会にも法案提出の見込みとのことであり、誠にありがとうございます。

(1) 静止画ダウンロード罰則化とサイトブロッキングについて、

(i) 静止画ダウンロード罰則化について

今回静止画ダウンロードの罰則化も含めて立法化の方向と承知しておりますが、本件については反対意見も根強いものと理解しています。違法にアップロードされたコンテンツであることを知りながらダウンロードする悪質な行為については刑事罰をもって対処することに賛成ですが、新たな創作行為の萎縮につながるという懸念がクリエイターからも表明されていることについては、重く受け止めなければならないと考えています。クリエイターを守るはずの海賊版対策法制が創作活動を阻害する制度になってしまわないよう十分に配慮いただくとともに、制度趣旨と内容につきまして広く国民の理解を得られるよう丁寧なご説明をお願いいたします。

(ii) サイトブロッキングについて

サイトブロッキングの導入については、知財本部に設置されたタスクフォースでも議論がまとまらず、法制整備の検討が遅れているように見えるのは懸念しているところです。即効性が求められる海賊版対策において、悪質な海賊版サイトに対抗する手段としてサイトブロッキングが最も有効な手段の一つであることは広く認識されていると理解しております。様々な論点を踏まえてどういう制度にするのかという方向で冷静に検討いただき、法制化について期限を定めて取り組んでいただくよう行動計画への明記をお願いいたします。政府の決定によりブロッキングの実施が提案されるという臨時措置が二度三度と発動することがないよう、速やかな法整備を望みます。

(iii) これらの対策の運用について

前述の通り、当社は静止画ダウンロード罰則化、サイトブロッキング導入のいずれにも賛成ですが、導入に際しては、国民全体が制度趣旨を十分理解することが重要であると考えています。これら制度の濫用により国民の権利が害されたりクリエイターの創作意欲が阻害されたりする事がないよう、関係省庁におかれましては、運用状況をしっかりとモニターできるような体制づくりをご検討いただけると幸いです。

3. 同じく「4. 模倣品・海賊版対策」の項の施策の方向性に示された、著作権侵害防止に向けた「教材の開発」および「国民への啓発活動」はぜひ今年度も継続いただきたいと考えています。

4. 最後に、2018 の重点事項のうち「(3) 新たな分野の仕組みをデザインする 3. データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化」について意見を申し上げます。同項の施策の方向性には「著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる」とされております。柔軟性の名のもとに権利者の利益が不当に損なわれることのないように配慮いただき、慎重にご対応いただくようお願いいたします。

以上

法人・団体名
33. ヤフー株式会社
意見の分野

(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの	
意見	
(1) デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備について	インターネットを取り巻く技術の著しい進展に伴い、次々と新たなプレーヤーが参入し、新たなサービスが展開されており、インターネットにおける著作物利用の活発化に応じて著作権法制定当初に想定していた著作物の流通方法、利用形態等にも大きな変化が生じている。インターネットサービスは容易に国境を越えて利用されるため、日本の法制度が著作物の利用促進の点でアメリカ等の他国の制度に遅れをとると、日本企業だけが新たなサービスの展開に出遅れ、日本の産業の発展が阻害されかねない。急速に発展していく技術が生み出すサービスによる利便性の向上や社会課題の解決を、世界に遅れることなく日本国民が享受できるようにするために、変化と多様性に対応できる柔軟な著作権制度の構築が不可欠である。このような問題意識のもと議論が重ねられ、2019年1月1日施行改正著作権法においては柔軟性の高い権利制限規定の制定が実現している。もっとも、日本に限らずインターネットにおいて日々新たなサービス形態がスピード感をもって生み出されている現状に鑑みれば、本改正の実現にとどまることなく、新たな技術やビジネスの進展に迅速かつ柔軟に対応できるよう、さらなる見直しを行っていただきたい。
(2) 持続的なコンテンツの再生産および新規展開のための環境整備の推進	クリエーターへの適切な対価還元につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しやこれにかわる新たな制度の導入が検討されている。かかる検討にあたっては、徒らに既存の制度の維持に固執するのではなく、近年のデジタル・デバイスやサービスの発展に応じた、コンテンツ利用実態の大きな変化（特に、利用者の手元で複製物の生じない、ストリーム型コンテンツ配信サービスの普及と今後のさらなる発展）に目を向け、現状に照らした適切な制度設計を図るべきである。
(3) デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対応について	加えて、コンテンツの利用促進を進めることは喫緊の課題であり、コンテンツの海外展開その他の文脈で利用促進策が検討されているが、現状法制度の見直しや利用環境の整備等インターネット上におけるコンテンツの利用促進策の検討は十分であるとはいえない。特に、サイマル・キャスティングやウェブ・キャスティングについては、アメリカやヨーロッパでは、放送と同様、強制許諾や報酬請求権の対象となっているレコード製作者の権利等について、日本では個別に許諾を得なければならないとされており、権利処理の困難性がサービス提供の大きな障害となっている。サイマル・キャスティング等については、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」や「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」において議論がなされていたところではあるが、著作権法の改正などを踏まえた、権利のあり方に係る論点についての議論はいまだ十分になされているとはいえない。また、コンテンツホルダーにおける積極的なコンテンツの利活用を促進するような環境整備もなされるべきである。インターネットを通じた利用がコンテンツ利用における重要部分を占める現代において、日本の法制度および利用環境が海外に遅れることのないよう、早急に議論を開始し、早期に最適な制度の実施を進めるべきである。
(4) デジタル・ネットワーク時代の表現の自由について	現代におけるインターネットが果たす情報流通の基盤としての重要性に鑑み、インターネット上の知的財産侵害対策の検討は十分慎重に進めていただきたい。
(5) デジタル・ネットワーク時代の情報流通の基盤について	たしかに、近年のインターネット上での海賊版サイトの横行などによる著作権侵害コンテンツの流通は憂慮すべき事態であり、権利者のみならず、関係事業者や消費者が一丸となって議論し、対応の検討を進めていく必要がある重要な課題である。
(6) デジタル・ネットワーク時代の情報流通の基盤について	他方、現代においてインターネットにおける情報流通は、社会におけるさまざまな表現・情報の伝達に貢献しており、インターネットは人々の「表現の自由」の実現を支えるインフラとして重要な役割を果たしている。そして、インターネットがこのような役割を果たしえるのは、インターネットそのものが情報を自由に流通させる環境（構造）であることが前提となっている。
(7) デジタル・ネットワーク時代の情報流通の基盤について	このようなインターネット上の情報流通の現状に鑑みると、インターネット上の情報流通そのものに強い制限を課す法規制は、国民の表現の自由に対して極めて強い制約力を持っており、当該規制の採用の是非については極めて慎重な判断が必要となる。この点については、（検索サービスに関する判断ではあるが、）近時の最高裁決定（最大決平成29年1月31日）においても「検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。」と指摘したうえで、当該「情報流通の基盤」に対する制約について厳格な判断を行っている。本決定はプライバシー侵害について争われた事案であるが、「情報流通の基盤」に関する判断部分は権利侵害の種類を問わず当てはまるものであり、本件においても情報流通の基盤に対して安易に制約を課す

べきではない。

具体的な対策としては、リーチサイト規制やダウンロード違法化についての議論が進められているところであるが、両規制とも、国民の表現の自由への影響等に鑑み、仮に法改正により規制を及ぼす場合には、それぞれ立法事実との関係で必要最小限の制約となるべく、規制の範囲について十分に議論を尽くした上で慎重に進めるべきである。

特に、ダウンロード違法化については、文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討が進められているが、同委員会のとりまとめにおいて、複数の委員から、民事上の違法化についても「被害実態が明らかな海賊版対策に必要な範囲に限って違法の範囲を定めるという観点から、刑事罰と同様に限定を設けるべき」という意見が出されていることからも明らかな通り、規制の対象を全ての著作物に拡大することは厳に避けるべきであり、現段階で規制対象についての議論が十分に尽くされているとはいえない以上、拙速な立法を進めるのではなく引き続き規制の範囲について慎重な検討を行うべきである。

上記に加え、リーチサイト規制やダウンロード違法化のように、インターネット上の情報の自由な流通の阻害の危険性を含む法規制を安易に一時的な海賊版対策として選択することが果たして実効性等に鑑みて適切といえるのかという点に留意したうえで、大元の違法サイトへの差止の実効性の確保や、著作権制度への国民の意識向上を目指した教育・啓発活動の実施なども含め、様々な角度から、学識者、権利者、インターネット事業者のみならず、利用者を含むあらゆるステークホルダーの連携の下、継続的に議論を行っていただきたい。

（4）デジタルアーカイブ社会の実現

過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割があると考えられることから、有用なデジタルアーカイブの実現に向けた施策を積極的に行っていただきたい。この点、改正著作権法において、原則的な著作権保護期間が著作者の死後 70 年に延長されたところ、当該延長が今後のアーカイブ化の停滞に影響を及ぼすことのないように注意していただきたい。例えば米国では、保護期間の最終 20 年間は図書館等のアーカイブ化が認められ（法 108 条(h)）、また EU の DSM 著作権指令案（7 条）においても文化的機関による絶版物の利用が検討されている。わが国においても同様に、保護期間中であっても適切にアーカイブ化が実施されうる制度導入の検討がなされるべきである。

法人・団体名

34. 一般社団法人 日本知的財産協会

意見の分野

(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの

意見

意見《要旨》

本意見は以下の要望を含む。

- ・OSS の利活用を促進する制度整備と企業内インフラ整備の啓発・人材育成
- ・オープンイノベーション推進に必要な知財課題の具体的リストアップ
- ・国際標準化を巡るビジネス主導権争いでの各国活動の調査分析強化
- ・「国際的なデータ流通の枠組みの構築」の適切かつ着実な実行
- ・「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備」の国際的ルールメイキング
- ・意匠法改正に伴う意匠審査体制の強化

意見《全文》

「(D) 各分野に共通するもの」「(a) オープンイノベーションの加速」に関する意見

●オープンソースソフトウェア (Open-source software ; OSS) の利活用を促進する制度面の整備、及び企業内でのインフラ整備の啓発・人材育成について、政府の取り組みを要望します【新規】

昨今、ソフトウェアの大規模化・複雑化が加速し、世界的なプラットフォーマーですら個社でソフトウェアを開発することは困難になってきているため、オープンなコミュニティで開発されるオープンソースソフト

ウェアを利活用することが各企業にとって重要な開発課題になってきております。また、OSS を自社の製品等に利用するだけでなく、自社のエンジニアがコミュニティに参加し、各 OSS プロジェクトにコントリビューションできるようになることが、企業の技術力保持やトップエンジニアの世界的な獲得競争に勝ち残るために必要となってきております。

このように OSS は企業経営の重要な要素となりつつありますが、ライセンスコンプライアンス、特許、セキュリティ、労務、経理等の様々な課題もございます。日本企業においては OSS を利用しているエンジニアは多いものの、前記のような諸課題に対応するための人員を配置していない会社も多いため、欧米諸国と比較するとインフラ面で劣後していると言えます。OSS は既にオープンイノベーションの屋台骨となっているため、我が国産業の国際競争力を維持するためにも、官民一体となって早急に環境整備を進めていく必要があると考えます。つきましては、前記の OSS 特有の課題に対し制度面からのサポートを検討する枠組の設置、及び、企業内でのインフラ整備の啓発・人材育成について、日本政府による取り組みを要望します。

〈取り組みの具体案〉

- ・政府・企業・コミュニティが協調した啓発活動の実施
- ・OSS コンプライアンスをサポートする企業・法律家の育成
- ・エンジニアがスムーズにコントリビューションできるための企業向けガイドラインの策定、等

● オープンイノベーション推進に必要となる知財課題を具体的に整理・リストアップして頂きたい（工程表【重点事項 25】関連）

「オープンイノベーション推進に關わる知財課題」がどのように整理されたのかを明示して議論に移行すべきと考えます。「オープンイノベーション白書 第二版」にある課題・阻害要因には知財課題がリストアップされていない現状では、知財推進計画を策定する目標が定まらないと考えます。

「価値デザイン社会実現に資する実質的なオープンイノベーションの実施に関するタスクフォース」において、実質的なオープンイノベーションが実施されるための課題を整理し、実施を促すためのメニューとその浸透のためのプロモーション戦略の策定を行う取組がなされています。その中では、「知財部門等の規則・不文律がプロセスを阻害」しているのではないかとの指摘や、「日本の特徴（三方よし等）が活かされていない」など、総論的には共感できる議論がなされているように思われます。しかしその一方で、オープンイノベーションが謳われて久しいが、上手く活用できていない企業も多いと思われる実態を踏まえれば、未だ「オープンイノベーション推進に關わる知財課題」が具体的に整理されていないのではないかという点が懸念されます。企業と大学・研究機関、企業とベンチャーなど、それぞれ具体的な形態に踏み込んで実施が進まない原因を探り、知財視点での課題・阻害要因を具体的に検討・明示していただいた上で、地に足の着いた施策の提案がなされることを期待するものです。

またオープンイノベーションが議論される場では、ややもするとソフトウェアを中心としたコトづくりを念頭に置いて施策検討がなされるようにも思われますが、モノづくりにおいても必要な施策であり、多様な業態を含めたプロモーションがなされることを希望します。

● SDGs に關わる産業施策には「健全な事業サイクルをどう構築するか」という視点の議論が不可欠で、そこから知財課題を明確化し具体的な施策を検討するべきです（工程表【重点事項 26】関連）

SDGs をテーマに今後の産業の方向性が議論されていますが、産業界の取り組みとしては、「健全な事業サイクルをどのようにして構築するか」という視点が極めて重要です。そうでないと持続的な社会課題解決にはつながりません。また一方で、そもそも SDGs がグローバルなビジネス環境の中でどのように使われようとしているのか、といった視点からの議論が、我が国では不足しているように思われます。国際競争を前提としたビジネス活動の中で SDGs をどう位置づけるのか、という視点を取り入れるべきと考えます。こうしたことを整理したうえで、知財面の課題を明確化し、達成のための具体的な施策を検討すべきと考えます。新興国市場のボリュームゾーンでは多くの社会課題が存在し、国連の SDGs の推進とも相まって、新たなビジネスモデル構築が期待されるところです。

● ヘルスケア産業に於ける産官学・产学・産産 の協創推進施策をお願いします

ヘルスケア産業に於いては特に、産官学・产学・産産で、オープンクローズ戦略を積極的に取り入れる必要があります。標準化・パテントプール・コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられます。例えば、医療データや健康データ等のビッグデータについても、共有できる部分については共有化して

利活用を促進することにより、ヘルスケア産業に属す企業各社の重複研究等を減らし、社会的コストを抑制することが期待できます。また、再生医療等の分野でも、製造や臨床試験の標準化等によって、研究開発期間の短縮や研究開発費用の削減が期待できます。このような win-win の協創を実現できるルールや仕組みの構築（一例としては、抗体における次世代バイオ医薬品製造技術研究組合のような仕組みの構築）を後押しする政策をお願いします。

「(D) 各分野に共通するもの」「(c) ビジネスマネジメントを意識した標準、規制等のルールのデザイン」に関する意見

●国際標準化の舞台で、ビジネスの主導権を掌握する争いの中で、各国はどのような活動をしているのか、調査分析を充実すべきです（工程表【重点事項 45】関連）

最近になってようやく議論されるようになってきましたが、「国際標準化の舞台で、ビジネスの主導権を掌握する争いの中で、各国はどのような活動をしているのか」についての調査分析を充実すべきと考えます。将来の IoT、AI、等の ICT 実装を進めるにあたり、IIC 等国際的なコンソーシアムでの標準化活動に日本企業が殆ど参加できていない現状に対する取り組みを見直すべきではないかと考えます。それらを踏まえて、知的財産戦略の一環としての標準化戦略を議論していくことが重要と考えます。

●「サービス分野の標準化」に於けるビジネス展開を考えた議論の充実をお願いします（工程表【重点事項 46】関連）

「サービス分野の標準化」という言葉は提示されではおりますが、その中身についての議論が乏しく、単に形式の標準を制定するだけでよいのか（どう活用するのか、意味があるのか）、ビジネス展開を考えた議論になっていない印象を受けます。それらを整理したうえで知的財産について考える必要があると考えます。

●工程表【重点事項 47】に記載された「検討」の結果を明示願います

工程表【重点事項 47】に記載された「我が国として特に注力すべき分野」の検討結果はどうであったのか、を明示して施策を検討すべきであると考えます。同じく、「システム分野」は当然、通信分野と不可分であり、5G の標準化における日本企業の現状を見るに、「システム分野等の国際標準獲得の在り方について検討」して、何が得られたかを明らかにすべきであると考えます。

「(D) 各分野に共通するもの」「(d) データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化」に関する意見

●「国際的なデータ流通の枠組みの構築」の適切かつ着実な実行をお願いします（工程表【重点事項 61、57、58】関連）

近年、国・地域内で収集した産業データの域外への移転を制限する施策を打ち出す動きが、中国（インターネット安全法）、欧州（GDPR：一般データ保護規制）、米国（CFIUS：外資による企業買収規制）などいくつかの国・地域で見られます。個人情報保護や安全保障を大義名分とする措置とされますが、国家による経済覇権狙いのデータ囲込みとも取れる状況が生じる懸念があります。

昨年 12 月 19 日付で IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議は「デジタル時代の新たな IT 政策の方向性について」を決定し、この中で今後の政策の方向性として「国際的なデータ流通の枠組みの構築」を掲げました。国際的に広く連携し、個人情報と重要産業情報を含め、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローを促進する国際的な枠組みを立ち上げるという内容であり、この適切かつ着実な実行を要望します。

●「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備」の国際的ルールメイキングを推進願います（工程表【重点事項 61、57、58】関連）

近年、米国や中国等の巨大国内市場を強みとする海外のデジタル・プラットフォーマーによるデータ独占への懸念が増しています。今後グローバルなデータ取得・利用競争の中において日本企業が適切な環境で活躍

できるために、日本政府による国際的なルール作りの推進をお願いします。

上述の IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議の決定「デジタル時代の新たな I T 政策の方向性について」には、今後の政策の方向性として、「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備等の基盤強化」が掲げられています。プラットフォーム型ビジネスの台頭により変化する市場においても、活発な競争を可能とする環境を整備するため、デジタル・プラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保が可能なルール整備等を行う、という内容ですが、これを単に日本市場だけに留めず、国際的ルールメイキングに展開頂きますよう、要望します。

●工程表【重点事項 59】に関する意見

情報信託機能の認定に関する指針が作成され、情報銀行の設立などが進んでいますが、知的財産としての議論は少ないように感じられます。保護の仕組みをどうするか、活用における他の知的財産権との関係をどのように考えるか、等の議論を進める必要があると考えます。

●工程表【重点事項 60】に関する意見

特定検診等情報DBと介護DBの連結解析に関する基盤構築に関する有識者会議の実施などが進められましたが、単なるデータ利用の仕組みの議論に留まっているように見受けられます。当該データの活用により、新たな知的財産創造の可能性など、知財面からの課題の検討を望みます。

●工程表【重点事項 61】に関する意見

「オープンアンドクローズ戦略を考慮したデータポリシーやデータマネジメントプラン」の検討結果として、「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」が取りまとめられましたが、留意すべき観点をリストアップしたものであり、これをもってオープンサイエンスの推進につながるのか不明です。具体的に知的財産として保護、活用するための施策に関する検討を進めるべきであると考えます。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(e) 知財システム基盤の強化」に関する意見

●意匠法改正に関連して、意匠審査官の増員及び意匠審査体制の強化を要望します（工程表【重点事項 3】【継続事項 29】関連）

2018 年度の「意匠制度の見直しに関する報告書」に従った法改正が想定されますが、そこでは物品によらない画像も意匠権としての保護対象となる等、大幅な制度変更がなされると予想されます。現在の特許庁意匠担当部門は比較的小規模ですが、保護対象の拡張等に伴う意匠出願の増加が意匠審査の遅延や審査品質のばらつきなどを生じせしめないよう、意匠審査官の増員及び意匠審査体制の強化を要望します。（知財推進計画 2018 では、商標出願件数の大幅増に対応するために商標審査体制を整備するとありましたが、それと同様に、意匠の審査体制の強化を要望するものです）

また、「意匠制度の見直しに関する報告書」の提案では、パッケージ製品化されたソフトウェアやゲームだけではなく、個人がインターネット上に開示した画像が先行意匠となりうるため、審査に使用せねばならないデータの規模が従来とは桁違いに大きくなり、また時間的にも変化する、と思料致します。法改正により先行技術調査対象の拡張を行うならば、併行して生じるクリアランスや審査のためのデータベース整備も確実に実施頂くことが必要となります。

意匠法改正に伴い保護対象の拡大など大幅な変更があるため、改正意匠法について、現行法との変更点や実例を示しながら周知徹底頂きますよう、お願いします。

今回想定される法改正により保護対象となる画像の創作者や実施者となる個人・事業者（ウェブデザイナー、従来工法の建設業者や設計事務所、など）に対して、改正意匠法の周知や実例を含む審査基準の整備を、お願いします。

●商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直しをお願いします（工程表【重点事項 48】【継続事項 30】関連）

現在の商標出願の審査では「類似商品・役務審査基準」が極めて重要な役割を擁しており、登録権利の範囲設定、安定性の面で重要であることに異論はありません。一方で、「類似商品・役務審査基準」と各グル

上の「類似群コード」が、商品役務の類似判断で画一的に運用され、取引実情と乖離してきている面があります。市場規模や競合・類似製品の数や流通量など、事業実態に合わせた見直しを進めることを要望します。

特に、IoT・AI・ビッグデータに深く関連するソフトウェア（審査基準上「電子計算機用プログラム」）やコンピュータ（同じく「電子応用機械器具」）等の電気応用機械器具に対応する類似群コードは、現状唯一一つ（11C01）となっています。インターネット上の商取引やプロモーション活動において、スマートフォン等モバイル端末用のアプリケーションをはじめとしてソフトウェアを利用する企業が大勢を占め、当該類似群コードは産業分野に拘わらず権利化を検討する領域となっています。現在はコンシューマ向け、エンタープライズ向け等利用・用途目的が異なる分野であってもソフトウェアの名称であれば一律に当該類似群コードが割り当てられ、商標の選択の幅が限られる事態となっています。

このような分野では、需要者・取引者間の出所の混同が生じがたいと思われる商品・役務に関しては登録が認められるような、審査運用の何らかの見直しが必要と考えます。即ち、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードは、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせた弾力的な見直しが必要であると考えます。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(e) 知財システム基盤の強化」に関する意見

●S E Pライセンス交渉手引： 適正なS E Pライセンス交渉合意を促進する継続的な施策やスキームの検討を推進願います（工程表【重点事項 53】関連）

第4次産業革命やAI、IoTの普及に伴い、これらの相互接続の標準化技術の重要性はますます増しています。このような環境において、標準化技術の利用に伴う標準必須特許のライセンスを円滑に行なうことが重要となっており、特許庁から発行された「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」については、これらの交渉の指針の一つとなることが期待されます。

他方、標準化技術の高度化に伴い、莫大な数の特許が標準必須特許として宣言され、その品質についても幅があるのが実情です。このような現状において、標準化技術の策定に貢献した特許権者と標準化技術を市場にて広める役割を担う実施者の間で、適正なライセンス料が交渉され合意されることを促進するための、施策やスキームの検討を引き続き行い、さらなるイノベーションを奨励していくことが肝要です。この継続的な政策の推進をお願いします。

●証拠収集手続の強化： より実効的な知財活用を目指すに当たっては、表層的でない知財紛争処理システムの実態把握を要望します（工程表【重点事項 54】関連）

平成30年特許法改正による、書類提出命令・検証物提示命令におけるインカメラ手続での必要性の判断については、法施行後の手続運用の実態についての情報共有が積極的に行なわれることを希望します。

他方、特許制度小委員会の審議においても議論されているように、書類提出命令や検証物提示命令が発令されない理由として、日本の裁判所における効果的な訴訟指揮による証拠の提出が行われているといわれています。これらを含め、より実効的な知財の活用を目指すに当たっては、表層的ではない知財紛争処理システムの実態把握を要望します。

尚、今後 知財紛争処理システムの見直しを検討する審議会を組織する場合には、知財紛争に豊富な実務知見を有する当協会や経団連等の知財制度ユーザー団体を必ず委員に含めて頂くことを、強く希望します。

●国際的知財紛争の解決手段： 国際調停の実態調査と周知を要望します（工程表【重点事項 55】関連）

代替的紛争解決手段の選択肢としての国際仲裁の整備は望ましいものです。

他方、終局的な判断を伴わない国際調停は、当事者の任意による紛争解決を誘導する有効な手段として認められており、その普及が望まれます。日本においても、知財紛争の解決の手段としての調停を実効的なものとすべく、諸外国の調停機関の活動および手続の中心となる調停人の活動や育成の実態を調査し、その成果を広く周知して頂くことを、要望します。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(e) 知財システム基盤の強化」、

「(D) 各分野に共通するもの」「(d) データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化」に関する意見

- 不正競争防止法によるデータ不正取得等に対する法整備・運用： 取引実態を集積し、更なる法・指針の改定を望みます（工程表【重点事項 57】関連）

限定提供データにかかる不正競争防止法の法改正及び限定提供データに関する指針は、企業での「データの保有・提供」と「データの利活用」の双方を尊重したものとして評価します。

今後は、法改正下での取引実態を集積し、法規制内容のより明確化（特に「業として」の要件、保護対象となるデータの外縁など）や、取引実態を踏まえ、「データの保有・提供」と「データの利活用」双方のより一層の利益調和を図るための更なる法改正や指針の改定を要望します。また、改正法施行に向け、改正法及び指針について国内外でのさらなる情報発信・周知活動を要望します。

- AI・データの利用に関する契約ガイドライン： 当事者自治の下で各当事者が適切な利益を享受できる実務上の規律を普及させるべく、さらに総合的な施策の検討を望みます（工程表【重点事項 58】関連）

データ契約のモデルについての深堀や整理によって、当事者のデータ契約に対する理解が向上する端緒となったことを評価します。

他方、当事者自治の下でそれぞれのデータ取引参加者が適切な利益を享受できるよう、国内のみならず国際的な契約力・交渉力の向上や契約の運用における知見の向上等の面での、実務上の規律を作り普及させていくことが、重要であると考えております。その観点から、企業の活動を支援する、法務・知財関連サービスへのアクセスを容易にし、かつ優越的な地位にある企業の活動への監視を実施する等の、総合的な施策の検討と実施を望みます。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(e) 知財システム基盤の強化」に関する意見

- 特許審査体制の整備・強化につき、以下の3施策を要望します（工程表【継続事項 25、28】関連）

- ①審査のスピードだけでなく、審査の質の更なる向上を目指して頂きたい

日本がグローバルに知財をリードするための種々の施策を実行していく中で、足元の日本の審査の質がハイレベルな水準を保てていないとその発言が説得力を欠くものとなってしまい、より審査の質が高い他にリーダーの地位を譲らざるをえない状況に陥ってしまいます。従って、日本の審査の質について、ハイレベルな水準を維持することはグローバルに知財をリードするために非常に重要なことであると考えます。異議申立、審判の状況だけでなく、拒絶理由の傾向、拒絶理由通知時の許可クレームの有無の状況など総合的に審査の質に関するモニタリングを定常的に行い、問題発見時に素早く改善を図る仕組みを構築することが重要と考えます。また、客体が同じ発明についての他の国（内容）と比較評価することで日本の特許審査の質をグローバル視点で検証・評価する仕組みを構築し、運用して頂きたいと考えます。

- ②AI関連発明の審査を適正に行うべく、経験則などによって既に知られた知見等についても先行技術調査範囲から漏れないように取り組んで頂きたい

AI関連発明として、様々な社会的事象をもとに新しい因果関係を利用した発明などが想定されるが、特許出願や論文などの一般的な技術文献だけを対象として先行技術調査を行うだけでは、技術文献としては開示されていないものの経験則などによって既に知られた知見を単に利用したに過ぎない発明について新規性・進歩性判断を見誤る可能性がある。このような知見について調査範囲から漏れないように取り組んで頂きたいと考えます。さらに、かつてクラウド上で広く利用されていたが、その後のアップデートによりアクセスできなくなったソフトウェアなども、同様に、先行技術調査範囲から漏れないよう取り組んで頂きたく、お願いします。

- ③グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁の主導で推進して頂きたい

グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁の主導で推進頂きたいと考えます。一足飛びの実現は困難なので、サーチ手法、新規性の基礎に用いる文献、新規性判断、進歩性判断など、マイルストーン設定により、ユーザ意見も取り入れながら step by step アプローチで、実現を目指して頂きたく、お願いします。

- データ構造の特許審査に係る事例の周知につき、更なる事例の追加と国際的な調和をお願いします（工程

表【継続事項 4】関連)

「データ構造」の発明について審査ハンドブックに事例追加がなされ、明確化に向け前進したものの、発明該当性を満たすか否かの境となる事例が依然として不足しています。発明該当性の判断に資する更なる事例の追加をお願いします。

また、他国に対しても「データ構造」の発明の取扱いについて明確化するように働きかけ、グローバルな権利取得を支援する情報の提供や審査基準の調和をお願いします。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの

」「(a) 知財のビジネス上の価値評価」に関する意見

●工程表【重点事項1】に関する意見

知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの検討結果、その思考補助ツールとしての経営デザインシートに関しては、企業・支援者等を対象としたセミナー、金融機関との対話、「知的財産経営WEEK」の開催等により考え方の周知が図られており、知財を経営デザインに活かすことにつき一定の理解が進んでいると考えます。

一方で、『検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）第2回における主な論点』での第1回委員会の有識者ヒアリングの意見として、「経営デザインシートの利用においては、ともすると作ることが目的化しがち。価値あるビジネスの創出につなげていくという考えを持って進めてほしい」と示されているなど、課題も存在するように思われます。ビジネス創出の場でより機能を果たすツールとなるよう、「経営デザインシート」の検証、必要な見直しが継続して検討されることを要望します。

知財のビジネス価値検討タスクフォースでは、経営や事業との関係で知財の果たす役割毎に知財を群として把握し、個々の知財に分けての評価は行っていません。上位概念化された知財を経営デザインに活かすこと上で簡明さがあり、導入のしやすさにつながっている一方で、個社において構築すべき経営に資する知財力は時代の変化に応じて変化すると考えられるので、今後のビジネス価値評価を行う上では、よりブレークダウンした知財（特許権、意匠権、ノウハウ、ブランド、データ、等）の各々について価値評価をどう実施するよいかといった検討も期待するところです。知財をマクロで捉えた思考補助ツールに加え、ミクロの分析も行う支援ツールができることで、個社の特性を活かし特徴ある知財力を構想するための一助となり、一層のビジネス価値創出につなげられるものと考えます。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの
」「(b) デザイン経営によるイノベーション創出及び
ブランド構築の促進」に関する意見

●工程表【重点事項3】に関する、主として意匠法の観点からの意見

「知財推進計画 2018」で提示されたデザイン経営の考え方において、イノベーションをもたらす要素として、外観や印象などのデザインを活用することの重要性は理解します。しかしながら、企業にとって経営上重要なのは、デザインやブランドを含む多くの事業要素を組み合わせたビジネスモデルの創出であると考えます。このため、「デザイン経営」の考え方は、一定の範囲の産業分野については重要ですが、多くの産業分野では多くの事業リソースの一つとして捉えるべきものと考えます。

画像創作物を意匠法により保護する場合、意匠権として登録された画像に類似した画像の創作行為に対しては、著作権法ではなかった過失推定が働くものと考えます。すなわち、意匠法の保護対象の拡大は、他の創作者の活動範囲の制限をもたらす可能性があります。

意匠法の改正においては、知的財産権法による保護が新たなイノベーションを阻害する法的規制とならないよう、保護範囲や法適用など運用面の検討を行うべきと考えます。その際は、産業界、法曹界、法学界などを含めて十分な議論を行うべきと考えます。

外観形状の保護が意匠法・著作権法・商標法等多くの法律によって行われるため、各法域の保護領域を明確化することを望みます。一つの創作物が複数の法制度により保護されることは、不適切とは考えませんが、上記のとおり、創作物の法的保護は他の実施者の実施の制限であるため、複数の法域で保護領域が複雑に重複することは関連する創作活動や産業の成長を妨げる要因になり得ます。同様に、各領域における侵害行為

の形態や補償の内容を、慎重に議論のうえ、明確化することが重要であると考えます。

現在検討中の意匠制度改正により、保護対象の拡大や各種要件緩和によりこれまでなかった範囲の意匠権が増える一方、意図せぬ権利侵害や、新制度への誤解に基づく権利行使等が発生することが懸念されます。このため、新たな法制度のガイドラインや審査基準などによる、法律の実運用の明確化を行うべきであると考えます。また、今後、改正法の運用中に生じた課題や社会や産業の変化に応じて、法律自体を含めガイドラインや審査基準を見直すことが必要と考えます。

今回の意匠法の改正は、大幅な保護対象の拡大と関連意匠制度の拡充を伴うため、従来意匠権と関係がなかった個人や事業者が新たな法制度の関係者となります。このため、「知財推進計画 2019」の実施項目として、改正意匠法とその内容が民間や司法に周知され、混乱が起きないように、広報措置を設定頂きますようお願いします。

本年度、デザイン経営を促進するためとして大規模な意匠法の見直しが行われていますが、産業構造審議会意匠制度小委員会で取り上げられていた課題と必ずしも整合しないと思われる法制度の見直し（例えば、企業からのオフィスレイアウト設計の付加価値保護要望に対するオフィス内装の組物としての保護など）が準備されているように思われます。このため、検討課題は残っていると考えます。

「知財推進計画 2019」では、意匠制度のみではなく、関連する著作権法や商標法なども含めた知的財産権法体系全体の検討を行い、引き続き複数の法域を視野に入れた適切なデザイン保護制度を検討いただくことを要望します。

- 「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」
- 「(b) デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進」、
- 「(c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」に関する意見

●工程表【重点事項 6】に関する意見

「デザイン経営」、「経営デザインシート」といった新たな仕組は、地方創生の施策としても導入検討の必要性を感じます。地方・中小企業がこれらの仕組みについて総論を理解しつつ、実際に産業界でどう展開すべきかの具体論に関し、地方・中小企業に対するさらなる周知化・啓発のための施策が必要と思われます。そのためには、各地域経済産業局の知的財産室による積極的な周知活動とともに、パートナー機関として当協会（JIPA）の地域別部会等や地方発明協会、弁理士会の地方会を利用することも必要と思われます。

●工程表【継続事項 96、98、101、106、107】に関する意見

地方・中小企業における产学・産産連携については種々施策が進行中ですが、これら連携を更に進めていくには、技術・知財起点の事業創出ではなく、地方やニッチな顧客ニーズから事業化検討を行い、技術・知財を活用していく、事業起点の考えが重要と考えます。それらの施策として挙げられている地域中核企業、地域大学をつなぐ事業プロデュースチームの設置や、地域の中小企業のニーズを掘り起こし、全国の大学や大企業とマッチングさせる人材（目利き人材）の更なる増員、を期待するものです。

また、2016年に策定された「产学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性を担保するため、これ迄の活動の評価・課題抽出・改善のPDCAサイクルを確実に回すとともに、一般にも公表して頂きますようお願いします。

地域、中小企業とのマッチングについては大学等との連携も大事ですが、顧客ニーズにマッチングした技術という観点では、常に事業化を意識し研究開発を実施している大企業の方が多くの対象技術・知財を有しています。一方、大企業は技術移転に際しリソースの持ち出しを伴う事が多いので、産産連携に躊躇しているのが実態と思われます。各施策に挙げられている人材や事業化チーム等が、大企業支援（契約、技術サポート等）をさらに進めて頂くことが必要だと思います。例えば、地域、中小企業とのビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業には、知財功労賞等の表彰制度だけでなく、金銭的なインセンティブ（税制優遇、報奨金等）の付与といった施策についても検討頂きますようお願いします。

- 「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」に関する意見

●工程表【重点事項 6】【継続事項 59、81、85、88、101】に関する意見

知的財産推進計画 2018 では、「引き続き、知財総合支援窓口等の支援が重要」とされているところ、現状、関係省庁は権利取得と権利の活用を中心とした支援を行っています。一方、今後活発化が期待される国内スタートアップの知財活動は、開発の方向を最適化し、海外への影響力を増大させる意味でも特許調査の重要性が増すものと考えられます。しかしスタートアップ等の小規模組織では、特許調査も外部ソースに頼らざるを得ない状況も多く認められます。そのため、小規模組織への支援を特許調査も含めた総合的なものに拡大し、今後の施策のなかで小規模組織の知財体制作りをサポートすることが望ましいと考えます。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(d) 知財創造教育・知財人材育成の推進」に関する意見

●工程表【重点事項 19】【継続事項 15、97、110、111】に関する意見

知財人材育成と直結する重要課題として、理系人材の育成があります。近年、我が国における理系の高等教育履修者数、海外への留学者数、論文発表数・被引用数、海外研究者との共同研究数等の指標において、国際的地位の低下が見られます。引き続き、国を挙げてこの抜本的解決に取り組んで頂きますよう、お願いします。

知財創造教育に関し、小中高等学校や高等専門学校では、そのまま産業界でも利用できるような優れた教育を実施している学校があります。しかしながら、未だその数は少数であり、その実態も広くは知られておりません。学校における知財教育の成果は産業界で発揮されることになりますので、産業界の協力を幅広く得る意味も含め、知財創造教育の普及と宣伝を継続的に拡大して頂きますよう、お願いします。

「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの」「(b) 模倣品・海賊版対策」に関する意見

●越境して生じている著作権侵害への継続的対応をお願いします（工程表【重点事項 40、41】【継続事項 37、134】関連）

越境して生じている著作権侵害については、サイトブロッキング、リーチサイト規制などが検討されてきましたが、根本的な解決のためには、海外のサーバーにアップロードされる侵害著作物について、わが国著作権者が権利の執行を得にくい点の解決が必要であると考えます。引き続き政府の取り組み（個々の権利者の負担を軽くするような制度的枠組み等の整備、権利執行の強化等）をお願いします。

●意匠・商標分野の「模倣品・海賊版対策」の継続的対応をお願いします（工程表【継続事項 37、134、135】関連）

日本企業の被害の大きさを考慮すれば、国内での対策よりも国外での取り締まりに貢献することが適当であると考えます。そのため、諸外国における模倣品・海賊版対策について、各国の所管当局との連携と協力関係の促進を進め、日本企業に対する情報提供や指導などの支援を実施して頂きますようお願いします。特に新興国での模倣品・海賊版対策では、意匠権、商標権が有効であり、これらの権利の活用が適切に行えるよう、権利の取得、侵害の捕捉、罰則の執行に関し、法律制度の整備の促進を支援をお願いします。

意匠権の活用に関して、特に日本企業と関係の深い市場であるアセアン地域について、有効にかつ適切に意匠権を獲得できるよう、「意匠関係の ASEAN 諸国への審査支援」と「ASEAN 各国のハーグ条約加盟を促進する活動」の実施を要望します。

日本企業のブランドは、海外販売先の拡大やインターネットでの情報拡散等により海外でもよく知られています。「よく知られている」ブランドは、商標を扱う者にとっては著名であるため、第三者による剽窃的な出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられます。これら第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やし対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっています。また、国・地域によっては、著名な商標であることが認められず、日本企業としては、第三者に自らのブランドを権利化または意に反して使用されるといった事態が生じています。各国の官庁が著名と認めた商標をリスト化して公開することで著名ブランドへのフリーライドや冒認出願を防ぐ仕組み作りを、お願いします。

また、商標としての利用を目的としない悪意の商標出願に対する対策についても、引き続き検討・実施頂きますよう要望します。

「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの」「(c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築」に関する意見

●工程表【重点事項 63】に関する意見

コンテンツ利活用の環境は、社会、とりわけ ICT 利用の進展とともに変わるために、コンテンツ利活用が促進されるように著作権をはじめとする制度の不断の見直しが必要です。改正著作権法の施行状況を検証しつつ、更なる見直しにおいては、ライセンス環境の更なる整備や、著作権の権利制限に関して追加的検討を組合せて行うのが望ましいと考えます。

(1) ライセンス環境の更なる整備： 具体的には以下を検討する必要があります。

- ・教育機関での著作物利用（35 条）で講じられようとしている「許諾権処理、補償金支払、制限による無許諾利用」で構成する、権利処理をシームレスに取り扱えるプラットフォーム構築の実現と、これをパイロットケースとして他の分野での応用
- ・コンテンツ流通の促進、権利処理の容易化・円滑化のための制度的解決
 - 特にインターネット放送用映像コンテンツの流通促進。インターネット放送（ウェブキャスティング、サイマルキャスティング）の発展のためには、例えばインターネット放送用コンテンツにおけるレコード製作者の権利等の取扱いをテレビ放送と同等にする、包括許諾にする等、検討する必要があります。
 - 権利が集中することにより特定の権利者団体の主張が突出したりすることのないよう、行政の関わり方も含めたバランスのとれた権利処理スキームの整備
- ・施策を推進する上での視点として、2018 年度までの計画において置かれた視点（権利処理手続きの円滑化、権利情報の集約、クリエーターへの適切な対価還元）を継続するのみならず、効率的な予算執行の観点からも省庁の縦割りを越え関係省庁一体となった総合的な施策（各省庁が類似の課題設定をし、それぞれで施策を重複的に検討することの回避）
- ・コンテンツの視聴環境の変化に照らし、私的録音録画については、補償金制度の維持・拡大を図るのではなく、コンテンツの利用契約による当事者間の直接取引と、技術による正当なコンテンツ管理により解決を見出していくための新たな仕組み作り

この点に関して、「2018 計画 2. (2)③」に掲げられ推進が図られている「ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築」の実現の奨励

(2) 権利制限の追加的検討： 権利制限の所謂「第三層」の検討

今次改正において積み残され継続検討とされた行為に関する権利制限の適用可否や将来に向け一般条項の導入に向けた検討も継続をお願いしたいところですが、現実に即して行うべきものとして、とりわけ権利制限の所謂「第三層」について、具体的には例えば以下の検討が必要であると考えます。

・教育過程における著作物利用の更なる促進

権利制限の適用される場として、「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）」との限定がなされていますが、学校教育と学習塾との共存や生涯学習の奨励といった国の施策に合致するよう教育機会の充実を図るため、例えば補償金制度を用いた権利保護と利用の円滑化を進めるなど、営利目的の教育機関であっても一定の要件を満たすものについては権利制限が適用されるよう見直す検討

・障害者のための著作物利用の更なる促進

わが国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即し、障害者による著作物の享受を目的とする利用を促進する必要があると考えられるところ、現行著作権法では、視聴覚障害者に限って権利制限が規定されており（37 条の 1、37 条の 2）、他の種類の障害者のための利用や、営利環境下（企業雇用下での著作物利用）での利用のための制度的手段の検討

「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの」「(e) デジタルアーカイブ社会の実現」に関する意見

●デジタルアーカイブ社会の実現を促進する、制度導入の検討をお願いします【新規】

過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割があると考えられることから、実現に向けた施策を支持致します。その点で、改正著作権法において、原則的な著作権保護期間が著作者の死後 70 年に延長されたところ、今後、アーカイブ化が停滞することがないようになります。例えば米国では、保護期間の最終 20 年間は図書館等のアーカイブ化が認められ（法 108 条(h)）、また EU の DSM 著作権指令案（7 条）においても文化的機関による絶版物の利用が検討されています。わが国においても、同様の制度導入の検討がなされるべきであると考えます。

以上

法人・団体名
35. 中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志（代表会社：東京ブラインド工業株式会社）
意見の分野
意見
<要旨>
<p>中小企業の国内外の知的財産に関する活動を国として今後も支援、強化していくためには、各種制度を、中小企業の視点を取り入れて継続的に改善、改革していく必要があると考えます。</p> <p>特に、中小企業の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善、財務基盤の弱い中小企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善は、極めて重要です。</p>
<全文>
<p>1. 弁理士制度について</p> <p>（1）弁理士の国際化対応について（継続意見）</p> <p>例えば、国ごとに相違する新規性喪失例外規定の適用範囲など、外国出願の実務において極めて重要な基礎的内容を全ての弁理士が熟知するよう、国際化対応研修の受講を徹底すべきと考えます。</p> <p>理由</p> <p>中小企業の海外進出とともに、中小企業による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小企業が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多いため、外国出願がスムーズかつ効率的になされるためには、外国代理人と中小企業の間に立つ国内代理人弁理士が、その国の法制度を十分熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。</p> <p>弁理士法に規定されている継続研修の中でも、外国出願に関する研修は充実強化されていると思いますが、中小企業が国内出願を依頼する代理人弁理士の中には外国出願に関する知識や実務経験が十分とは言えない代理人もおり、その結果、適切な、あるいは効率的な権利取得ができなかった中小企業があります。今後ますます外国出願が増えることが予想されることから、弁理士に対しての国際化対応研修を徹底していくべきと考えます。</p> <p>（2）弁理士の高齢化対応について（継続意見）</p> <p>弁理士の高齢化に伴うサービス品質の低下などの弊害を未然に防ぐ、何らかの対応策が必要と考えます。</p> <p>理由</p> <p>中小企業は、複数の弁理士（特許事務所）と取引をするほど多くの依頼案件を持っておりません。そのため、特定の一人の弁理士（一つの特許事務所）と長期にわたって取引を継続していることが多いと認識しております。このため、弁理士の高齢化に伴って、事務手続きや事務管理上において、徐々に、あるいは突然、不適切な対応を受けた経験を有している中小企業が少なからずあります。このような場合、改善されなければ当該代理人を解任し、新たな代理人に委任すればよいのですが、1件1件の特許出願が極めて貴重な中小企業の、このような被害を未然に防止する観点で、何らかの対策がなされるべきと考えます。</p> <p>（3）一人弁理士事務所について（継続意見）</p> <p>一人弁理士事務所の弁理士が何らかの理由によって代理業務を継続できなくなったときに、その弁理士に依頼している中小企業が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小企業が希望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組みが構築されることが必要と考えます。</p> <p>理由</p> <p>中小企業は、先に述べたように、一人弁理士事務所の弁理士と長く取引していることも多く、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件を対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけるこ</p>

とは、中小企業にとって大変な負荷となります。

(4) 弁理士ナビの充実・改善

中小企業が、自社の技術分野に詳しい弁理士を探す際に、弁理士ナビは一つのツールとして有用です。その際、大雑把な専門分野ではなく、より詳しい専門分野が分かるようにすると中小企業がより適切な弁理士を探すことが可能となるはずです。

さらに、先般「標準化・データ関連業務」が弁理士の標榜業務として追加され、今後、中小企業が「標準化・データ関連業務」を、弁理士に依頼する場合もあるところ、弁理士ナビを通じた適切な弁理士が探せるように、弁理士ナビの情報の充実、更新を図るべきと考えます。

特に、中小企業にとって知的財産がかつてなく重要になってきており、弁理士には、今後、単に知的財産の専門家としての支援と助言だけでなく、広く法律と技術のクロスフィールドの専門家としての支援と助言、さらには経営者目線も加味した中小企業への支援と助言が求められると思われます。

中小企業がこのような支援と助言を求めて弁理士を探す際、中小企業が重要視するのは、その弁理士がどのような経験を有しているかであります。弁理士の企業勤務経験の有無、企業勤務経験がある場合には、所属が知財部門か研究開発部門かなどの情報も重要です。こういった情報を含めて、弁理士ナビの充実をより一層図っていくべきであり、国として弁理士会にそのように働きかけて頂きたいと考えます。

2. 中小企業の特許料金等の軽減措置について

(1) 中小企業の特許料金等の一括半額制度の適用対象について

いわゆる中小企業の特許料金等の一括半額制度（新減免制度）が、本年4月から施行されることになったことは、大変評価でき、また、軽減申請手続きに関しても、大幅に簡素化されたことは、大変評価できます。しかしながら、新減免制度では、既に登録になっている特許や、2019年3月以前に審査請求手続きをした特許出願は、対象外です。これら、既に登録になっている特許や本年3月以前に審査請求手続きをした特許出願についても、その後の特許料納付の際に新減免制度の恩恵が受けられるように適用対象を拡大すべきと考えます。

理由

旧減免制度では、一部の中小企業しかこれを利用できませんでしたが、新減免制度では、すべての中小企業が減免対象企業として利用できるようになりました。

新たに減免対象となった中小企業にとって、審査請求手続きに関しては、4月以降すべての審査請求手続きに関してその恩恵を受けることができますが、3月以前に審査請求手続きをした特許出願、既に登録になっている保有特許に関しては、新減免制度の対象にはなりません。すなわち、3月31日時点で多くの審査請求済み特許出願または登録特許を保有している、新たに減免対象となった中小企業にとって、施行当初は、新減免制度による恩恵・政策効果が一部に限定されてしまいます。もちろん年数を経ることで、すべての保有特許が新減免制度の対象となりますが、そうなるまでには、理論的には約10年かかります（例えば、2019年3月31日直前に審査請求した出願がおよそ1年後に登録になった場合、その特許は10年目までの新減免の恩恵を受けることはできません。すなわち新減免制度の恩恵を受けられないこのような特許が今後最長約10年間存在するわけです。）。

しかしながら、中小企業の活力を日本の産業の発展につなげるためには、10年という長い期間を待たずしてすべての特許に関して新減免制度の恩恵・政策効果を受けられるようにするべきであり、そのためにも、新減免制度の適用対象を、本年3月31日以前に審査請求手続きをした出願及び既に登録になっている特許にまで拡大する必要があると考えます。

(2) 11年目以降の特許料金について（継続意見）

いわゆる中小企業の特許料金等の一括半額制度は、その対象が特許料金に関しては10年目までに限定されておりますが、中小企業にとって、最初の数年間よりも、11年目以降の特許料金こそ、軽減する必要性が高いと考えます。

理由

特許料は、1～9年目に比べて、10年目以降の金額が大きく、中小企業にとっては10年目以降の軽減措置の必要性が、1～9年目よりも高いと言えます。特に、中小企業の保有特許使用率は63.4%と、大企業の35.4%に比べて高く（中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第14回（平成29年3月14日）会合配布資料4-3第3頁）、いわば、事業に必須の放棄できない特許が多いことを示唆しております。また大企業が不使用特許を放棄することで浮いた資金を長期保有する特許の維持年金に充当できるのに対して中小企業にはそのような対策も取りにくいくことを示唆しております。

さらに米国は、small entity 向けの特許維持年金の 50% 軽減を、11.5 年目維持年金にも適用しており、軽減措置の対象年に制限は設けておりません。カナダやフィリピンにも同様の制度があります。また、英国やドイツには中小企業向けの軽減措置は無いようですが、かわりに、維持年金が減額されるライセンス・オブ・ライト制度があり、この制度を利用することにより資金負担を軽減できるようになっております。日本の中小企業が世界で戦っていくためには日本で基礎体力をつける必要があり、そのためにも、一律半額制度の適用期間を 11 年目以降にも拡大することが、必要かつ重要であると考えます。

3. 特許情報システム

(1) 全般（継続意見）

日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISER）や中韓文献翻訳システム等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成 28 年 5 月に公表された産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すとされています。

上記の有償で高度なサービスを利用できる中小企業もありますが、多くの中小企業は、有償サービスを受ける資金的余裕はありません。そこで、可能な限り、J-PlatPat 等の無償サービスの機能充実を図るべきであると考えます。

また、日本の中小企業が、海外、特に米国や欧州の中小企業とニッチな市場で戦って勝ち残っていくためには、特許戦略は重要あり、その基本となる特許情報サービスを、米国や欧州の中小企業と同程度の利便性をもって利用できるようにすることが必要です。そのためにも無料で使える J-PlatPat 等の情報システムを米国あるいは欧州の無料で使える情報システムの機能と同程度以上にしていく必要があります。

(2) 平成 30 年 3 月の J-PlatPat の機能追加・改善で生じた不具合

J-PlatPat については、平成 30 年 3 月に特許庁システムとの連携により、データベースの共通化と検索機能の追加・改善がなされ、多くの点で利便性が向上した一方、これまでになかった以下の不都合が生じております。これら不都合点については、昨年 7 月に公表された機能追加・改善計画（本年 5 月リリース予定）で対処されるのかどうか、明確ではありませんが、早急に対処する必要があると考えます。

① 昨年 3 月以前は、個人名で検索する場合、単純に氏名を入力すれば検索できたところ、3 月以降は、姓と名の間にスペースを入れる場合と、入れない場合との or 検索をする必要がある。中小企業の多くは、J-PlatPat の使い方を熟知しているわけではないので、従来のように、単純に氏名を入れるだけで検索できるようにするべきと考えます。

② 特許・実用新案検索機能に関して、昨年 3 月以前は、キーワード検索対象として、「要約+請求範囲」を選択できましたが、3 月以降は、選択項目に「要約」と「請求範囲」はあっても「要約+請求範囲」はなく、この検索をするために、論理式での入力が必要となりました。中小企業の多くは、J-PlatPat の使い方を熟知しているわけではないので、従来のように、「要約+請求範囲」を選択できるようにするべきと考えます。

(3) 平成 30 年 7 月公表の J-PlatPat の機能追加・改善計画

平成 30 年 7 月公表の J-PlatPat の機能追加・改善計画では、多くの点で機能の追加・改善がなされる計画であり、着実に実施に移すことを期待します。

一方で、ユーザーの使い勝手を改善するために、以下の機能についても、上記計画に含まれていなければ、順次、追加・改善が必要と考えます。

① 特許・実用新案検索において、ヒットした外国文献の一覧表示が番号や日付だけであるが、併せてタイトルが表示される機能。

② 特許・実用新案検索において、ヒットした文献に分割出願、外国出願等のファミリーがある場合、Espacenet のように、ファミリー一覧が見られる機能。この場合、より好ましくは一世代上又は下のファミリーだけでなく、場合によっては二世代以上離れたファミリーも表示される機能。さらに表示されたファミリーの番号をクリックすると、その書誌事項、請求項などの内容が閲覧できる機能。

③ 審判書類の閲覧にあたって、審決公報など書類によっては、1 ページごとに閲覧する必要があるが、書類単位で閲覧または PDF でダウンロードできる機能。

④ 特許・実用新案検索でヒットした案件についてワン・ポータル・ドシエ情報を得たい時、わざわざポータル・ドシエ（OPD）照会の画面を別に開いて対象の番号入力を実施することなく、特許・実用新案

検索画面から直接アクセスできる機能。

⑤ 商標検索に関しては、権利消滅した商標も含めて検索できるようになる計画ですが、拒絶が確定した商標も検索できる機能。さらにこの場合、権利消滅した商標、拒絶確定した商標を対象とするかどうか選択できる機能。

⑥ 商標の出願人・権利者名検索と特許・実用新案の出願人・権利者名検索の検索方法を揃えること。具体的には、特許・実用新案検索にあっては「株式会社」を省略した会社名で検索ができますが、商標検索の場合、正しい位置に「株式会社」を入力するか、または会社名の前後に「？」を入力しないと、ヒットすべきものもヒットしません。

⑦ 特許検索、意匠検索においては、検索項目に申請人識別番号があるが、商標検索では、これはありません。特許検索と商標検索とで、その機能、使い勝手などをできるだけ揃えるためにも、商標検索においても申請人識別番号での検索ができるようにするべきだと思います。

さらに J-PlatPat 等には、PATENTSCOPE または Espacenet で実現されている以下の特許調査機能は搭載されておらず、また、機能追加の計画もありません。これらの機能追加を早期に計画し、実現する必要があると考えます。

①過去の検索履歴機能による検索式・結果の呼び出し機能

②外国特許文献のフルテキスト検索に加え、中韓文献と同様に「翻訳テキスト検索」機能

③外国語文献の検索結果画面あるいは個々の公報の画面における翻訳機能

④履歴演算機能（検索式どうしの演算）

⑤検索結果一覧画面における必須機能の整備

・検索結果を導いた論理検索式の表示

・公報の列記において、「書誌・概要」の基本事項（番号/出願人・権利人/分類）に加え「代表図面」の選択表示ができ、一覧画面だけでスクリーニングを行える

・統計情報として、基本事項（発行国・出願人・権利者・主分類・発行年など）のトップ 10 表示による簡易パテントマップ機能

・一覧データリストのダウンロード機能

⑥非特許文献の扱い

・現 J-Global リンクにおいて、非特許文献の閲覧（著作権をクリアしたもののみ）

・一致キーワードのハイライティング機能

（4）将来像（継続意見）

今後 AI の技術が進歩してくると、このような技術、製品の調査をしたいといった概念思考を AI が理解して、そのまま検索を実行する技術が実現されてくるものと考えます。そういった機能を世界に先駆けて実現できれば、検索・調査技術が未熟な中小企業が、必要な特許調査を難なく実現することができるようになると考えます。そしてそのことが、特許調査に掛ける負担を軽くし、これまで調査に取られていた時間と費用を開発業務に充当でき、ひいてはイノベーションの創出に資すると考えます。

（5）将来的な機能追加・改善の際のユーザーの声の反映

平成 30 年 7 月に公表された機能追加・改善計画実施の後、さらなる機能追加・改善の計画を立てる際には、ユーザーが意見や要望を出せる機会を設けるべきと考えます。

（6）利用時間の拡大

J-PlatPat の「審査書類情報照会」の利用時間について、現在の「祝祭日を除く、月曜日午前 8 時から土曜日午前 7 時まで」となっているのを「土曜日午後 5 時まで」に拡大していただきたいです。

理由

ユーザーの中には、土曜日に J-PlatPat を利用しているものもあり、また、J-PlatPat で特許検索をした場合、同時に「審査書類情報照会」を必要とする多いためです。

4. 特許出願図面について

特許出願に添付される図面は現状白黒に限定されておりますが、カラー図面の提出が可能となるように規則を変更していただきたい。例えば、写真を図面として添付する場合、もともとカラーで見やすいものが、白黒になることで、分かりにくくなることがあります。また、近年 CAD もカラー化されており、CAD 図面を利用して特許出願用図面を作成する際、白黒にすることで、図面として分かりにくいものになってしまい弊害があります。時代はカラー図面を求めており、カラー図面の添付が可能となるよう規則を変更してい

ただきたいです。

5. 「特許メモ」について

現在すでに、特許審査において、審査官は、必要と判断した時には先行技術との対比を「特許メモ」で残しています（特許・実用新案審査ハンドブック第Ⅰ部第2章1212）。

この「特許メモ」は、第三者がその特許を評価する際に、例えば、審査官がどこに発明と先行技術の違いを見出していたかなどを知ることのできる大変参考となる資料です。この「特許メモ」があることで、第三者による特許の適正な評価につながる可能性があります。また、権利者自身による特許の評価も、この特許メモがあることで、より適正に判断される可能性があります。権利者および第三者の評価が適正化されれば、評価をめぐる無用な紛争も減る可能性があります。

この「特許メモ」の作成は義務ではありませんが、出願に係る発明の新規性または進歩性に影響を与えるかもしれない一度は検討した先行技術については、他に参考となる資料（拒絶理由通知と出願人の反論など）がなければ、必ず「特許メモ」を作成するような運用に変更すべきと考えます。そうすることにより、特許の評価をめぐる権利者と第三者の不一致を減らすことができる可能性が高まると考えます。

また、この特許メモの運用は、特許・実用新案の審査に限定されていますが、これを意匠出願の審査、商標出願の審査に拡大するべきと考えます。

6. 設定登録料の包括納付制度と特許料又は登録料の自動納付制度との連携

包括納付制度を申請した会社の対象案件（納付された案件）について、包括納付制度申請時に希望する出願人には、自動的に、自動納付制度に引き継ぐことができるようになります。

理由

包括納付制度と自動納付制度とは、どちらも納付忘れ、納付漏れを無くす、中小企業にとってとても便利な制度であり、包括納付制度を利用する中小企業が、自動納付制度を利用する需要は大きいと考えます。

7. 知的財産権制度説明会（実務者向け）のビデオ視聴

毎年開催されている知的財産権制度説明会（初心者向け及び実務者向け）のうち、初心者向け説明会の内容に関しては、事後に、独立行政法人工業所有権情報・研修館にてビデオ視聴できるようになっていますが、実務者向けコースに関しては、ビデオ視聴できるようになっていません。より多くの関係者がいつでもどこでも受講できるように、ビデオ受講できるようにするべきと考えます。

以上

中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志名簿

代表会社 東京ブラインド工業株式会社

（以下アイウエオ順）

株式会社ウエルコ

近江精機株式会社

株式会社弘輝

ジェイオーコスマティックス株式会社

東光薬品工業株式会社

特殊電装株式会社

株式会社奈良機械製作所

日本システム開発株式会社

日本ゼトック株式会社

ユニパルス株式会社

ほか5社（匿名）

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

法人・団体名
36. 知的財産人材育成推進協議会
意見の分野
意見
<p>「知的財産推進計画 2019」 の策定に向けた提言（案） 平成 31 年 2 月 15 日 知的財産人材育成推進協議会</p> <p>I. はじめに 2018年6月12日に2025年～2030年を見据えた中長期の知的財産戦略の在り方を示す「知的財産戦略ビジョン」が策定された。本提言は、この「知的財産戦略ビジョン」が提示する方向性を視野に入れ、本協議会が昨年度行った「知的財産推進計画 2018」への提言との一貫性を保つつつ、状況の変化を考慮して「知的財産推進計画 2019」に反映すべき個別の施策について提言するものである。</p> <p>II. 要旨 「知的財産推進計画 2019」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、地域知財の活性化に対応した人材育成、中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保、「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進等の観点から、引き続き知財人材育成を推進すべきである。</p> <p>III. 提言 「知的財産推進計画 2019」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、引き続き人材育成に努めていくべきである。特に、Society5.0 に向けた第四次産業革命の進展に対応して、各施策が育成すべき人材像と一致したものとなっているか等、不断の見直しをすべきである。 その上で、人材の育成にあたり横断的に検討すべき事項として、以下の 人材育成を実施していくことが必要である。</p> <p>(1) 地域知財の活性化に対応した人材育成 「知的財産推進計画 2018」では、地域経済の担い手である中小企業による知的財産の積極的な活用を支援していくことは、地方創生の観点からも重要であり、中小企業自身や、中小企業支援に重要な役割を果たす地方の行政機関、金融機関等において知財及びその関連施策について十分に認識させ、知財の活用を促進することが必要であるとの認識が示されている。今後もこのような目標の達成のための施策を継続するとともに、地域における弁護士、弁理士、中小企業診断士、知的財産管理技能士等の知的財産に関する人材の連携強化を推進していくべきである。</p> <p>(2) 中小企業・スタートアップ等を対象とした、知的財産の理解増進活動 知的財産の活用があまり進んでいない中小企業・スタートアップ等に対して知財活用の成功事例に関するセミナーの開催やコンサルティングを実施するなど、知財に対する理解増進活動を推進すべきである。その際、既に経営戦略において知的財産を活用している中小企業・スタートアップ等の支援経験が豊富な人材を積極的に活用すべきである。</p> <p>(3) 中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保 中小企業・スタートアップ等の知財意識を高めるために、全ての中小企業・スタートアップ等で、知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保（外部人材の活用を含む）する取組を推進すべきである。また、そのような取組を実施する中小企業・スタートアップ等にとって、インセンティブとなる制度の導入を検討すべきである。</p> <p>(4) IP ランドスケープ業務を担う人材の育成 2017年に改訂された「知財人材スキル標準」において、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン&クローズ戦略」、「組織デザイン」の 4 業務が特定されたところであるが、これらの項目の中でも、「IP ランドスケープ」業務を担い得る人材が不足している。そこで、「IP ランドスケープ」業務に関する調査研究を行い、IP ランドスケープ業務を担い得る人材の育成方針を示すべきである。</p> <p>(5) ファッション分野における知財人材の育成 いわゆるファッションローの教育に関する体系の整理、人材の育成が必要である。専門学校・大学・大学院等での教育において、知的財産権法を中心とするファッションローの教育を推進することにより、クールジャパン戦略、中小・ベンチャーの担い手となる若者を育成すべきである。</p> <p>(6) 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進</p>

「知的財産推進計画 2018」でも指摘されているとおり、イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組みをデザインできる人材が必要である。

「知的財産推進計画 2016」を踏まえて設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」においては知財教育の体系化が進められているところであるが、知的財産に関する国民一人ひとりの理解の更なる向上を図るため、啓発活動を推進していくべきである。初等・中等・高等教育といった、各教育の現場の状況に応じた、切れ目のない知財教育を推進するため、専門家を活用すると共に、教材等の作成をはじめ、教師への支援等も充実していくべきである。また、知的財産制度自体を教えることに加え、そのような制度を必要とする社会について深く考察させる教育も必要である。

(以上)